

第3編 災害応急対策、復旧・復興計画

第1章 はじめに

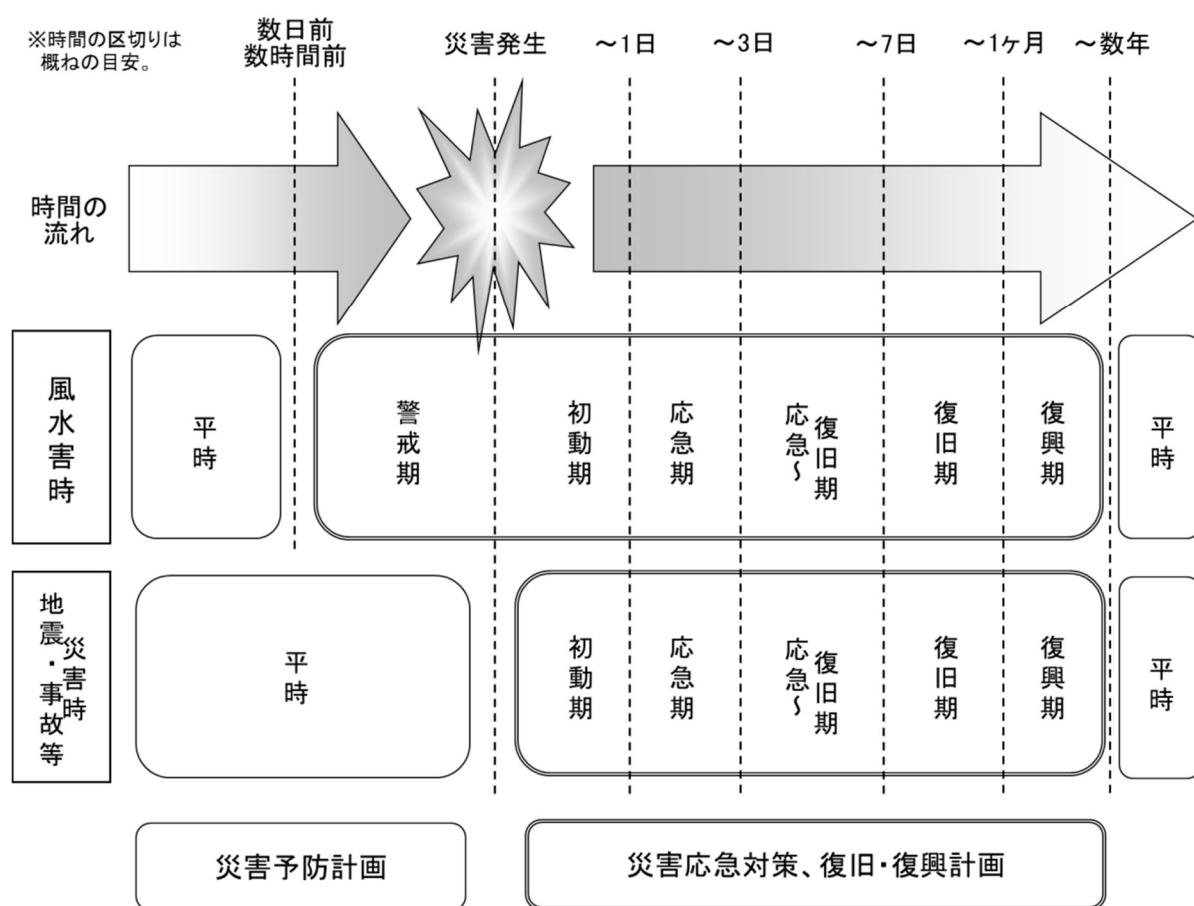
第1節 災害応急対策、復旧・復興計画について

第1 災害応急対策、復旧・復興計画とは

「災害応急対策、復旧・復興計画」とは、災害発生のおそれのある警戒期から災害発生初動期、応急期、復旧期、復興期までの一連の事態に対して、過去の災害から得られた教訓などを参考に、災害発生時を想定して、どのような対策をとるべきかを示したものである。

ただし、災害の規模や状況によっては、想定を超える事態が起こりえる。そのため、本計画を基本としながらも、その時の状況に応じて、常に臨機応変な対応を心がけることが必要である。

■ 災害対策の流れ



第2 災害応急対策、復旧・復興計画の構成

災害応急対策、復旧・復興計画の構成は、以下のとおりである。

■ 災害応急対策、復旧・復興計画の構成①

章	節	項
第1章 はじめに	第1節 災害応急対策、復旧・復興計画について	第1 災害応急対策、復旧・復興計画とは
		第2 災害応急対策、復旧・復興計画の構成
	第2節 本市の災害対策組織	第1 配備体制
		第2 職員の動員
		第3 災害警戒本部
		第4 災害対策本部・支部
	第3節 組織体制を確立する	第1 災害警戒本部体制を確立する
		第2 災害対策本部体制を確立する
		第3 災害対策支援本部体制を確立する
		第1 災害時の通信を確保・活用する
		第2 気象警報等の情報を収集・伝達する
第2章 災害対策の コーディネート	第4節 情報を収集・伝達する	第3 被害情報等を収集・報告する
		第4 災害時の広報活動を行う
		第5 被災者台帳の作成・利用及び安否情報の提供を行う
		第1 防災関係機関に支援を要請する
		第2 自衛隊へ派遣要請を行う
	第5節 外部に応援を要請する	第3 防災ヘリコプターの応援要請を行う
		第4 関係機関と連携する
		第5 災害ボランティアの派遣・受け入れを行う
		第6 救援物資の受け入れ等を行う
		第7 災害義援金の募集等を行う
	第6節 法適用を受ける	第1 災害救助法の適用を受ける
		第2 被災者生活再建支援法の適用を受ける
第3章 災害応急対策 を行う	第7節 住民の避難を支援する	第1 避難指示等を発令・解除する
		第2 警戒区域を設定する
		第3 避難を誘導する
		第4 避難所を開設、運営する
		第5 帰宅困難者への対策を行う
		第6 広域一時滞在を行う
	第8節 被災者の 救助・救急活動を行う	第1 被災者を救出する
		第2 救急医療を行う
		第3 医療・助産対策を行う
		第4 遺体の火葬等を行う
	第9節 交通・輸送対策を行う	第1 交通確保対策を行う
		第2 緊急輸送対策を行う
		第1 食料を供給する
	第10節 物資等の供給を行う	第2 応急給水を行う
		第3 物資を供給する

■災害応急対策、復旧・復興計画の構成②

章	節	項
第3章 災害応急対策 を行う	第5節 保健衛生活動を行う 第6節 公共土木施設の応急対策、 建築物等の二次災害防止を行 第7節 文教対策活動を行う	第1 ガレキ・流木(災害木)対策を行う 第2 ごみ処理対策を行う 第3 し尿汲み取り処理対策を行う 第4 環境対策を行う 第5 精神医療を行う 第6 健康対策を行う 第7 食品衛生対策を行う 第8 感染症対策を行う 第9 要配慮者支援対策を行う 第10 愛玩動物の収容対策を行う
		第1 土砂災害 第2 道路 第3 河川 第4 ダム 第5 ため池 第6 森林防災対策(林道、治水施設、危険木を含む) 第7 農地・農業用施設 第8 建築物・宅地防災対策 第9 水道の確保 第10 下水道の確保
		第1 教育対策を行う
		第1 住宅を確保する 第2 警備対策を行う
		第1 災害弔慰金等を支給する 第2 災害復旧資金の融資を支援する
		第1 災害復旧事業の種類 第2 激甚災害の指定に関する事項
		第1 復興組織を設置する 第2 復興計画を策定する
		第1 総則 第2 水防組織 第3 重要水防箇所 第4 予報及び警報 第5 施設の監視等 第6 水防計画
		第1 地震火災の消火活動の実施 第2 消防の広域応援要請
		第1 鉄道施設における応急対策の実施 第2 旅客、帰宅困難者対策
第5章 その他 応急対策	第1節 水防計画 第2節 消火計画 第3節 公共的施設災害応急対策 第4節 ライフラインの災害応急対策 第5節 農林関係対策の実施	第1 電力の確保 第2 ガスの確保 第3 電気通信の確保
		第1 農林水産業技術応急指導 第2 家畜防疫対策 第3 飼料確保対策 第4 主要作物

第5 野菜
第6 果樹
第7 花き
第8 しいたけ
第9 流通対策

■災害応急対策、復旧・復興計画の構成③

章	節	項
第6章 その他の災害の 応急対策計画	第1節 雪害等の応急対策の実施	第1 道路除雪対策 第2 雪崩対策 第3 渇水対策
	第2節 大規模火災の応急対策の実施	第1 消火活動の実施 第2 相互応援協定の運用 第3 他機関との連携 第4 救急搬送業務 第5 警防計画 第6 自主防災組織との連携
	第3節 危険物施設等の応急対策の実施	第1 危険物事故の応急対策の実施 第2 高圧ガス事故の応急対策の実施 第3 火薬類事故の応急対策の実施 第4 毒物・劇物事故の応急対策の実施
	第4節 突発重大事案の応急対策の実施	第1 現地災害対策本部の設置 第2 現地災害対策本部の機能 第3 現地災害対策本部の設置場所 第4 現地災害対策本部の廃止 第5 サリン等の発散による被害発生時の措置 第6 突発重大事案における警察活動
	第5節 交通災害応急対策の実施	第1 情報の収集・伝達 第2 動員の実施 第3 自衛隊への派遣要請 第4 防災関連機関等との連携促進 第5 専門家・専門機関等への協力要請 第6 救援・救護活動等の実施 第7 緊急輸送活動及び代替輸送 第8 こころのケア対策の実施 第9 遺体の保存、身元確認等の実施 第10 雑踏事故の応急対応 第11 危険物等への対策の実施 第12 災害情報の提供と相談活動の実施

第2節 本市の災害対策組織

第1配備体制

[実施機関：市(各班)]

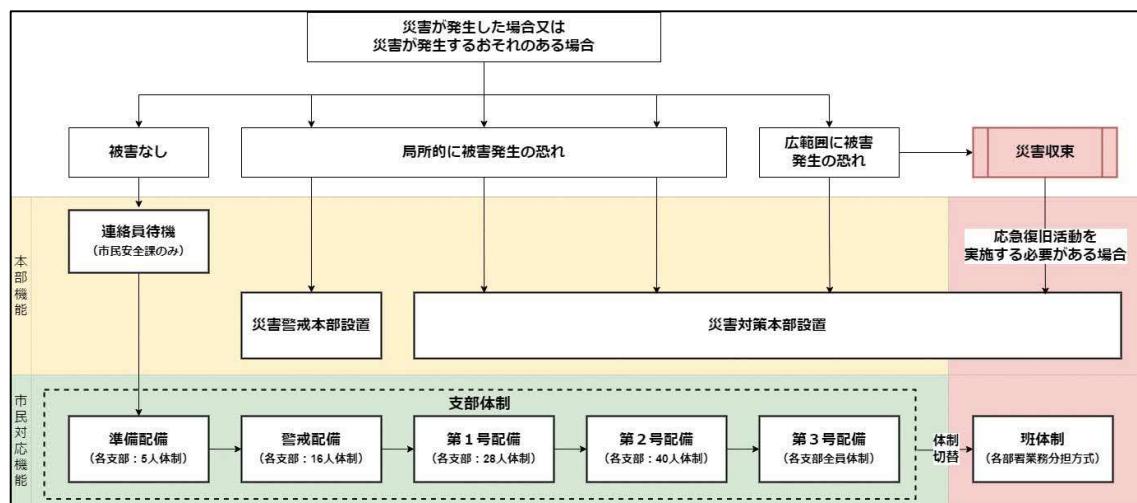
1 配備の体制と基準

本市は、災害の予兆を感じた段階から災害の大規模化に対応するため、以下に示す配備体制及び配備基準をもって、段階的に組織を設置する。

具体的には、災害初動期には災害対策本部の本部機能については本庁舎を拠点に、支部機能については各支所（柏原、氷上、青垣、春日、山南及び市島支所）に拠点に置き、市職員で「総務班」「救護班」「機動班」の3班を編成し、消防団各支団と連携しながら災害対応を行う「支部体制」を組織する。

なお、災害が収束した段階においては、引き続き災害応急活動等を実施する必要がある場合は、「支部体制」から各部署による業務分担方式の「班体制」に組織を移行し、応急復旧対応や被災者支援等を行う。

■風水害等の配備体制図



■風水害等の配備基準

配備	配備該当基準	本部の配備要員	支部の配備要員
連絡員待機	<ol style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風又は大雪の警報が発表されたとき【自動参集】 台風の接近又は前線の影響等に伴って大雨、洪水、強風（暴風）の注意報又は警報が発表されたときであって、市民安全課長が必要と認めたとき 	市民安全課長、防災係職員及び市民安全課長が指名する職員【自動参集】 建設部連絡員職員 （大雪警報の場合は、市民安全課長が指名する職員）	各支部総務班長が指名する職員（市民安全課長が必要と認めると）（大雪警報の場合は、市民安全課長[本部事務局]が指示する）

配備	配備該当基準	本部の配備要員	支部の配備要員
準備体制	<ol style="list-style-type: none"> 大雨で市内のいざれかの河川が水防団待機水位（水防警報第1号基準水位）に達し、さらに水位上昇が予想されるとき 大雪警報が発表され、市が別に定める観測基準点（3か所）のいざれかで基準値を超過したときであって、生活環境部長又は総務部長が必要と認めたとき 	総務部長、生活環境部長、建設部長、総務課長、消防総務課職員、市民安全課職員 道路河川課長及び道路河川課長が指名する職員 土木総務課長及び土木総務課長が指名する職員	総務班（3人） 機動班（2人）
災害警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> 市内のいざれかの河川が氾濫注意水位（水防警報第3号基準水位）に達し、さらに水位上昇が予想され、生活環境部長が必要と認めたとき 市内のいざれかの観測所で時間雨量40ミリ以上を観測又は累計雨量が100ミリを超過すると見込まれ、生活環境部長が必要と認めたとき 軽微な規模の災害、局地的な災害が発生し、市長が必要と認めたとき 上記1～3のいざれかに該当したとき 大雪警報が発表され、市が別に定める観測基準点（3か所）のいざれかで基準値を超過し、更に降雪が予想されるときであって、生活環境部長又は総務部長が必要と認めたとき 	<p>【本部】 市長、副市長、教育長、技監、部長、消防長、会計管理者、議会事務局長、消防団長、筆頭副団長、災害警戒本部名簿記載の職員（総合政策課、総務課、環境課）</p> <p>【所属部配備】 所属部配備で部長又は課長が指名する職員（建設部、上下水道部、教育部等）</p>	支部長 総務班（3人） 救護班（3人） 機動班（9人） 消防団各支団専任副団長、副団長
災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風、大雪、及び暴風雪により人的被害、家屋被害が発生又は発生が予想されるとき 丹波市に土砂災害警戒情報が発表されたとき 市内のいざれかの河川が氾濫危険水位に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき 上記1～3のいざれかに該当したとき 	警戒配備に準ずる。	支部の第1号配備職員 支部長 総務班（6人） 救護班（6人） 機動班（15人） 消防団員（職員と兼務の場合、班長以上の役職にあるものは、消防団員としての役割を優先し、その他の団員は、職員としての役割を優先する） 長時間の警戒時は、警戒配備職員と交代する。

配備	配備該当基準	本部の配備要員	支部の配備要員
第2号配備	1. 第1号配備体制では対処できない規模に災害が拡大するおそれがあるとき	第1号配備に準ずる。	支部の第2号配備職員 支部長 総務班（9人） 救護班（9人） 機動班（21人） 各支部の災害発生・対応状況により、所属支部以外の支部へ配備する。
第3号配備	1. 第2号配備体制で対処できない規模に災害が拡大するおそれがあるとき 2. 班活動への円滑な引継ぎに人員が必要なとき	第1号配備に準ずる。 所属長は被害状況により、担当する班の活動準備又は活動を始める。	全職員を災害対応に配備 配備先は、各支部の災害発生状況により本部から指示する。 支部体制から班活動への円滑な引継ぎを確保する。

【参考】～兵庫県水防計画から抜粋～

○水防警報（水防法第2条第8項）…国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

水防警報第1号＝待機、水防警報第2号＝準備、水防警報第3号＝出動、水防警報第4号＝解除

○水防指令…兵庫県水防本部長（知事）が県の機関に対し、水防非常配備態勢につく指令をいう。

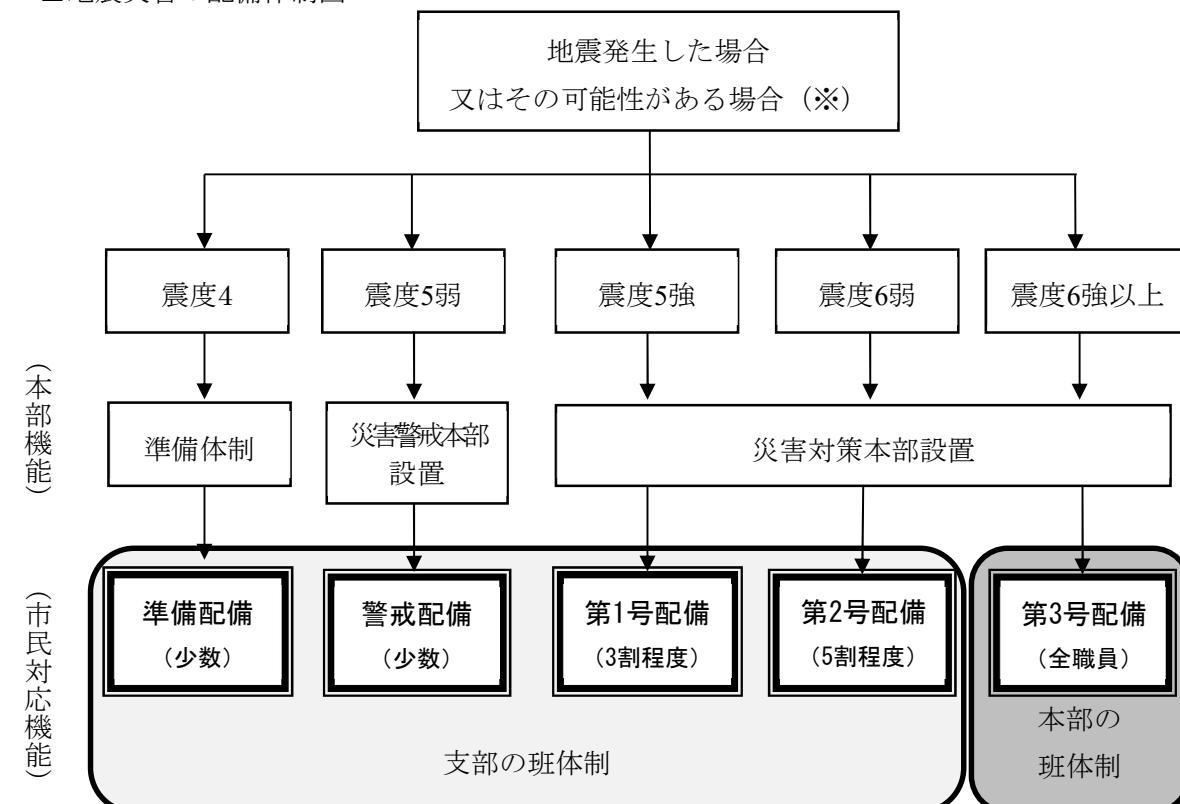
水防指令第1号＝第1非常配備態勢（少数の人数）、水防指令第2号＝第2非常配備態勢（概ね5割以内の人員）、水防指令第3号＝第3非常配備態勢（原則として全員）

■特別警報の基準…数十年に一度の大雪などが予想される場合に発表

現象の種類	基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※ 震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上））は特別警報に位置付けされるが、発表名称は変更なし

■地震災害の配備体制図



※可能性がある場合の例は、次のとおり。

- (1) 丹波市の震度が不明で、周辺の震度が丹波市の配備基準に相当する場合。
- (2) 丹波市及び丹波市周辺の震度が不明である場合。
- (3) 丹波市の配備基準に達していると考えられるが、気象庁が「現在震度を入手していない市町」として丹波市を発表した場合。

■地震災害の配備基準

配備	配備該当基準	本部の配備要員	支部の配備要員
準備体制 準備配備	1. 市内に震度4の地震が観測されたとき 【自動参集】	総務部長、生活環境部長、建設部長、総務課長、消防総務課職員、市民安全課長及び課職員 道路河川課長及び道路河川課長が指名する職員 土木総務課長及び土木総務課長が指名する職員	総務班(3人) 機動班(2人)
災害警戒本部 警戒配備	1. 市内に震度5弱の地震が観測されたとき 【自動参集】	【本部】 市長、副市長、教育長、技監、部長、消防長、会計管理者、議会事務局長、消防団長、筆頭副団長、災害警戒本部名簿記載の職員(総合政策課、総務課、環境課) 【所属部配備】 所属部配備で部長又は課長が指名する職員(建設部、上下水道部、教育部等)	支部長 総務班(3人) 救護班(3人) 機動班(9人) 消防団各支団専任副団長、副団長
災害対策本部 第1号配備	1. 市内に震度5強の地震が観測されたとき 【自動参集】	警戒配備に準ずる。	支部の第1号配備職員 支部長 総務班(6人) 救護班(6人) 機動班(15人) 消防団員(職員と兼務の場合、班長以上の役職にあるものは、消防団員としての役割を優先し、その他の団員は、職員としての役割を優先する)
災害対策本部 第2号配備	1. 市内に震度6弱の地震が観測されたとき 【自動参集】	第1号配備に準ずる。	支部の第2号配備職員 支部長 総務班(9人) 救護班(9人) 機動班(21人) 各支部の災害発生・対応状況により、所属支部以外の支部へ配備する。
災害対策本部 第3号配備	1. 市内に震度6強以上の地震が観測されたとき 【自動参集】 2. 地震によって多数の被害が発生し、市長が必要と認めるとき	第1号配備に準ずる。 所属長は被害状況により、担当する班の活動準備又は活動を始める。	全職員 配備先は、各支部の災害発生状況により本部から指示する。 支部体制から班活動への円滑な引継ぎを確保する。

※ 震度6弱以上の大さきの地震動が予想される場合(緊急地震速報(震度6弱以上))は特別警報に位置付けられるが、発表名称は変更なし

1 配備の決定

準備配備において、災害情報を収集しその状況及び必要な対策を市長に報告する。市長は、報告に基づいて警戒配備体制及び災害対策本部の設置を決定し、動員を指示する。

第2 職員の動員

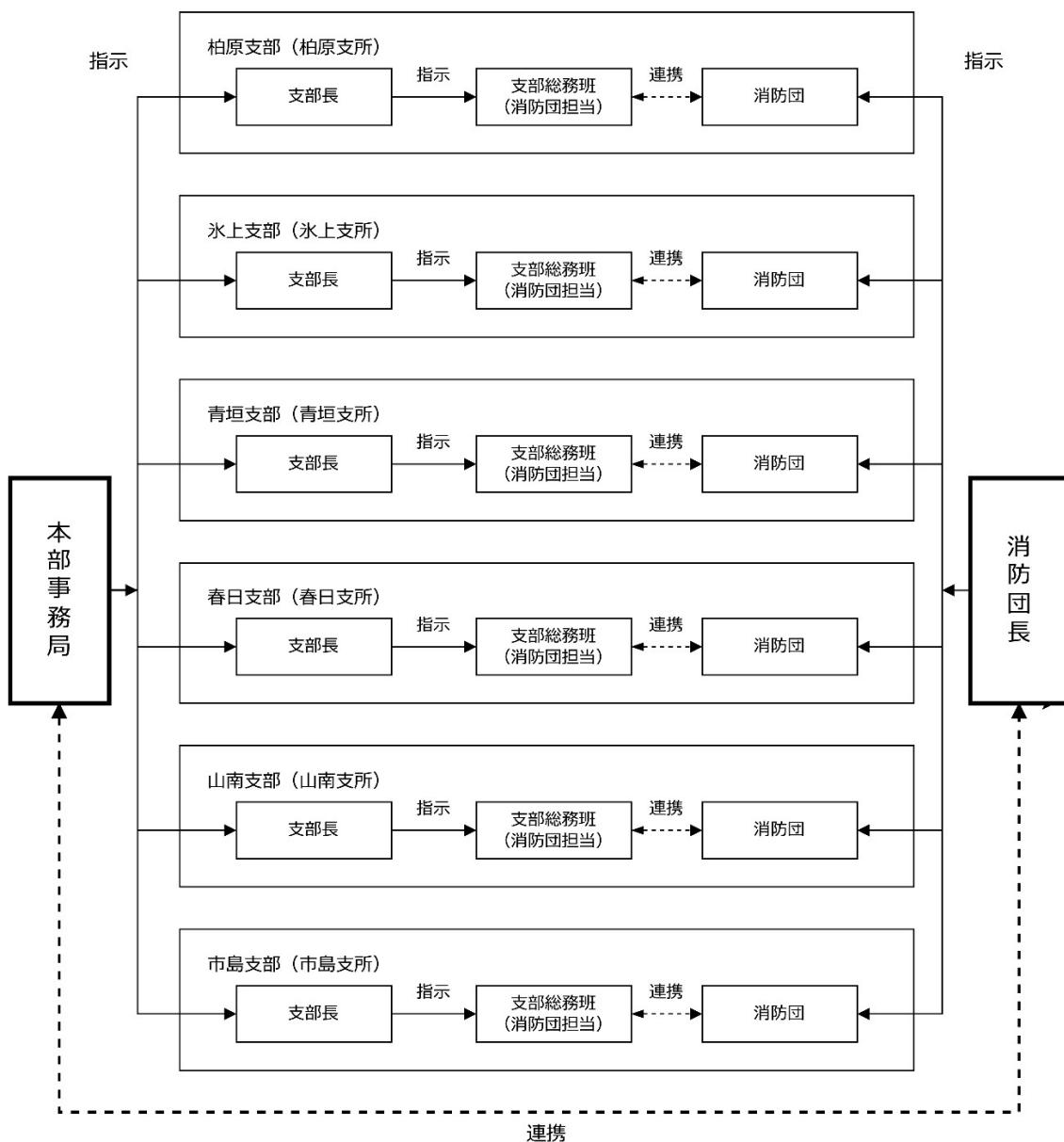
[実施機関：市（各班）]

1 動員方法

各配備該当基準に基づき各配備要員が参集する。あらかじめ割り当てられた各支部の配備計画に基づきそれぞれの支所（庁舎）へ赴くことができるものとし、時間外の場合は出先から直接赴くことができるものとする。

なお、連絡は職員防災メール（以下「ANPiS」アンピス）を用いて、原則、生活環境部長の命により本部事務局が配信することとする。

■本庁舎・分庁舎・支所間の指示連絡系統



2 参集場所

災害警戒（対策）本部の構成員並びに本部事務局の構成員は、原則勤務時間の内外を問わず、市役所1階第1会議室に設置された本部へ参集する。そのほかの職員は、各自の所属先を参集場所とするが、災害状況等により、現場への指示等を行う必要がある場合や、やむをえず参集場所に行けない場合等は、最寄りの庁舎に参集する。また、応援班員については、所定の庁舎へ参集する。

3 動員報告

参集した職員は、所属単位に各班長を通じて動員報告を行う。

第3 災害警戒本部

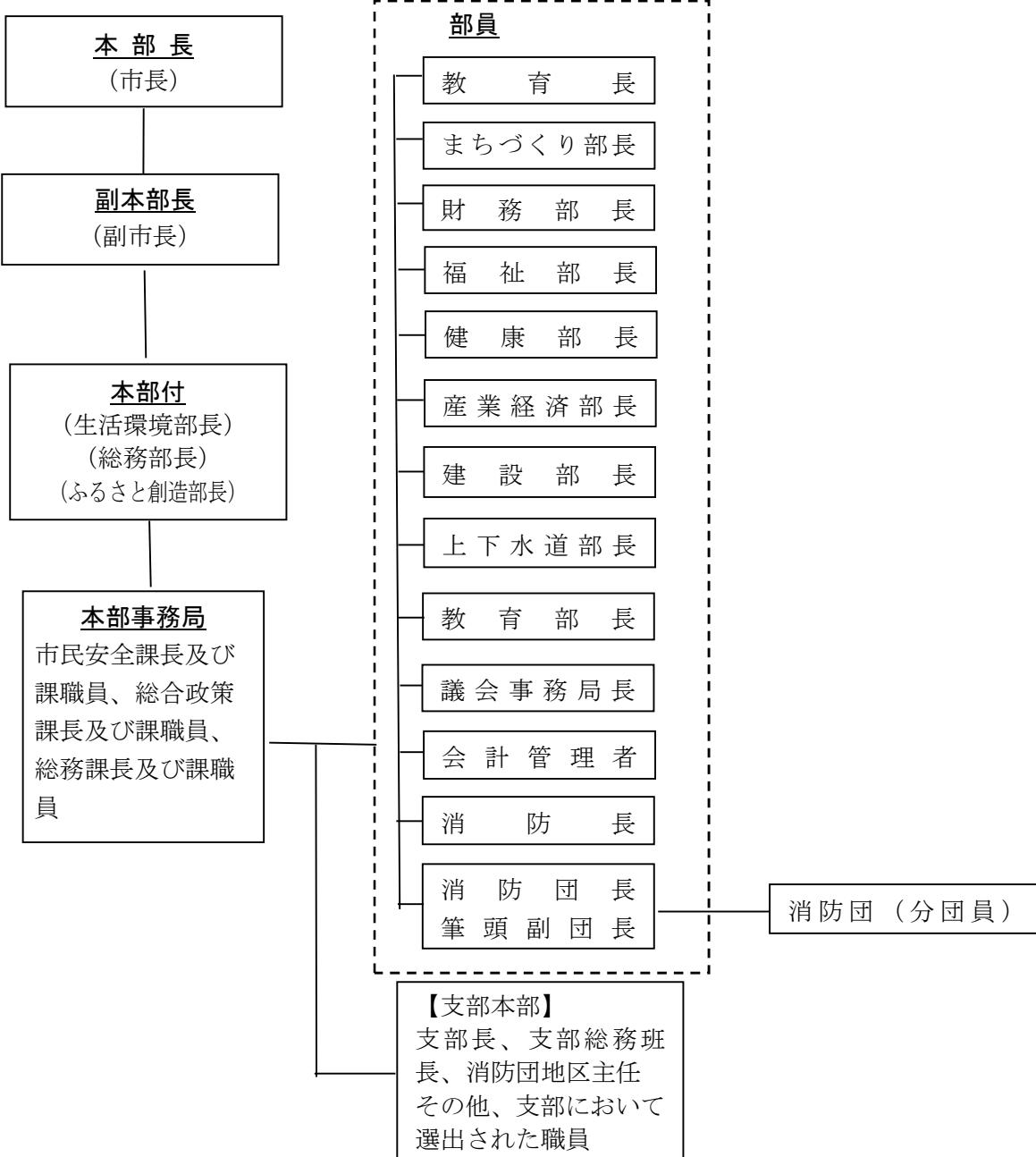
[実施機関：市（総務班）]

1 組織と事務分掌

災害警戒本部は、市長、副市長、教育長、総務部長、ふるさと創造部長、生活環境部長、まちづくり部長、財務部長、福祉部長、健康部長、産業経済部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長、会計管理者、消防長、消防団長、筆頭副団長、本部事務局（市民安全課長及び課職員、総合政策課長及び課職員、総務課長及び課職員）から構成する。

各本部員は災害の状況を踏まえそれぞれの立場から本部長の判断に必要な助言を行う。

■ 災害警戒本部の組織



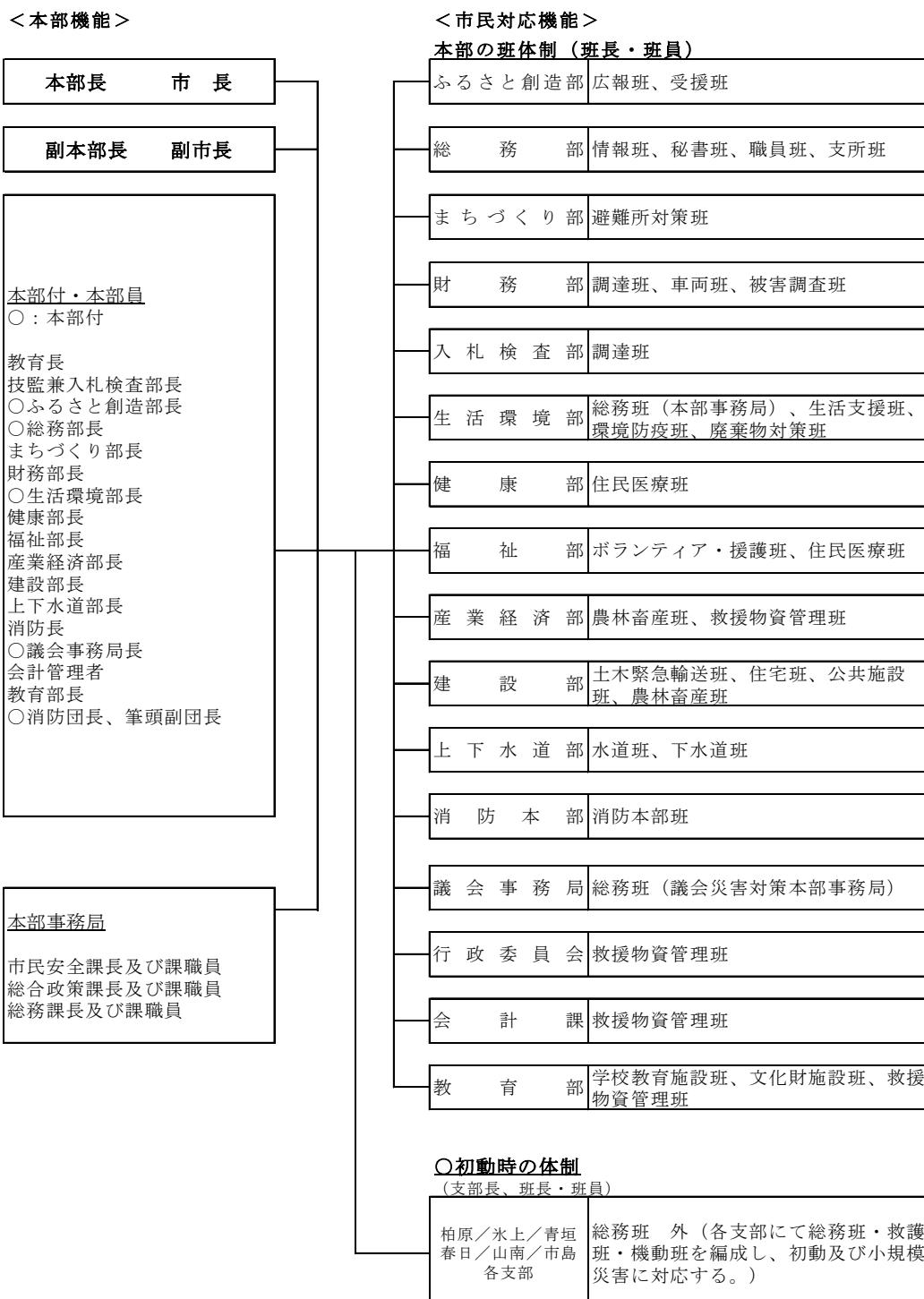
第4 災害対策本部・支部

[実施機関：市（総務班）]

1 組織と事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

■ 災害対策本部・支部の組織



■災害対策本部の事務分掌

区分	通常時の役職	災害時の業務内容
本部長	市長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
本部付	総務部長、生活環境部長、ふるさと創造部長	本部長、副本部長を補佐する。
本部員	教育長、技監兼入札検査部長、まちづくり部長、財務部長、健康部長、福祉部長、産業経済部長、建設部長、上下水道部長、消防長、議会事務局長、会計管理者、教育部長、消防団長及び筆頭副団長	本部長の命を受け、各災害対策実施の責任者となる。
本部事務局	市民安全課長及び課職員、総合政策課長及び課職員、総務課長及び課職員	本部運営の事務作業を行う。
班長・班員	各課長・職員	本部員の命を受け、災害対策にあたる。

■各班の事務分掌

班名	通常時の部署	災害時の業務内容
広報班	総合政策課	被災者等への広報、報道機関対応、記者発表、視察者対応
情報班	総務課	災害の記録作成、各支所等からの情報収集（ライフラインを含む）と把握、行方不明者の把握
秘書班	総務課	本部長秘書、儀礼的事務
職員班	職員課	職員参集把握、職員の食料及び物資の供給、応援要員把握
受援班	ふるさと定住促進課	受援本部事務局
支所班	各支所	市民及び消防団からの情報収集及び管理（消防団支団業務を含む）、庁舎（支所）機能の確保、駐車場確保
避難所対策班	人権啓発センター、市民活動課、文化・スポーツ課	避難所の開設、避難者把握、避難所運営指示、避難者対応
調達班	財政課、入札検査室	食料を含む各種資機材の調達・輸送・供給・管理
車両班	資産活用課	公用車の配車、災害対策車両の確保、燃料確保
被害調査班	税務課	家屋の被害調査及び罹災証明の発行
公共施設班	営繕課	市有施設及び社会教育施設の災害復旧に関する工事等の技術支援
総務班 (本部事務局)	市民安全課	本部会議、県への報告、職員の配備体制指示、応援派遣要請、本部事務局
生活支援班	市民安全課	各種給付及び生活支援に関する対策、しおり作成、相談及び手続き窓口
環境防疫班	環境課	大気・河川の管理、環境衛生汚染対策、ペット対策、放浪動物対策、死亡小動物、住家浸水に係る防疫、遺体安置・火葬、遺体収容
廃棄物対策班	環境課	仮設トイレ確保・設置・し尿汲み取り処理、瓦礫処理、一般ゴミ収集・処理、災害ゴミの仮置き場開設

班名	通常時の部署	災害時の業務内容
ボランティア・援護班	社会福祉課、介護保険課、障がい福祉課	災害ボランティアセンターを設置（社協連携）、災害ボランティアセンターの運営支援、日赤との連絡調整 在宅・施設等の災害時要配慮者（障がい者、高齢者、外国人等）の把握及び対策、義援金受入れ及び配分（被災世帯以外の配分を含む）
住民医療班	健康課、こども福祉課、看護専門学校、国保診療所	救護所設置、福祉避難所運営支援（専門職員）、医師会等との調整、医薬品確保、避難者医療、精神ケア、災害時保健活動
農林畜産班	農地整備課、農林振興課	農林、畜産業の被害状況調査（巡回を含む）及び把握、応急対策、復旧
救援物資管理班	商工振興課、観光課、恐竜課、会計課、監査委員会事務局、農業委員会事務局	救援物資の要請、受付け、管理、供給
土木緊急輸送班	道路河川課、土木総務課	道路・橋梁・河川の被害状況調査（巡回含む）及び把握、応急対策、復旧、道路通行止め等の情報把握、緊急輸送路設定、ヘリポート対応、内水氾濫等に係る応急対応（仮設ポンプ設置含む）、各樋門及び三宝ダム等の施設配置
住宅班	都市住宅課	公営住宅等の一時入居、仮設住宅、被災建築物・応急危険度判定、住宅の応急修理、住宅相談窓口の設置
水道班	水道課	水道施設の点検、復旧、応急給水及び各水道事業体等への相互応援要請
下水道班	下水道課	下水道施設の点検、被害状況の把握、復旧、各処理場及び運転状況の確認（巡回、下水道施設仮設ポンプ設置を含む）
消防本部班	消防総務課、予防課、警防課、消防署	消防団業務及び消火・救急・救助活動、警察・自衛隊等の現場関係機関等との調整、現場活動に必要な物資の調達、緊急消防援助隊の要請、対応
学校教育施設班	教育総務課、学校教育課、こども育成課	応急教育、被災児童等への学用品の供給、学校施設の被害状況把握、点検・復旧
文化財施設班	社会教育・文化財課	文化財、資料館、美術館、図書館施設の被害状況把握、点検・復旧
総務班（議会災害対策支援本部事務局）	議会事務局	議会災害対策支援本部の設置（議員への情報伝達等）

※ 災害の発生状況によっては、本部の判断により班を越えた体制を指示するものとする。

第2章 災害対策のコーディネート

第1節 組織体制を確立する

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第1節 組織体制を確立する	第1 災害警戒本部体制を確立する	1 災害警戒本部の設置を決定する	総務班
		2 災害警戒本部を運営する	
		3 災害警戒本部体制を廃止又は災害対策本部体制へ移行する	
	第2 災害対策本部体制を確立する	1 災害対策本部の設置を決定する	
		2 災害対策本部を運営する	
		3 灾害対策本部体制を廃止する	
	第3 災害対策支援本部体制を確立する	1 災害対策支援本部の設置を決定する	

第1 災害警戒本部体制を確立する

[実施機関：市（総務班）]

災害の発生が予想される場合において、適切な対応を図るために、気象・水防・地震等の情報収集や被害状況の把握等を迅速に行うための体制の確立が求められる。

1 災害警戒本部の設置を決定する

(1) 設置基準

生活環境部長若しくは総務部長は、警戒活動の必要があると認める場合は、市長の承認を得て必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、市役所1階第1会議室に設置する。

市役所が使用できない場合は、春日庁舎3階会議室とする。

(3) 災害警戒本部設置の連絡

本部長の命により本部事務局は、原則、ANPiSを用いて各支部長、各支部総務班長、消防本部、教育委員会事務局、議会事務局へ災害警戒本部を設置する旨を連絡する。

(4) 指揮の権限

災害警戒本部長は市長とする。

災害警戒本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■ 災害警戒本部の権限の委任

災害警戒本部
第1位 副市長
第2位 生活環境部長
第3位 総務部長

2 災害警戒本部を運営する

災害警戒本部の協議事項等は、次のとおりである。

■ 災害警戒本部の協議事項等

- (1) 災害警戒本部設置について各庁舎へ連絡
- (2) 災害情報の収集と対策の検討
- (3) 災害危険箇所の警戒巡視
- (4) 所管施設の警戒巡視及び予防措置
- (5) 軽微な被害への応急対策
- (6) 災害対策本部設置の判断

3 災害警戒本部体制を廃止又は災害対策本部体制へ移行する

(1) 災害警戒本部の廃止

生活環境部長若しくは総務部長は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、市長の承認を得て災害警戒本部を廃止する。

(2) 災害対策本部への移行

市長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行する。

第2 災害対策本部体制を確立する

[実施機関：市（総務班）]

本市域に相当規模の災害が発生し、又は発生が予想される場合において、適切な対応を図るためにには、災害予防や災害応急対策等を迅速に行うための体制の確立が求められる。

1 災害対策本部の設置を決定する

(1) 設置基準

災害対策本部は、災害対策本部設置の配備該当基準に基づき、市長が必要と認めたときに設置する。また、災害対策支部は、支部長、支部総務班長及び各支部の中から選出された職員が配備該当基準に基づく判断により設置する。

(2) 設置場所

災害対策本部は、市役所1階第1会議室に設置する。

市役所が使用できない場合は、春日庁舎3階会議室とする。

また、災害対策支部は、市民対応の機能として各支所又は住民センター内に設置するが、被災のため使用できない場合には最寄りの公共施設等に設置する。

(3) 災害対策本部設置の通知

総務班は、災害対策本部を設置したときは、市民や職員等、次の機関にもその旨を通知する。

■本部設置の通知先及び通知方法

- (1) 庁内及び出先の職員（ANPiS）
- (2) 兵庫県丹波県民局（フェニックス防災システム）
- (3) 兵庫県災害対策課（フェニックス防災システム）
- (4) 丹波警察署（フェニックス防災システム）
- (5) 報道機関（L-ALERT）
- (6) その他の防災関係機関（FAX等）

(4) 指揮の権限

災害対策本部長は市長、支部長は生活環境部長が指名した職員とする。

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

災害対策支部の指揮は、支部長の権限によって行われるが、支部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■災害対策本部・支部の権限の委任

災害対策本部	災害対策支部
第1位 副市長	第1位 支部長
第2位 生活環境部長	第2位 支部総務班長
第3位 総務部長	

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を支部長に委任する。

- (1) 避難の指示等の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (2) 立退きの指示の発令（水防法第29条、水防管理者の権限）※丹波警察署長への通知を要する。
- (3) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (4) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

2 災害対策本部を運営する

(1) 災害対策本部の協議事項等

本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。協議事項等の具体的な内容は、以下のとおりである。

なお、市長（本部長）は、自衛隊、緊急消防援助隊、警察等の広域応援を受け入れた場合は、各機関からそれぞれ1名以上本部連絡員として災害対策本部に派遣することを要請し、関係機関との連携の強化を図る。

■災害対策本部の協議事項等

- (1) 災害応急対策の総合調整
- (2) 災害対策本部配備体制の決定
- (3) 避難所等の開設決定
- (4) 避難指示等の決定
- (5) 自衛隊派遣要請依頼の決定
- (6) 災害救助法適用申請の決定
- (7) 県及び他市町への応援要請の決定
- (8) 応急対策に要する予算及び資金の決定
- (9) その他重要事項の決定

(2) 現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害対策支部又は災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置する。この場合、現地災害対策本部の指揮は、副本部長がとる。

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地本部長に委任する。

- (1) 避難等の指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (2) 立退きの指示の発令（水防法第29条、水防管理者の権限）※丹波警察署長への通知を要する。

- (3) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (4) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

3 災害対策本部体制を廃止する

本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部・支部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

■主な災害対策拠点の種類

- (1) 市災害対策本部、支部、現地対策本部
- (2) 災害拠点病院（県指定）
- (3) 救護所
- (4) 緊急輸送路（県指定）
- (5) 臨時ヘリポート
- (6) 避難所
- (7) 福祉避難所
- (8) 遺体安置所
- (9) 物資集積拠点

なお、「市災害対策本部、支部、現地対策本部」、「遺体安置所」の詳細は本文中に示し、そのほかは資料編に詳細を示す。

第3 災害対策支援本部体制を確立する

〔実施機関：市（総務班）〕

1 災害対策支援本部の設置を決定する

(1) 設置基準

国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（市外における応援活動を含む。）を行うため、特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

第2節 情報を収集・伝達する

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第2節 情報を収集・伝達する	第1 災害時の通信を確保・活用する	1 通信手段を確保する	情報班
		2 情報入手手段を確保する	
	第2 気象警報等の情報を収集・伝達する	1 気象警報等に関する情報を収集する	総務班
		2 本市内部での情報伝達を行う	
		3 住民へ周知する	情報班
	第3 被害情報等を収集・報告する	1 関係部課の職員による調査を行う	各班
		2 被害情報をとりまとめ、関係機関へ報告する	
	第4 災害時の広報活動を行う	1 広報活動を行う	広報班
		2 報道機関に対する報道要請を行う	
	第5 被災者台帳の作成・利用及び安否情報の提供を行う	1 被災者台帳を作成する	被害調査班 総務班
		2 被災者台帳を利用する	
		3 り災証明書を発行する	
		4 安否情報を提供する	

第1 災害時の通信を確保・活用する

〔実施機関：市（情報班）、防災関係機関〕

災害発生時において、適切な初動・応急対応を図るために、本市と県、防災関係機関等との間で様々な情報収集や状況報告、応援要請等を迅速かつ円滑に行うことが求められる。

1 通信手段を確保する

市（情報班）及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能、電源等を確認し、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。なお、停電、機器の破損等の支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・支部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話（2回線）	
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫県衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	防災行政無線（同報系）	災害対策本部～市内全域の屋外拡声子局（202局）戸別受信機（約2万5千台）
	I P トランシーバー	本部、各庁舎、支部本部、巡回職員、避難所職員等 全100台
	オンライン GIS（職員個人携帯等）	災害対策本部～災害現場
	ANPiS（職員用）	災害対策本部～市職員
	消防本部災害等メール	消防本部～消防団員・市職員（部長等）
	衛星携帯電話（本部用）	災害対策本部～各関係機関ほか
	衛星携帯電話（孤立集落用）	孤立集落（今出、阿草、戸平）
口頭	広報車	災害対策本部～市民等

※通信設備の概要、連絡先は資料編に示す。

2 情報入手手段を確保する

(1) 通信設備・情報の管理

市（情報班）及び防災関係機関は、無線機等の管理、災害時優先電話への専従者の配置等により、情報を一元管理する。

(2) 代替通信手段の確保

市（本部事務局）は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) アマチュア無線の協力要請

兵庫県無線赤十字奉仕団丹波分団等に、無線通信による通信協力を要請する。

(2) 非常無線通信協議会への要請

近畿地方非常通信協議会（近畿総合通信局無線通信部陸上第二課内）の非常通信経路計画で選定された受付局に、非常通報の発信（伝送）を依頼する。

① 通報内容

- ア 人命の救助、遭難者の救助に関するもの
- イ 犯罪、交通規制など秩序の維持に関するもの
- ウ 防災関係機関が災害応急対策を講じる場合に必要なもの
- エ 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の調達、運搬要因の確保などに関するもの
- オ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に關係して緊急措置を要するもの

② 設置機関

- ア 警察通信設備
- イ 国土交通省通信設備
- ウ 気象庁通信設備
- エ 法務省無線通信設備
- オ NTT 無線通信設備
- カ JR 通信設備
- キ 県無線通信設備
- ク 市無線通信設備（消防無線を含む）
- ケ 西日本高速道路(株)無線通信設備
- コ 関西電力(株)通信設備
- サ KDDI 無線通信設備
- シ ソフトバンク無線通信設備
- ス 日本通運無線通信設備
- セ アマチュア無線局
- ソ NHK、各民放、新聞社の無線通信設備
- タ 各タクシー会社の無線通信設備

第2 気象警報等の情報を収集・伝達する

[実施機関：市（総務班、消防本部班、情報班）、防災関係機関]

災害発生時において、適切な初動・応急対応を図るために、気象警報等の情報を迅速に収集し、住民等に対し的確に伝達することが求められる。

1 気象警報等に関する情報を収集する

(1) 気象情報

神戸地方気象台は、次の気象情報を発表する。本市が属する予報区は、兵庫県南部（一次細分区域名）、北播丹波（二次細分予報区）である。

■注意報・警報の種類

注意報	災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報 大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
警報	重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報 大雨（浸水害・土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪
記録的短時間大雨情報	1時間雨量で110mm以上の降水が観測された場合
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかける予報 大雨、大雪、暴風、暴風雪

(2) 地震情報

神戸地方気象台は、次の地震情報を発表する。

■地震情報の種類

種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の揺れの検知時刻を発表
震源に関する情報	震度3以上の地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）等を発表
震源・震度情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町毎の観測した震度を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町名を発表

種類	内容
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(3) 水防活動用気象注意報・警報

神戸地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

市（総務班）は、神戸地方気象台から防災情報提供システムにより連絡を受け、市長へ報告するとともに、庁内関係者へ伝達する。

■水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(4) 水防警報

知事が水防警報を発する河川を所管する土木事務所長等は、現地の雨量、河川水位状況を判断し、基準量水標の水位がはん濫注意水位に達するおそれがあり、水防活動の必要が予想されるときは、速やかに水防警報を発令し、市（総務班）に通知する。市（総務班）は、水防警報の通知を受けたときは、消防団に待機又は出動の措置をとらせる。

(5) 水位情報周知河川の情報

県は、次の河川の水位が避難判断水位に達したとき、その旨を市へ通知するとともに、報道機関へ伝達する。

市は、県からの連絡を受け、市民等へ防災行政無線等で通知する。

■水位情報周知河川 水位観測所の通報水位及び警戒水位

河川名称	観測所名 (所在地)	水位設定(m)				既往最高水位(m)			備考
		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険	水位	起年月日	時	
加古川	本郷	2.30	3.30	3.50	4.60	5.86	H16.10.20	18	水位周知河川 水防警報河川
〃	西中	1.90	2.80	-	-	4.42	H16.10.20	18	H25.9.27 設定水位変更
〃	青垣(佐治)	1.30	1.60	-	-	2.50	S20.10.10		H25.9.27 設定水位変更
葛野川	上成松	2.20	2.80	3.20	3.40	2.76	H16.10.20	17	水位周知河川 水防警報河川
竹田川	国領(棚原)	1.10	1.50	-	-	3.00	S47.9.17	0	
柏原川	小南	1.50	1.80	1.90	2.10	2.40	S35.8.9		水位周知河川 水防警報河川
竹田川	上田	1.80	2.50	2.70	3.10	2.96	H29.10.22	22	水位周知河川 水防警報河川
高谷川	高谷川上流	1.40	2.00	2.20	2.70	4.72	H16.10.20	22	水位周知河川

河川名称	観測所名 (所在地)	水位設定(m)				既往最高水位(m)			備考
		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険	水位	起年月日	時	
	(稻継)								水防警報河川
篠山川	谷川	2.50	3.70	-	-	-			国土交通省所管

平成30年4月1日現在

(6) 火災気象通報

神戸地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■火災気象通報の基準

- (1) 兵庫県南部の場合、実効湿度が 60%以下で最小湿度が 40%以下となり、最大風速 10m/s 以上の風が吹く見込みの時。
- (2) 平均風速 10m/s 以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みの時。ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

(7) 火災警報

市長は、次の場合に市民に対して火災の警戒を喚起するために火災警報を発令することができる。

■火災警報の基準

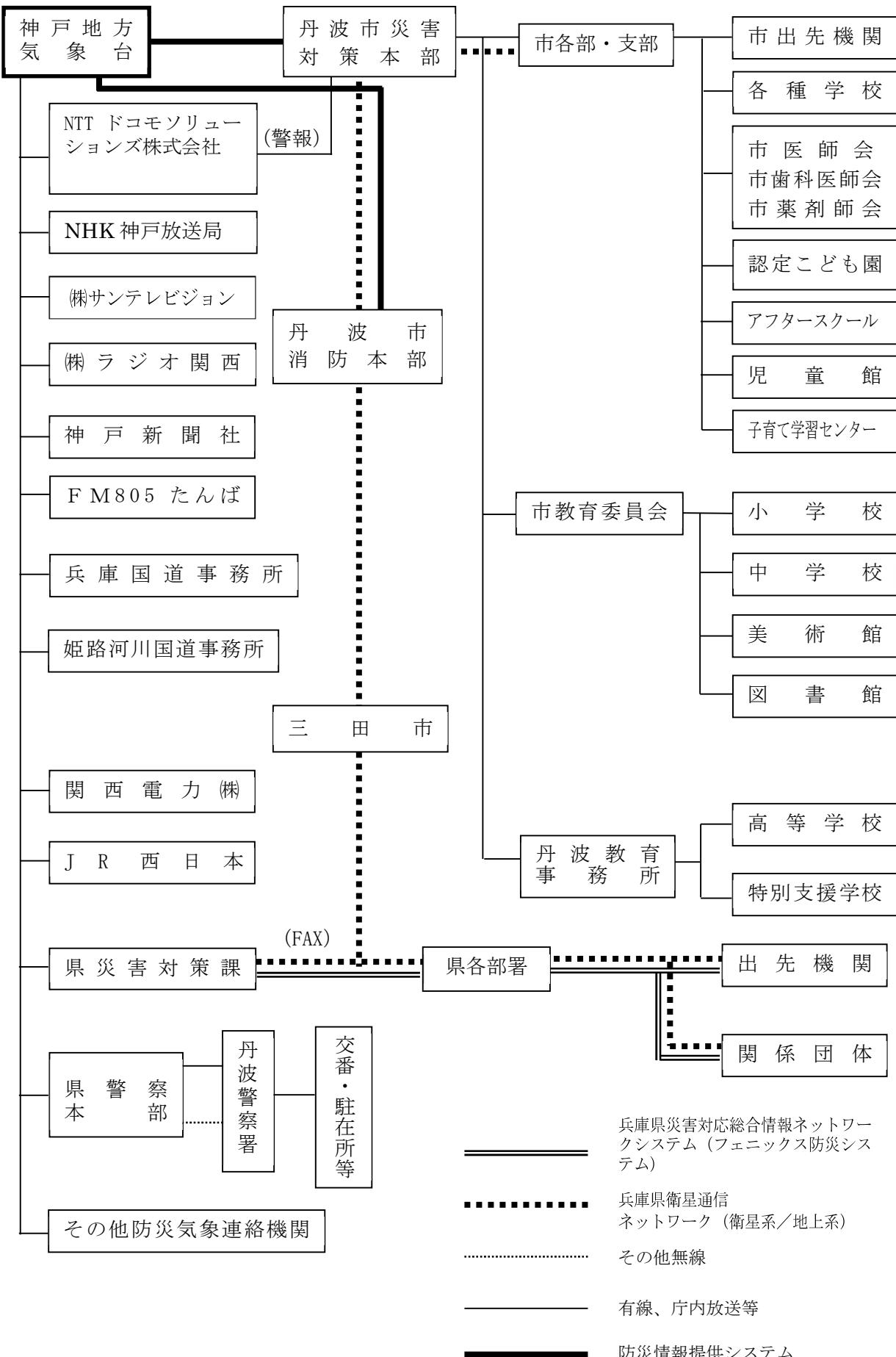
- ①風速 15m 以上となった場合。
- ②実効湿度が 45%以下に低下した場合。
- ③風速 8m 以上となり、実効湿度 60%以下に低下し、火災発生の危険率が大であると認められる場合。

また消防長は、火災に関する警報の発令条件に近く、かつ、住民に対し火災に関する注意を促す必要があると認めた場合は、火災注意報を発令することができる。ただし、発令する場合にあっては阪神地区各消防本部と相互に連絡を密にし、火災予防の徹底を図る。

2 本市内部での情報伝達を行う

本市内部での情報の伝達系統及び伝達手段は下図のとおりである。

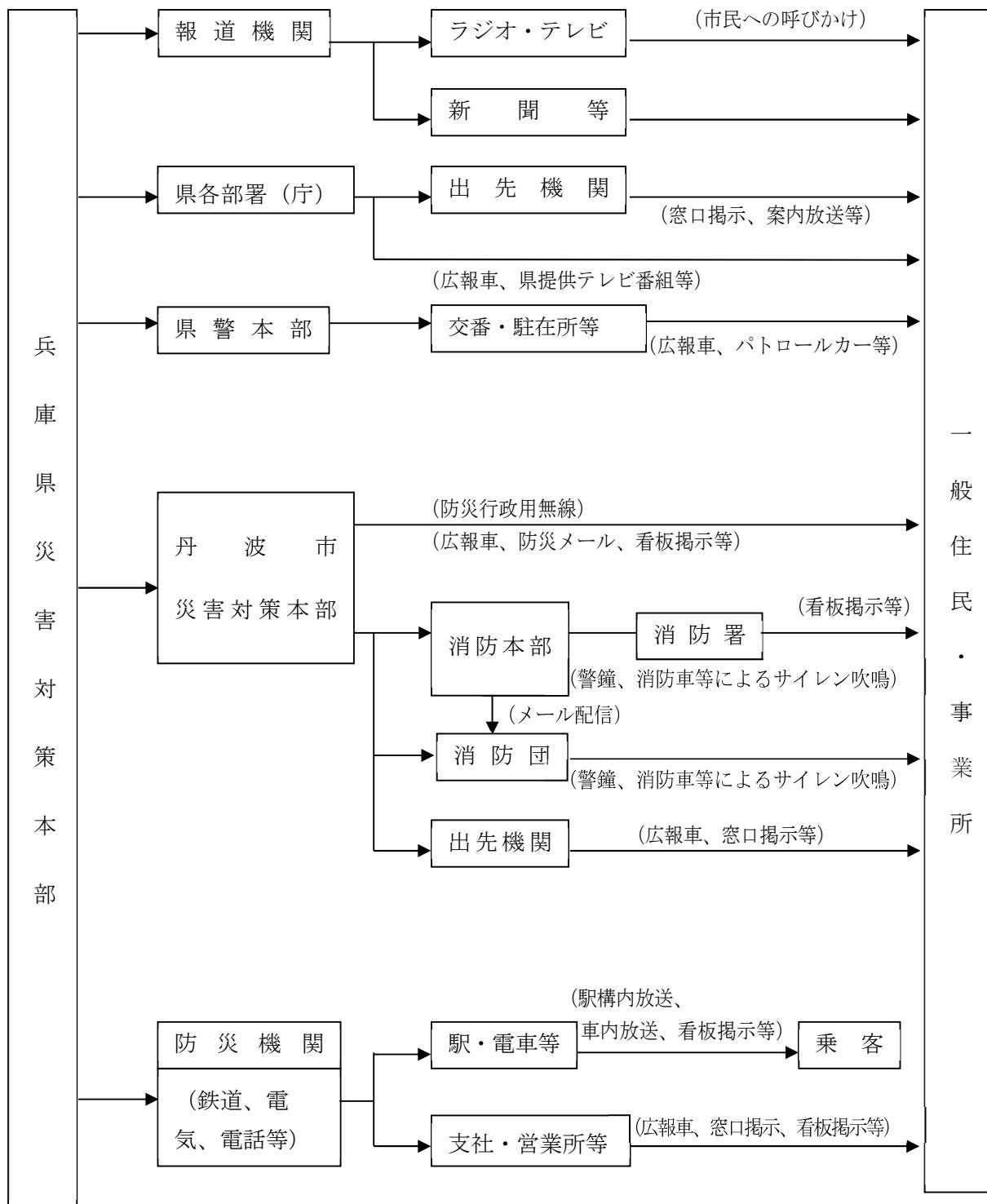
■情報の伝達系統及び伝達手段



3 住民へ周知する

一般市民に対する情報伝達系統は下図のとおりである。

■一般市民に対する情報伝達系統



第3 被害情報等を収集・報告する

〔実施機関：市（各班）、防災関係機関、ライフライン関係機関〕

災害発生時において、適切な初動・応急対応を図るために、速やかに管内の被害状況を把握するとともに、県など関係機関等に報告を行うことが求められる。

1 関係部課の職員による調査を行う

(1) 発見者の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象（火災、異常水位、がけ崩れ、地すべり等）を発見した者は、市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、市長及び上部機関に通報する。

総務班（本部事務局）は、異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、神戸地方気象台及びその事象に關係のある機関に通報するとともに、必要に応じて市民に周知徹底する。

(2) 初期情報の収集・報告

異常現象発見の通報を受けたとき、又は災害の発生が予想されるときは、被害調査班、消防団等は現場を巡回し警戒にあたる。各班は所管施設の警戒監視にあたる。

(3) 被害調査

災害の危険が解消した段階で、市（各班）及び防災関係機関は、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行い、調査結果を毎日市（被害調査班）に提出する。ただし、緊急対応をする事象を確認したときは即時、市（被害調査班）に連絡する。

調査事項と担当は、「■調査事項・担当・報告先一覧」に示す。

■調査事項・担当・報告先一覧

調査事項	調査担当	報告先
災害即報	市(各班)	市(本部事務局)→県地方本部事務局、ただし緊急を要する即報は、市(本部事務局)→県事務局
ライフライン被害・復旧状況	NTT西日本㈱、関西電力㈱	県事務局、市（本部事務局）
人的被害	行方不明者 死者・負傷者	市(本部事務局) →県地方本部事務局
住家被害	市(被害調査班)	
火災による被害	消防本部	
避難所開設状況	市(避難所対策班)	県地方本部事務局
危険物施設等被害状況	重大事案 その他	消防本部 県事務局、市(総務班)
高压ガス・火薬類被害	各事業者 ⇄ 消防本部	県事務局、市(総務班)
市有財産	市(各班)	—
災害ボランティア活動状況	市社会福祉協議会 市（ボランティア・援護班）	県社会福祉協議会→ひょうごボランタリープラザ、市（本部事務局）

調査事項	調査担当	報告先
廃棄物処理施設（し尿処理施設含む）の被害	市(廃棄物対策班)	県民局県民躍動室環境課
社会福祉施設等の被害	市(ボランティア・援護班)	県丹波健康福祉事務所
火葬施設の被害	市(環境防疫班)	県丹波健康福祉事務所
医療施設・感染症施設被害	各医療機関	県丹波健康福祉事務所、市(住民医療班)
商工業被害	商工会議所、各事業所・関係団体	県産業労働部新産業課 市(被害調査班)
農林畜産被害	市(農林畜産班)	県丹波農林振興事務所
農地・農業用施設被害	市(農林畜産班)	県篠山土地改良事務所等
治山・林道施設被害	市(農林畜産班)	県丹波農林振興事務所
公共土木施設等の被害	市管理直轄	市(土木緊急輸送班) 国道事務所
道路の不通状況	市道その他	市(土木緊急輸送班) 各道路管理者
鉄道の不通状況	JR 西日本	県土木部交通政策課、市(土木緊急輸送班)
市街地整備事業被害	施工者	市(土木緊急輸送班)→県まちづくり部都市計画課
都市公園被害（市管理）	市(土木緊急輸送班)	県丹波土木事務所
市街地の被害	市(土木緊急輸送班)	県まちづくり部都市計画課
水道施設の被害・復旧状況	市(水道班)	県丹波健康福祉事務所
水防関係の情報	市(土木緊急輸送班)、河川管理施設ダム・利水ダム	県丹波土木事務所・県篠山土地改良事務所 市(土木緊急輸送班)
教育関係の情報 (保育園、認定こども園含む)	市(学校教育施設班、公共施設班、文化財施設班) 県立学校	県丹波教育事務所
災害全般の被害調査	警察署	県災害対策課、市(総務班)

※県事務局＝兵庫県危機管理部（災害対策課）、県地方本部事務局＝兵庫県丹波県民局県民躍動室（総務防災課）

2 被害情報をとりまとめ、関係機関へ報告する

(1) 実施機関

(1) 市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この項においては「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ県、内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

(2) 指定公共機関、指定行政機関は、災害情報を収集する。

その際、当該災害が、非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に意を用いる。

(2) 報告基準

- 市（総務班）は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。
- (1) 災害救助法の適用基準に合致する災害
 - (2) 被災者生活再建支援法の適用基準に合致する災害
 - (3) 災害対策本部を設置した災害
 - (4) 自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町で大きな被害を生じている災害
 - (5) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
 - (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (7) (1)又は(2)、(3)に定める災害になるおそれのある災害
 - (8) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
 - (9) 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (10) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (11) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

・孤立集落の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(3) 報告系統

市（総務班）は、県に災害情報を報告する。

また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は県に対して報告する。

(4) 災害情報の伝達手段

- (1) 災害情報の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力する。
- (2) 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力する。
- (3) 災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、NTT西日本株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。必要に応じ、

他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

(5) 報告内容

<1> 緊急報告

① 市（総務班）は、事務所の周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）へ、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告する。

また、防災端末設置機関は、原則として防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。

② 市は、災害が発生し直接速報基準に該当する場合は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

③ 市（総務班）は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

④ ライフライン関係機関は、供給等に支障を来たした場合、下記の項目について速やかに県（災害対策本部）にその状況を通報する。

- ア 電話回線の障害状況
- イ 交通機関の運行状況及び施設の被災状況（JR）
- ウ 電力の供給状況
- エ プロパンガスの供給状況
- オ 水道の供給状況

<2> 災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則として

防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

〈3〉被害状況即報

市（総務班）は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

〈4〉災害確定報告

市（総務班）は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

〈5〉その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

第4 災害時の広報活動を行う

[実施機関：市（広報班）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関]

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の安全確保や被害の拡大防止を図るために、市民に対して正確な情報を迅速かつ確実に提供することが求められる。

1 広報活動を行う

(1) 広報の内容

各機関は、被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について積極的に広報する。また、広報事項の内容について確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。

- ① 被災状況（道路冠水情報等）と応急措置の状況
- ② 避難の必要性の有無（避難指示等の発令状況等）
- ③ 避難所の設置状況
- ④ 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- ⑤ ライフラインの状況
- ⑥ 医療機関の状況
- ⑦ 感染症対策活動の実施状況
- ⑧ 食料、生活必需品の供給状況
- ⑨ 相談窓口の設置状況
- ⑩ その他市民や事業所のとるべき措置
 - ア 火災・地すべり・危険物施設等に対する対応
 - イ 電話・交通機関等の利用制約
 - ウ 食料・生活必需品の確保

(2) 広報の方法

各機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

- ① 広報車等の活用
- ② 公共掲示板の活用
- ③ 各広報実施機関の広報紙による情報提供
- ④ 市防災行政無線
- ⑤ 定時放送の実施
- ⑥ インターネット、ファクシミリ等による広報
- ⑦ ミニコミ誌（紙）等への情報提供
- ⑧ 市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化
- ⑨ 災害関連情報誌（紙）の発行・配布
- ⑩ 新聞紙面購入による災害関連情報の提供
- ⑪ 災害時臨時FM局の開局、又は、コミュニティFM局の活用
- ⑫ 県ヘリコプターの活用

- ⑬ 携帯電話による広報（ひょうご防災ネット、丹波市防災メール）
- ⑭ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用
- ⑮ 被害調査班等による広報紙の配布、意見・要望の把握など

(3) 市における広報

市（広報班）は次の措置を講じる。

<1> 災害時の広報体制

① 災害広報責任者

市は、災害時に、総合政策課長を災害広報責任者として、情報の一元化を図る。

② 広報資料の作成

広報班は広報を統括し、市各班と連携して、それぞれの班に関する広報資料の作成等を依頼する。

<2> 災害情報の収集

災害情報の収集について「情報の収集・伝達体制の整備」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

① 職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

② 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。

③ 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、資料を収集する。

④ 自治会長や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

<3> 広報の実施

① 報道機関との連携

ア 記者発表は原則として、災害広報責任者が行う。

イ 災害プレスセンターを設置し、記者クラブを通じての定例発表に努める

ウ 必要に応じ「災害放送の要領」に定めるところにより、放送の要請を行う。

② 市民に対する広報

ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。

イ 市防災行政無線（同報系）、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、ひょうご防災ネット等の自主広報媒体等を活用し、災害情報の周知徹底を図る。

ウ 避難所等への情報提供

市（避難所対策班）や自治会長、自主防災組織と協力し、避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

ア)情報提供ルート…避難所の職員・施設管理者、巡回員等

イ)伝達手段…………掲示板、広報資料、広報誌（紙）、ひょうご防災ネット、電話、ファクシミリ、インターネット等

エ 市外避難者への情報提供

県と協力し、市外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

ア)情報提供ルート…受入避難先の広報担当・避難担当部署、受入施設の管理者等

イ)伝達手段…………広報誌（紙）、ひょうご防災ネット、ファクシミリ、インターネット

ト等

オ 障がい者・高齢者等に対する情報提供（→第3編 第3章 第5節 第9 「要配慮者支援対策を行う」の項を参照）

カ 外国人に対する情報提供（→第3編 第3章 第5節 第9 「要配慮者支援対策を行う」の項を参照）

(4) 各種相談の実施

〔実施機関：市（各班）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関〕

<1> 市における相談窓口

市（生活支援班）は、市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、市役所と支所に相談窓口を設置する。また、市民の相談に対し迅速に対応するため、次のような区分による相談窓口を開設し、各班から担当者を配置する。

- (1) 避難者、救助者、行方不明者、外国人に関すること（避難所対策班、環境防疫班）
- (2) 埋火葬許可書の発行（環境防疫班）
- (3) 食料、飲料水、救援物資等に関する問い合わせ（調達班、救援物資管理班、水道班）
- (4) 災害証明に関すること（被害調査班）
- (5) 住宅、土砂災害に関すること（住宅班、土木緊急輸送班）
- (6) 道路、下水道に関すること（土木緊急輸送班、下水道班）
- (7) 保健衛生、福祉、災害弔慰金、義援金に関すること（住民医療班、生活支援班、ボランティア・援護班）
- (8) 生活福祉資金、災害ボランティアに関すること（生活支援班、ボランティア・援護班、社会福祉協議会）
- (9) ごみ、し尿に関すること（廃棄物対策班）

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

<2> 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

各機関は、必要に応じて、所管事項にかかる住民相談窓口を設置する。

2 報道機関に対する報道要請を行う

〔実施機関：市（広報班）〕

(1) 災害時における放送要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、NHK 神戸放送局、(株)サンテレビジョン、(株)ラジオ関西、兵庫エフエム放送㈱、(株)毎日放送、朝日放送㈱、関西テレビ放送㈱、読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱（ラジオ大阪）、(株)FM802 の利用が適切と認める場合は、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

(2) 緊急警報放送の要請

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK 神戸放送局に対する、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条に基づき無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）第 138 条の 2 に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を県知事に依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次のとおりである。

- (1) 市民への警報、通知等
- (2) 災害時における混乱を防止するための指示等
- (3) 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

(3) 市、県と放送事業者等の連携強化

- (1) 高齢者等避難、避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。
- (2) 市、県、放送事業者は、災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し共有する。
- (3) 市は、コミュニティ FM など地域メディアとの間で情報提供等に関する協定を締結するなど、連携強化に努める。

第5 被災者台帳の作成・利用及び安否情報の提供を行う

〔実施機関：市（被害調査班、総務班）〕

被災者の援護を総合的かつ効率的に行うとともに安否情報を提供するためには、被災者情報を記録した台帳の作成と適切な管理・更新を行うことが求められる。

1 被災者台帳を作成する

市（被害調査班）は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

〈被災者台帳に記載する事項〉

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・電話番号その他の連絡先
- ・世帯の構成
- ・り災証明書の交付の状況
- ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 被災者台帳を利用する

市は、下記の基本法第90条4の規定に基づき、被災者台帳を利用する。

- 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的の場合を除いて情報提供を行う。

3 り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施す

るため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災證明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災證明書を交付する。

4 安否情報を提供する

市は、被災者の安否情報について、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を用いて回答する。

なお、回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮する。

第3節 外部に支援を要請する

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第3節 外部に支援を要請する	第1 防災関係機関に支援を要請する	1 支援を要請する	各班
	第2 自衛隊へ派遣要請を行う	1 自衛隊の派遣要請を判断する	総務班
		2 自衛隊の派遣要請を依頼する	
		3 派遣部隊の誘導及び受け入れを行う	
		4 派遣部隊等への撤収を要請する	
	第3 防災ヘリコプターの応援要請を行う	1 防災ヘリコプターの応援要請を判断する	本部事務局、 消防本部
	2 防災ヘリコプターの応援要請を行う		
第4 関係機関と連携する	1 消防本部の対応 2 市の対応 3 県外の被災地に対する応援	総務班、消防本部班	
第5 災害ボランティアの派遣・受け入れを行う	1 災害ボランティアの受け入れ	総務班、 ボランティア・援護班	
	2 海外からの支援の受け入れ	総務班	
第6 救援物資の受け入れ等を行う	1 受け入れ	救援物資管理班	
	2 受け入れ・仕分け		
	3 輸送・配布		
第7 災害義援金の募集等を行う	1 災害義援金の募集等	ボランティア・援護班	

第1 防災関係機関に支援を要請する

〔実施機関：市（各班）、防災関係機関〕

1 支援を要請する

市及び防災関係機関が、大規模な被害により単独での応急対応が困難になった場合の県への応援要請担当と系統を次表に示す。

■県への要請事項・要請元（担当部等）・要請先一覧

要請事項	要請元	要請先
自衛隊派遣・各種支援要請	市(災害対策本部事務局)	県地方本部(県民局長)
隣接市町での避難所の開設	市(災害対策本部事務局)	県地方本部事務局
陸上鉄道輸送の要請	市(災害対策本部事務局)	県地方本部事務局
航空輸送の要請	市(災害対策本部事務局)	県地方本部事務局

要請事項	要請元	要請先
陸上自動車輸送のあっせん	市(災害対策本部事務局)	県地方本部事務局
物資のあっせん	市(財務部、入札検査部)	県地方本部事務局
物資のあっせん(福祉関係機器)	市(財務部、入札検査部)	県地方本部事務局
食料の調達・あっせん	市(財務部、入札検査部)	県地方本部事務局
放送要請	市(総務部)	県地方本部事務局
緊急警報放送要請	市(総務部)	県地方本部事務局
報道要請	市(総務部)	県地方本部事務局
消防・救急応援	消防本部	阪神地区代表消防本部
ヘリの出動	消防本部	県事務局
ガレキ処理対策、ごみ処理対策、し尿処理対策	市(生活環境部)	県民局県民躍動室環境課
保健師・栄養士等保健関係者の派遣	市(健康部)	県丹波健康福祉事務所
医療関係者の派遣	市(健康部)	県災害医療センター
患者受入医療機関のあっせん	各医療機関 市(健康部)	県災害医療センター
ヘリによる患者搬送	各医療機関	消防本部→県事務局
ライフラインの優先復旧(医療機関関係)	各医療機関	県災害医療センター
入院患者に対する食事の提供	各医療機関	県地域医療情報センター
医薬品の供給	各医療機関	市(健康部)→県薬務課
血液の安定供給	市(健康部) 各医療機関	県保健医療部薬務課 県赤十字血液センター
感染症対策薬剤等の提供	市(健康部)	県丹波健康福祉事務所
遺体処置・埋葬等(広域火葬、ドライアイス・柩等の確保、あっせん、遺体の搬送)	市(生活環境部)	県丹波健康福祉事務所
風呂対策支援	市(福祉部)	県丹波健康福祉事務所
愛玩動物の保護・収容	市(生活環境部)	県丹波健康福祉事務所・県動物愛護センター
大規模店舗等の早期営業要請	市(産業経済部)	県民局県民躍動室地域共創課
非常災害用木材の調達・あっせん	市(産業経済部)	県丹波農林振興事務所
建設資機材等のあっせん	市(建設部)	県事務局
被災建築物・宅地応急危険度判定士の派遣	市(建設部)	県まちづくり部建築指導課
応急仮設住宅の建設支援	市(建設部)	県まちづくり部公営住宅課
公営住宅への一時入居	市(建設部)	県まちづくり部公営住宅管理課
飲料水の供給、給水車の派遣、水道復旧工事に関する人材派遣	市(水道部)	ブロック代表市→県企業庁水道課
警察官の協力要請	市(災害対策本部事務局)	丹波警察署
医療用水の確保	各医療機関	県災害医療センター
救助用建設資機材	警察署	市(災害対策本部事務局)→県事務局

第2 自衛隊へ派遣要請を行う

[実施機関：市（総務班）、指定地方公共機関]

本市の防災能力では対応できない大規模災害に対処するためには、自衛隊による速やかな支援が必要であり、それが円滑に行われる環境の整備が求められる。

1 自衛隊の派遣要請を判断する

市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするとともに、自衛隊へ通知する。

2 自衛隊の派遣要請を依頼する

(1) 災害派遣要請の方法

① 市長→知事→自衛隊

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊の展開場所
- オ その他参考となるべき事項
 - ア) 要請責任者の職氏名
 - イ) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ウ) 派遣地への最適経路
 - エ) 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

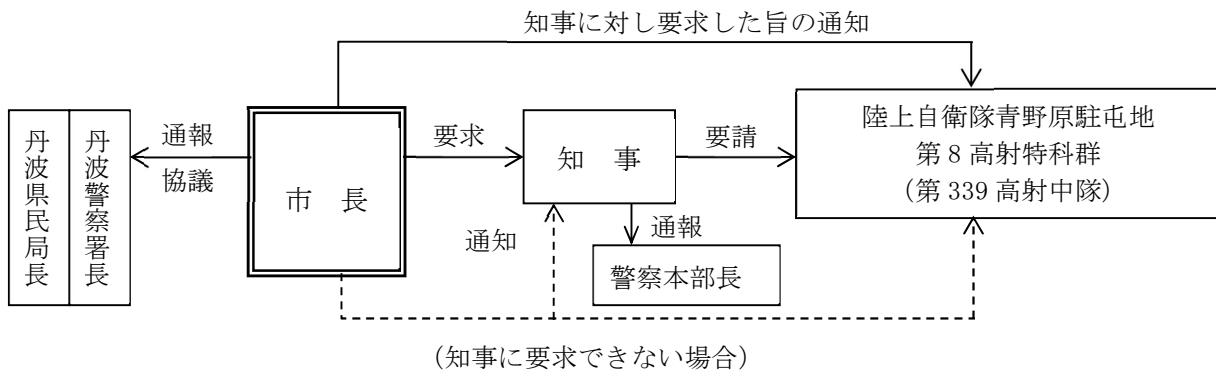
② 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

③ 市長は、前記②の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

④ 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所定の手続きをとる。

■派遣及び撤収要請手続経路



〈2〉 指定地方公共機関等の長→知事→自衛隊

特殊な災害（鉄道事故、工場災害、鉱山災害等多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、前号アに掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡する。

(2) 要請先等

〈1〉 要請先

区分	あて先	所在地
陸上自衛隊	青野原駐屯地第8高射特科群	小野市桜台1番地
航空自衛隊	(青野原駐屯地経由)	(伊丹市広畠1の1)

〈2〉 連絡先

区分	電話番号	
	勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078) 362-9900(時間内外とも) FAX (078) 362-9911~9912(時間内外とも)
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課(防災・危機管理班)	(078) 362-9988 FAX (078) 362-9911~9912
自衛隊	第8高射特科群 (第339高射中隊)	(0794) 66-7301 内線 225, 236 FAX 430
		(0794) 66-7301 内線 302 (当直司令)

(注) 緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

3 派遣部隊の誘導及び受け入れを行う

(1) 受け入れ準備

派遣を要請した機関（市総務班）は、次の措置をとる。

(1) 作業実施期間中の現場責任者、連絡方法及び連絡場所の指定

(2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るもの）

(3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地となる受入拠点の準備

受入拠点の候補地は、次のとおりである。

施設名	管理者	所在地	電話	備考
青垣総合運動公園 (グリーンベル青垣)	市	青垣町田井縄 782	87-2200	グラウンド 25,830 m ²
岩屋谷川防災拠点施設	市	山南町井原 159-1 外	—	4,093 m ²

(2) 活動内容

<1> 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

<2> 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

<3> 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

<4> 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等

<5> 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

<6> 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

<7> 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

<8> 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施

<9> 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

<10> 炊飯及び給水

炊飯及び給水の支援

<11> 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

<12> 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

<13> その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

(3) 経費の負担区分

- 災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。
- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものと除く。）の購入費、借上料及び修繕費
 - ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
 - ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
 - ④ 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものと除く。）

4 派遣部隊等への撤収を要請する

自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行う。

第3 防災ヘリコプターの応援要請を行う

〔実施機関：市（総務班、消防本部班）〕

災害による陸上交通の途絶への対応や緊急を要する輸送活動等を迅速に行うためには、広域的かつ機動的な活動ができるヘリコプターを速やかに応援要請することが求められる。

1 防災ヘリコプターの応援要請を判断する

(1) 要請基準

市（総務班）は、現に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、県消防防災ヘリコプター及びヘリコプターを有する機関に次の用務の支援を必要とする場合は、県に対して要請する。

- ① 救急活動
- ② 救助活動
- ③ 火災防御活動
- ④ 情報収集活動
- ⑤ 災害応急対策活動

2 防災ヘリコプターの応援要請を行う

(1) 要請手続き

市（総務班）及び消防本部は神戸市消防局警防司令課に対し手続を行い、速やかに所定の要請書を県（消防課）に提出する。ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

(2) 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

① 県災害対策本部非設置時

- ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。
- ・夜間（17:30～翌朝8:45）の要請は神戸市消防警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課 TEL(078)331-0986
FAX(078)325-8529

② 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL(078)362-9900
(県災害対策センター内) FAX(078)362-9911

(3) 要請に際し連絡すべき事項

- ① 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- ② 要請を必要とする理由
- ③ 活動内容、目的地、搬送先
- ④ 現場の状況、受入体制、連絡手段
- ⑤ 現地の気象条件

- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項

(4) 要請者において措置する事項

- (1) 離発着場の選定
- (2) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
臨時ヘリポート候補地の一覧は、資料編に示す。

(5) 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

第4 関係機関と連携する

〔実施機関：市（総務班、消防本部班）〕

1 消防本部の対応

(1) 大規模災害時における広域消防応援体制

① 広域消防相互応援協定に基づく応援

市長又は消防長は、災害の規模等により応援を要請する他の市町又は兵庫県に、次の事項を連絡する。

ア 災害の発生場所及び概要

イ 必要とする車両、人員及び資機材・集結場所及び活動内容

ウ その他必要事項

(2) 関係機関との連携

消防及び警察は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。（消防組織法第42条）

2 市の対応

(1) 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。（災害対策基本法第68条）

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町若しくは特定地方公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

（災害対策基本法第30条第1項及び第2項）

(2) 指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第29条第2項）

(3) 他市町への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し、応援を求める。（災害対策基本法第67条）

また、災害相互応援協定先に各種応援を要請する。災害時相互応援の協定先は、資料編に示す。

(4) その他協定に基づく要請

市（各班）は、応急救護活動を実施するために必要があるときは、各種協定に基づき、物資の供給、応急対応業務等を協定先に要請することができる。

(5) 応援の受け入れ

市（総務班）は、各部署からの応援要請に基づき応援隊を配分する。市（各班）は、応

援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

3 県外の被災地に対する応援

県は、他の都道府県から応援の求めがあったときや内閣総理大臣から他の都道府県を応援するよう求められたときは、正当な理由がない限り速やかに応援を行う。

その場合、特に必要があると認めるときは、市は県と協力し、県外の被災市町村を応援するように努める。

第5 災害ボランティアの派遣・受け入れを行う

[実施機関：市（総務班、ボランティア・援護班）、市社会福祉協議会]

1 災害ボランティアの受け入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

①市内で大規模災害等が発生した場合、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、市社会福祉協議会が中心となり運営する災害ボランティアセンターを開設する。また、県では県社会福祉協議会が運営するひょうごボランタリープラザに、その支援窓口を開設することとしている。

〈災害ボランティアの主な活動内容〉

- ・災害情報、生活情報等の収集、伝達
- ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ・救援物資、資機材の配分、輸送
- ・軽易な応急・復旧作業

②市は、災害対策本部に担当班等を設けて、ボランティア活動支援に係る総合調整を行う。

③市は、災害ボランティアセンターを事前に市と市社会福祉協議会で協議した施設に設置し、相互に緊密な連携をとれるよう努めることとし、施設・場所等の提供、職員の派遣等の協力・連携を図る。

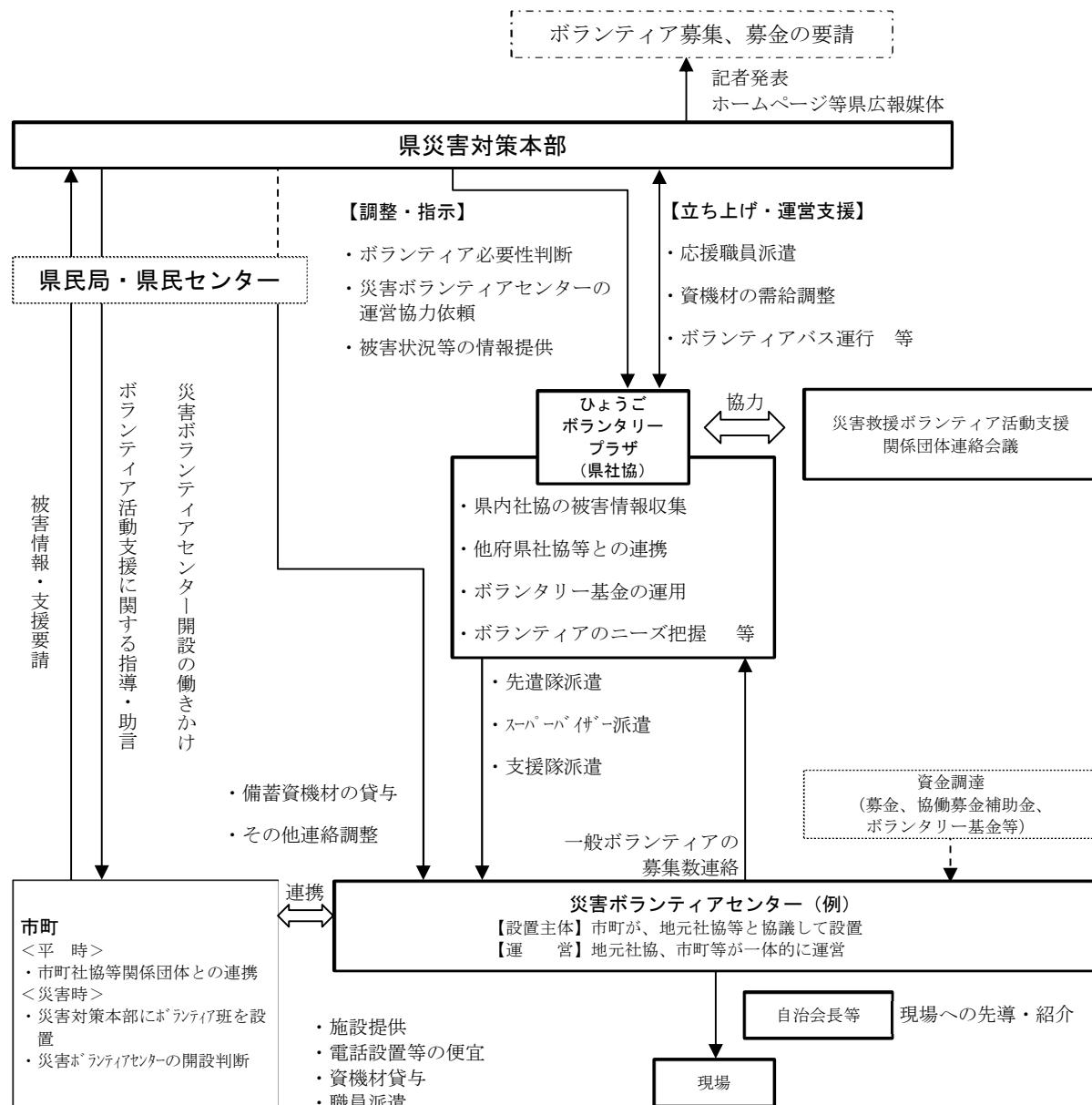
(2) 災害ボランティアの確保と調整

①市は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、各ボランティア団体と連携するなどボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。

②ひょうごボランタリープラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会をはじめ災害ボランティア支援団体と連携して、市災害ボランティアセンターの支援を行う。

③県及びひょうごボランタリープラザは、必要に応じ、災害ボランティアの募集に係る広報、スーパーバイザー等の派遣、ボランティアバスの運行等の支援を行う。

■災害ボランティア活動支援の基本スキーム



(3) 災害ボランティアの受け入れ・派遣にあたっての基本事項

災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ、派遣にあたっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

- ① 被災地の住民・自治会のボランティア受け入れについての意向に配慮すること。
- ② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知すること。
- ③ ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにすること。
- ④ ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ⑤ ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの受け入れや派遣を適切に行うこと。

イアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。

- ⑥ ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑦ 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- ⑧ 市及び災害ボランティアセンターは、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。

2 海外からの支援の受け入れ

〔実施機関：市（総務班）〕

市（総務班）は、海外からの救援隊受け入れに際しては、円滑な協力体制の確保に配慮する。

第6 救援物資の受け入れ等を行う

〔実施機関：市（救援物資管理班）〕

1 受け入れ

- (1) 県と連携して、受け入れを希望する品目をとりまとめ、報道機関等を通して公表する。
- (2) 受入場所は、あらかじめ指定する物資集積拠点をあてる。
- (3) 物資提供の申し出に対し、次のことを確認のうえ受け入れる。また、受け入れに際しては、物資の仕分けに手間がかからないよう留意する。
 - ① 品目、数量
 - ② 輸送手段
 - ③ 輸送ルート
 - ④ 到着予定日時

2 受け入れ・仕分け

救援物資は、物資集積拠点で受け入れ、市（救援物資管理班）が、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

県が受け入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受け入れ日時等）を確認する。

3 輸送・配布

（→第3編 第3章 第4節 第1 「食料を供給する」の項を参照）

第7 災害義援金の募集等を行う

〔実施機関：市（ボランティア・援護班）〕

災害により被災者への義援金の募集を必要とする場合、市は関係機関と共同し、又は協力して募集、受付、配分を行う。

ただし、県に募集委員会が設置された場合は、同委員会の規則に従う。

1 災害義援金の募集等

(1) 義援金の募集

募集方法、募集期間を定めて広報する。

(2) 義援金の受け付け、保管

義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。また、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座を設けて保管する。

(3) 義援金の配分

義援金配分委員会を設置し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

第4節 法適用を受ける

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第4節 法適用を受ける	第1 災害救助法の適用を受ける	1 適用基準を確認する 2 救助内容	総務班
	第2 被災者生活再建支援法の適用を受ける	1 被災者生活再建支援金の支給	
			生活支援班

第1 災害救助法の適用を受ける

〔実施機関：市（総務班）〕

本市が自ら実施する災害応急対策のうち、一定規模以上の災害に見舞われた場合は、速やかに救助法の適用を受けて救助活動を実施することが求められる。

1 適用基準を確認する

(1) 適用基準

本市は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、県が災害救助法を適用する。

- ① 市内で住家の滅失世帯数が 80 世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- ② 県の区域内で住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が 40 世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 滅失世帯数の算定

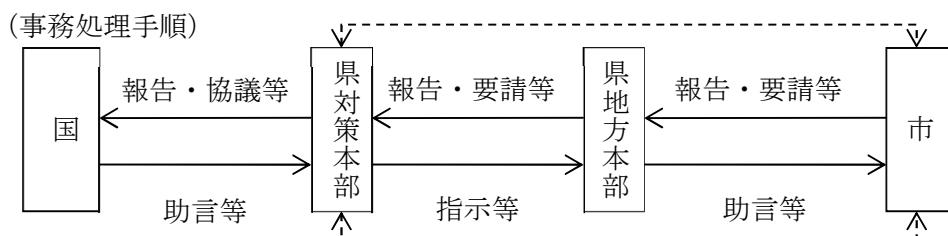
住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

- ① 全壊（全焼・流失）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1

- ② 半壊（半焼）住家1世帯は、減失世帯数1／2
- ③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家1世帯は、減失世帯数1／3

(3) 適用手続

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告する。知事は、災害救助法を適用した場合、救助事務の実施について市長に通知する。



2 救助内容

(1) 実施項目

市（各班）は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待つことまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間	市の担当
避難所の供与	災害発生の日から7日以内	●避難所対策班
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内	住宅班
炊き出しその他のによる食品の給与	災害発生の日から7日以内	●調達班
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内	●水道班
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内	●調達班
医療及び助産	医療：災害発生の日から14日以内 助産：分娩の日から7日以内	●住民医療班
被災者の救出	災害発生の日から3日以内	●消防本部班
住宅の応急修理（準半壊以上相当）	災害発生の日から10日以内に完了	住宅班
住宅の応急修理（大規模半壊・中規模半壊・半壊）	災害発生の日から3ヵ月以内に完了	住宅班
住宅の応急修理（準半壊）	災害発生の日から3ヵ月以内に完了	住宅班
学用品の給与	災害発生の日から 教科書等：1ヵ月以内 文房具等：15日以内	学校教育施設班
埋葬	災害発生の日から10日以内	●環境防疫班
死体の搜索及び処理	災害発生の日から10日以内	●環境防疫班
障害物の除去	災害発生の日から10日以内	土木緊急輸送班

※「担当部署」に●印がある項目は、緊急を要する場合、市が実施する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市、救助活動の実施機関に協力する。

(3) 応援

救助は災害が発生した県、市が行うものであるが、災害が大規模となり、救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合、要請に基づき他の市町を応援する。

(4) 実施基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を県知事に要請する。この場合、期間延長については基準に示された期間内に要請する。

第2 被災者生活再建支援法の適用を受ける

〔実施機関：市（生活支援班）〕

本市が一定規模以上の災害に見舞われた場合は、速やかに被災者生活支援法の適用を受けて被災者の生活再建を支援することが求められる。

1 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法は、自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生ずる被害）によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することとしている。

この法制度を用い、市は被災者の生活再建を支援する。

生活再建の各制度の内容は、資料編に示す。

第3章 災害応急対策を行う

第1節 住民の避難を支援する

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第1節 住民の避難を支援する	第1 避難指示等を発令・解除する	1 避難指示等の発令	本部長、総務班
		2 避難指示等の伝達	
		3 解除	総務班
	第2 警戒区域を設定する	1 警戒区域の設定	本部長、総務班、消防本部班
	第3 避難を誘導する	1 避難の誘導者	避難所対策班
		2 避難誘導	
	第4 避難所を開設、運営する	1 避難所の開設	総務班、避難所対策班
		2 避難所の追加指定等	
		3 開設期間	
		4 避難所の運営	
		5 保健・衛生対策	
		6 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮	
		7 宿泊施設、社会福祉施設等の活用	
		8 避難所広報	
		9 その他	
		10 避難所設備の整備	
	第5 帰宅困難者への対策を行う	1 安全確保と情報提供	避難所対策班
		2 市による支援	
	第6 広域一時滞在を行う	1 県内における広域一時滞在	総務班、避難所対策班
		2 県外における広域一時滞在	
		3 被災住民に対する情報提供と支援	

第1 避難指示等を発令・解除する

〔実施機関：市（本部長、総務班）、警察署〕

水害（河川はん濫、内水はん濫、土砂災害）のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある場合において、住民の安全を確保するためには、速やかに避難を促すことが求められる。

1 避難指示等の発令

（1）避難指示と高齢者等避難

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退き（災害の種類によっては、屋外への避難（水平避難）を行うことにより、かえって避難中に被災する可能性がある場合は自宅の屋内に留まるほか、建物の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難））を指示する。なお、現地災害対策本部においては副本部長が、災害対策支部においては支部長が指示する。

また、避難指示に先立ち、市民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため高齢者等避難を伝達する。

（2）避難指示等に関する情報等

- ①避難の状況判断にあたっては、上流域の状況や、ホットラインを通じた気象台からの助言、河川管理者の助言、現場の巡回報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。
- ②住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。
- ③市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- ④避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とする。ただし、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、一時避難場所となっている近隣の公民館や緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

■避難の種類及び発令基準

種別	区分	条件（発令時の状況）	発令対象	伝達内容（例示を含む）	住民に求める行動	伝達方法
高齢者等避難警戒レベル3	土砂	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ気象庁の「土砂災害警戒判定メッシュ情報（5km）」で当市の区域が赤色に表示「実況又は予測が大雨警報の土壤雨量指数基準に到達」したとき	・全市 ・地域（町） ・地区（小学校区） ・自治会	○発令者 「こちらは、丹波市災害警戒（対策）本部です」	○住民は最新の気象情報や市が発令する避難情報に留意し、自らの判断で避難行動をとること	PUSH型 ○防災行政無線放送（屋外拡声子局、戸別受信機で最大音量による一斉放送）
		大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ「箇所別土砂災害危険度予測システム（市）」で危険度（黄、橙、赤色）が表示されたとき		○避難すべき理由 「大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害の危険度が高まっているため」	○避難に時間を要する要配慮者及びその支援にあたる者は、高齢者等避難の発令を避難時期とするなど早めに避難行動を開始すること	PULL型 ○公共情報コモンズ（L-ALERT）による放送事業者等への情報発信→NHK及びサンテレビのデータ放送表示（dボタン）
		数時間（概ね2から3時間）後に避難経路等の事前通行規制等の基準に達することが想定されるとき		○発令日時 「本日、○時○分」	○道路冠水等の危険箇所や災害箇所（発生）箇所を避けて避難すること	PULL型 ○各種報道機関（テレビ局、ラジオ局）へのFAX送信→テレビ画面にポップアップ表示、ラジオ放送
		大雨注意報又は大雨警報（浸水害）が発表され、当該注意報が夜（18時頃）から明け方（3時頃から6時頃）に大雨警報（土砂災害）に切替わる可能性が言及されているとき		○対象地域 「○町○地区へ」 ○避難情報の種別 「警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました」	○避難行動を起こす時点で既に道路が冠水又は土砂が流出しているなど、危険な状況が生じている場合には、指定された避難先への水平避難に固執することなく、安全な場所へ緊急避難を行うこと	PUSH型 ○市防災メール（緊急速報メールを含む）※緊急速報メールは、登録者だけでなく、4キャリア（docomo、KDDI、SoftBank、楽天モバイル）の携帯電話等を所持しており、かつ市内に居る者を対象に配信）
		強い降雨や暴風を伴う台風が夜（18時頃）から明け方（3時頃から6時頃）に接近又は通過することが予想されるとき		○避難場所 「各住民センターを避難所として開設しています」 ○避難行動 「避難に時間を要する方や、自宅にいるのが不安な方は、避難する準備を行い、避難を開始してください」	○避難行動を起こす点钟で既に道路が冠水又は土砂が流出しているなど、危険な状況が生じている場合には、指定された避難先への水平避難に固執することなく、安全な場所へ緊急避難を行うこと	PULL型 ○市ホームページ（防災モードへ移行）
	台風	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、要配慮者の避難に必要な時間経過後（2時間後）に、氾濫危険水位に達すると予測されるとき		○避難の時期を逸した場合や避難できる状況にならない場合など、状況によっては自宅の2階等の山と反対側の高い所（垂直避難）又は堅牢な建物内の安全な場所に留まる（待避）ことも検討する		PULL型 ○市公式LINE
		「県河川氾濫予測システム」において、1時間後～2時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示されたとき				PULL型 ○市公式Facebook
						PUSH型 ○電話連絡（要配慮者、避難受け入れ施設又は避難をする要配慮者施設等）
					(次頁につづく)	(次頁につづく)

第3編 災害応急対策、復旧・復興計画
第3章 災害応急対策を行う
第1節 住民の避難を支援する

第3編 応急、復旧

種別	区分	条件（発令時の状況）	発令対象	伝達内容（例示を含む）	住民に求める行動	伝達方法	
避難指示警戒レベル4	雨量等に基づく基準	土砂災害警戒情報が発表され、かつ「地域別土砂災害危険度（兵庫県）」において、当市の区域が土砂災害警戒基準線〔CL〕に到達し橙色（1時間後予測）及び黄色（2時間後予測）に表示されたとき	・全市 ・地域（町） ・地区（小学校区） ・自治会の区域	○発令者 「こちらは、丹波市災害警戒（対策）本部です」	(前頁からつづく)		(前頁からつづく)
		大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ「地域別土砂災害危険度（兵庫県）」の予測が土砂災害警戒基準線〔CL〕に到達したとき		○避難すべき理由 「大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害の危険度が高まっているため」	○自宅周辺又は道路通行中で確認した被害状況等の情報提供	PUSH型	○市広報車、消防車両による広報
		大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき		○発令日時 「本日、○時○分」		PUSH型	○自治会（自主防災組織を含む）、消防団、警察、近隣住民等による直接的な声かけ
	河川水位に基づく基準	避難判断水位（特別警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき		○対象地域 「○町○地区へ」			
		避難判断水位には達していないが、住民の避難に必要な時間経過後（1時間後）に、氾濫危険水位に到達すると予測されたとき		○避難情報の種別 「警戒レベル4、避難指示を発令しました」			
		県河川氾濫予測システムにおいて、現時刻～1時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示されたとき		○避難場所 「各住民センター及び自治振興会等を避難所として開設しています」			
	前兆現象等に基づく基準	堤防の溢水など、決壊につながるおそれがある現象が生じたとき		○避難行動 「速やかに避難所に避難するか、避難が困難な場合は、自宅の2階に上がるなど、自分の身を守る行動をとってください」			

第3編 災害応急対策、復旧・復興計画

第3章 災害応急対策を行う

第1節 住民の避難を支援する

種別	区分	条件（発令時の状況）	発令対象	伝達内容（例示を含む）	住民に求める行動	伝達方法
緊急安全確保警戒レベル5	雨量等に基づく基準	土砂	土砂災害警戒情報が発表され、かつ「地域別土砂災害危険度（兵庫県）」の実況が土砂災害警戒基準線〔CL〕に到達したときであって、かつ危険度推移グラフでも1時間予測（黄色）及び2時間後予測（赤色）がともに土砂災害警戒基準線〔CL〕を超えているとき 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき 近隣で土砂災害が発生したとき 大雨特別警報が発表されたとき	・全市 ・地域（町） ・地区（小学校区） ・自治会の区域	○発令者 「こちらは、丹波市災害警戒（対策）本部です」 ○避難すべき理由 「大雨特別警報が発表されたため」 ○発令日時 「本日、○時○分」 ○対象地域 「○町○地区に」 ○避難情報の種別 「警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました」 ○避難場所 「各住民センター及び自治振興会等を避難所として開設しています」	
	河川水位に基づく基準	水害	水氾濫危険水位に到達したとき 堤防が破堤したとき 流木や土石等による橋梁部閉鎖が生じたとき 堤防の亀裂など、決壊につながるおそれが大きい現象が生じたとき 水門等の施設の機能が損なわれ、浸水被害の危険性が高いとき（水門、樋門が開閉不能状態など）		○避難行動 「すでに市内で災害が発生・切迫している状況ですので、直ちに命を守る最善の行動をとってください」	
	前兆現象等に基づく基準	水害	堤防の亀裂など、決壊につながるおそれが大きい現象が生じたとき 水門等の施設の機能が損なわれ、浸水被害の危険性が高いとき（水門、樋門が開閉不能状態など）			
	土砂		近隣で土砂崩れ等や山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂などの前兆現象が確認されたとき 避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退きを住民に促す必要があるとき			

■水位情報周知河川の対象河川

河川名称	水位計	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)
竹田川	上田	2.50	2.70	3.10
加古川	本郷	3.30	3.50	4.60
篠山川	篠山	2.50	3.00	3.50
柏原川	小南	1.80	1.90	2.10
高谷川	高谷川上流	2.00	2.20	2.70
葛野川	上成松	2.80	3.20	3.40

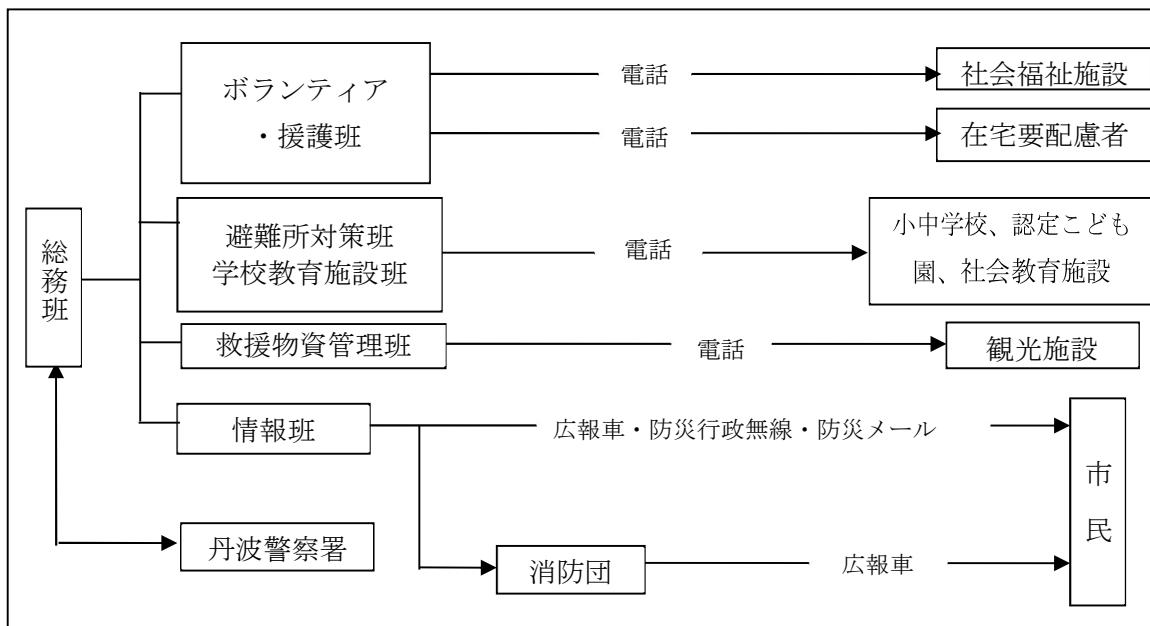
平成30年4月1日現在

2 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。総務班は、関係各対策部及び関係機関に避難指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難指示の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難指示等の伝達経路



■避難時の伝達事項例

- | | |
|--------------|---------------|
| ○避難の理由 | ○避難指示の対象区域 |
| ○避難先 | ○避難経路 |
| ○避難時の服装、携行品等 | ○避難行動における注意事項 |

■伝達文例

□ 高齢者等避難

○時○分に○○地区に対して高齢者等避難を出しました。○○川が警戒すべき水位にまで増水しています。溢れるおそれがありますので、お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、速やかに○○避難所（指定避難所）へ避難して下さい。
その他の方も避難の準備を始めて下さい。

□ 避難指示

○○川は極めて危険な状態です。○○地区の方は直ちに○○避難所（指定避難所）へ避難して下さい。繰り返します。○○地区の方は、直ちに○○避難所へ避難して下さい。
○時○分に○○地区に対して避難の指示を出しました。○○川の水位の上昇が続いているおり、極めて危険な状態です。直ちに○○避難所へ避難して下さい。
(※ 万一、避難所まで行けないときは近くの安全な高い建物に避難)

3 解除

総務班（本部事務局）は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難の指示等を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
市長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
警察官	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がないとき	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

第2 警戒区域を設定する

[実施機関：市（本部長、総務班、消防本部班）、警察署、消防団]

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。なお、現地災害対策本部においては副本部長が、災害対策支部においては支部長が指示する。

1 警戒区域の設定

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は別に定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
警察官	次の場合、上記に記載する市長の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
	○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
	○消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	○消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

第3 避難を誘導する

〔実施機関：市（避難所対策班）、消防団〕

1 避難の誘導者

避難の誘導は、地元自治会及び自主防災組織が主体的に行うが、市（避難所対策班）はこれを支援するとともに必要な情報を提供する。

2 避難誘導

- (1) 市は、消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。
- (2) 市は、あらかじめ名簿や避難支援計画、コミュニティファイル等により災害時要配慮者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。
また、市は、避難時の周囲の状況等により、室内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、室内での待避等の安全確保措置を講じるべきことにも留意することとする。
- (3) 市民は、あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておくこととする。
- (4) 市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。また、火災等の危険が高い地域では、広域避難地で安全を確認してから避難所へ向かうこととする。
- (5) 市は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努めることとする。
- (6) 市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、室内での待避等の安全確保措置を指示することができるここととする。

第4 避難所を開設、運営する

〔実施機関：市（総務班、避難所対策班）〕

1 避難所の開設

原則として市長が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。

2 避難所の追加指定等

市は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることができる。

また、被災市域内の避難所では不足する場合には、市域外での避難所開設も行うことができる。

3 開設期間

市は、被害の状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案のうえ、県と協議して設置期間を定める。

4 避難所の運営

(1) 市は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図る。

(2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事することとし、この期間は7日以内を原則とする。

ア 施設等開放区域の明示

イ 避難者誘導・避難者名簿の作成

ウ 情報連絡活動

エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

オ ボランティアの受入れ

カ 炊き出しへの協力

キ 避難所運営組織づくりへの協力

ク 重傷者への対応

(3) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

(4) 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。

(5) 市は、市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。

- (6) 市は、ボランティア活動について、災害ボランティアセンターと連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。
- (7) 市は、要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
- (→第3編 第3章 第5節 第9「要配慮者支援対策を行う」の項を参照)
- [女性のニーズ例]
- 女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等
- (8) 市は避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。
- (9) 市は、必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県が実施する。
- (10) 県、市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。
- (11) 市は、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

5 保健・衛生対策

- (1) 医療、助産対策の確保
- 市は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、あらかじめ市地域防災計画で救護所の設置予定場所を特定し、住民医療班は救護所を拠点に巡回活動も行う。
- (2) 保健活動の実施
- 県（健康福祉事務所）と市は、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。
- (→第3編 第3章 第5節 第6「健康対策を行う」の項を参照)
- (3) 仮設トイレの確保
- 市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合、県があっせん等を行うこととする。
- (→第3編 第3章 第5節 第3「し尿汲み取り処理対策を行う」の項を参照)
- (4) 入浴、洗濯対策
- 市は、仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合、県は、民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を行うこととする。
- (5) 感染症予防対策
- 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。
- (→第3編 第3章 第5節 第8「感染症対策を行う」の項を参照)

6 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

7 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

- (1) 市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行い、県は、対象施設等の広域的な確保に協力することとする。
- (2) 県、市は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受け入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

8 避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。要配慮者に考慮し避難所自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

9 その他

避難指示、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、指示の伝達に準じて、市民や防災関係機関に連絡する。

10 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所対策班は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

■スペース例

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ○生活スペース | ○休憩スペース | ○更衣スペース |
| ○洗面・洗濯スペース | ○救護所スペース | ○物資保管スペース |
| ○配膳・配給スペース | ○駐車スペース | |

(2) 設備・備品の整備

調達班は、避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。特に、季節の特性や要配慮者に配慮する。

■避難所の設備例

- | | | |
|----------|--------|-------|
| ○暖房器具 | ○仮設トイレ | ○公衆電話 |
| ○給湯設備 | ○掲示板 | ○間仕切り |
| ○食器、調理器具 | ○清掃用具 | |

第5 帰宅困難者への対策を行う

〔実施機関：市（避難所対策班）、公共交通機関〕

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者等に対し、交通機関の管理者等に協力して次のような支援を行う。

1 安全確保と情報提供

公共交通機関は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。また、市や警察等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

2 市による支援

避難所対策班は、公共交通機関と連携して、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。

第6 広域一時滞在を行う

〔実施機関：市（総務班、避難所対策班）〕

国内で大規模な広域災害が発生した場合の被災住民の避難について、次のように定める。

1 県内における広域一時滞在

(1) 広域一時滞在を行う必要がある場合

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は住居の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告のうえ、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受け入れについて協議することができる。

なお、市は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

市は、県内他市町から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れるものとする。

2 県外における広域一時滞在

(1) 広域一時滞在を行う必要がある場合

市は、県と協議のうえ、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。

(2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

市は、県から他の都道府県の被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れるものとする。

3 被災住民に対する情報提供と支援

市は、大規模災害等により住民に県内外への広域一時滞在を行う場合、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備するものとする。

また、広域一時滞在を受け入れた場合は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努めるものとする。

第2節 被災者の救助・救急活動を行う

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第2節 被災者の救助・救急活動を行う	第1 被災者を救出する	1 被災者を救出する	各班
		2 行方不明者の捜索	
		3 その他	
	第2 救急医療を行う	1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡	住民医療班 消防本部班
		2 現場における負傷者等の救出	
		3 現場から医療施設への負傷者等の搬送	
		4 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置	
		5 負傷者等の収容	
		6 関係機関への協力要請	
		7 災害の現場における諸活動の調整	
8 費用			
第3 医療・助産対策を行う	1 救護所の設置	住民医療班 消防本部班	
	2 情報収集・提供		
	3 救護班の編成		
	4 災害拠点病院(県立丹波医療センター)等の活動		
	5 医療マンパワーの確保		
	6 患者等搬送体制		
	7 医薬品等の供給		
	8 医療機関のライフラインの確保		
第4 遺体の火葬等を行う	1 実施方法	環境防疫班	
	2 遺体の処置		
	3 遺体安置所の設置等		
	4 遺体の埋火葬		
	5 大規模災害発生時の県等との連携		

第1 被災者を救出する

〔実施機関：市（各班）、消防団、自衛隊〕

災害により生命身体が危険な状態あるいは生死不明の状態等にある被災者が発生した場合には、あらゆる手段を講じて速やかに救出を行うことが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

1 被災者を救出する

(1) 市

- 〈1〉市（総務班）は、被災規模により、消防相互応援協定に基づき他市町からの消防機関の応援を受け迅速かつ円滑な実施に努める。
- 〈2〉救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。
 - ① 応援を必要とする理由
 - ② 応援を必要とする人員、資機材等
 - ③ 応援を必要とする場所
 - ④ 応援を必要とする期間
 - ⑤ その他必要な事項

(2) 消防本部

- 〈1〉負傷者等の救出活動を実施する。
- 〈2〉市（消防署班）は、救出チームを編成するとともに、保有資機材及び調達資機材を確保し、負傷者等の救出を実施する。

(3) 自衛隊

知事の要請等により救出活動を実施する。（→第3編 第2章 第3節 第2「自衛隊へ派遣要請を行う」の項を参照）

(4) 自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- 〈1〉組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- 〈2〉救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- 〈3〉警察署、消防署等への連絡

2 行方不明者の捜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

(1) 行方不明者情報の収集

市（情報班）は、被災者相談窓口等で受け付けた捜索願及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し連携する。

(2) 捜索活動

市（消防本部班、支所班）、消防団は救出チームを編成し、行方不明者リストに基づき、警察署、自衛隊等と協力して行方不明者の捜索及び遺体の収容活動にあたる。行方不明者を発見した場合には、警察署に連絡する。

3 その他

救助活動を実施する機関は、速やかで的確な救助活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。

また、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努める。

市は、丹波市建設業協会等との「災害時の応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により救助活動に必要な人員、機材等の支援要請を行う。

第2 救急医療を行う

[実施機関：事故等責任機関、救出担当機関（住民医療班、消防本部班、警察署）、搬送担当機関（消防本部班）、医療機関]

1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関に直ちに連絡する。

2 現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたる。

3 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- (1) 負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送にあたる。
- (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ① 救急指定病院の患者搬送車の活用
 - ② その他の応急的に調達した車両の活用
 - ③ 隣接市町の応援要請
- (3) 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、ヘリコプター運航機関に出動を要請する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領、ドクターヘリ運航要領」等）

4 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

- (1) 事故等責任機関は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期する。
- (2) 市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させる。

5 負傷者等の収容

- (1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。
 - ① 災害拠点病院
 - ② 2次救急医療機関
 - ③ 救急告示病院又は診療所
 - ④ その他の医療施設
 - ⑤ 公民館、学校に設置された救護所及び救護センター
 - ⑥ 寺院（死者の場合）
- (2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察署に連絡し、警察官は死体見分その他所要の処理を行う。速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数

の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得る。

6 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失すことなく関係機関に協力を要請する。

7 災害の現場における諸活動の調整

(1) 市に災害対策本部が設置された場合

市災害対策本部長又は市災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。

(2) 市に災害対策本部が設置されない場合

① 道路、宅地等での事故等

市の現場指揮者は、警察署と諸活動の調整を行う。

② 鉄道、工場での事故等

事故等責任機関（鉄道事業者、工場等を経営する事業者）の現場指揮者が諸活動の調整を行う。

8 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。

第3 医療・助産対策を行う

[実施機関：市（住民医療班、消防本部班）、医療機関、市医師会]

1 救護所の設置

- (1) 市は、次の場合に救護所を設置する。また県は、救護所では対応しきれない場合に、救護センターを設置する。
- ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
 - ② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
 - ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と護送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の護送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- ※救護所の設置予定場所、名称は資料編に示す。
- (2) 救護所では、次の活動を行う。
- ① 負傷者の傷害等の程度の判別
 - ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
 - ③ 負傷者の応急処置
 - ④ 助産
 - ⑤ 死亡の確認
 - ⑥ 遺体の検案
- (3) 市、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2 情報収集・提供

(1) 情報収集の協力

市（住民医療班）、地域医師会は、地域医療情報センター、県健康福祉事務所等と連携し、災害救急医療情報システム等を活用した医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関する情報の収集に協力する。

なお、県（医務課）、災害医療センターは、以下の情報収集を行うことになっている。

- ① 医師会、歯科医師会に対する会員及び患者の被災状況の確認
- ② 被災地域並びにその近隣地域の診療可能状況及び空床状況の把握
- ③ 近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認・把握
- ④ 患者会等関係団体を通じた被災状況の確認
- ⑤ 水道、電気、ガスの確保、道路の状況等に関する情報の収集
- ⑥ 県・神戸市のヘリコプターの運航状況の確認
- ⑦ 全壊・半壊等被災した医療機関から転送が必要な患者数の確認

また、県（薬務課）は、以下の情報収集を行うことになっている。

- ① 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会
- ② 調達可能な医薬品の種類・数量の確認

(2) 情報収集

消防本部は、県から提供される患者受入可能医療機関について情報の収集、把握を行う。

また、市（住民医療班）、医療機関、市民等は、県から提供される次の情報の収集、把握を行う。

- ① 医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時発着場の位置、連絡先等）の提供
- ② 市に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量、配布場所等）の提供
- ③ 市民に対する診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）の提供
- ④ 市民及び医療機関に対する慢性疾患用医薬品等の供給方法に係る情報の提供

3 救護班の編成

(1) 救護班の編成、派遣

市（住民医療班）は、多数の傷病者が発生した場合は、市医師会に、救護班の編成、救護所への派遣を要請する。

(2) 県への要請

市長は、救護班が不足する場合、県に応援を要請する。

なお、県（医務課）は必要に応じて、関係機関に対し次の要請を行うことになっている。

- ① 災害拠点病院をはじめ赤十字病院、県立病院、国立病院、公的病院、私的医療機関に対する救護班の編成と被災地への派遣要請
なお、災害拠点病院（県立丹波医療センター）救護班は、当該病院の開設主体ごとの定めにより編成することになっている。
- ② 県・神戸市等のヘリコプターの待機要請
- ③ 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請
- ④ 自衛隊に対する航空機による患者搬送についての待機要請
- ⑤ 電力会社に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請と水道事業者及びプロパンガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請
- ⑥ 厚生労働省を通じた救護班の派遣等の要請
- ⑦ 県医師会、県私立病院協会、県歯科医師会、県看護協会、県理学療法士会及び県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請

また、県（薬務課）は必要に応じて、関係機関に対し次の要請を行うことになっている。

- ① 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請
- ② 厚生労働省、県薬事協会、県医薬品卸協同組合等に対する医薬品確保の要請
- ③ 県薬剤師会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請

(3) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、市（住民医療班）及び消防本部の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者の判別、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等要配慮者の健康管理に努

めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により救護班を派遣、活動した場合においても、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めるとされている。

4 災害拠点病院（県立丹波医療センター）等の活動

(1) 災害拠点病院

- ① 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療にあたる。
- ② 災害拠点病院の救急部長、外科部長を中心として選定・配置している災害医療コーディネーター等が判別を行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について消防本部へ要請する。
- ③ 災害救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

(2) 災害対応病院

災害対応病院は、災害拠点病院と協力して、重傷者等の受け入れを行う。

5 医療マンパワーの確保

県健康福祉事務所は、地域医療情報センター等と連携を図り、市内の被災状況や市の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行う。

なお県は、災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣が必要と認められるときは、県医師会、県私立病院協会、県看護協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県理学療法士会及び県作業療法士会を通して派遣を要請することとなっている。

6 患者等搬送体制

消防本部は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

7 医薬品等の供給

(1) 品目

市（住民医療班：主は国保診療所）は県と協力して、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

(2) 調達方法

市（住民医療班：主は国保診療所）は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄品で不足が生じる場合、県丹波健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

市で供給が困難な場合、県に供給あっせんを求める。

(3) 搬送、供給方法

販売業者は、市域の集積基地まで搬送する。

市（住民医療班）は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

なお、県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請することになっている。

8 医療機関のライフラインの確保

県は次の措置を講じることになっている。

- (1) 透析医会を通じ断水した透析医療機関を把握するとともに、当該医療機関への上水の提供について水道事業者と調整を行う。
- (2) 市と連携を図りながら、(一社)兵庫県LPガス協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請する。
- (3) ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じる。
- (4) 市と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン機関に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

第4 遺体の火葬等を行う

〔実施機関：市（環境防疫班）〕

1 実施方法

- (1) 市（環境防疫班）は、遺体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡する。
- (2) 管轄の警察署は、警察官が死体を発見し、又はこれがある届出を受けたときは、検視その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市長）に引き渡す。なお、発見された遺体については、警察署と市が協力して身元確認作業を行う。
- (3) 市（環境防疫班）は、警察署など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。
- (4) 市（環境防疫班）は、災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、遺体の処置及び火葬を実施する。

2 遺体の処置

市（環境防疫班）は、地域医師会等に遺体の検案を要請する。また、葬儀業者等から、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。

遺体処置資機材等の調達は、遺体安置所の設置場所を勘案しながら、必要量に応じた手配を行う。

3 遺体安置所の設置等

市（環境防疫班）は、遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、遺族への引き渡し用の遺体安置所を開設するとともに、遺体処置班を編成、派遣する。

遺体安置所の開設予定施設は、被災現場付近の公共施設等とし、避難所としての開設状況を勘案しながら、確定する。

4 遺体の埋火葬

市（環境防疫班）は、次の措置を講じる。

(1) 埋火葬の受付

災害相談窓口等で埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

遺体は次の斎場にて火葬する。

施設名	所在地
丹波市氷上斎場	丹波市氷上町絹山 25 番地 1
丹波市柏原斎場つつじ苑	丹波市柏原町下小倉 2088 番地 20

(3) 遺骨の保管

引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。

5 大規模災害発生時の県等との連携

市（環境防疫班）は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、県に要請し、国等の協力を得て、遺体の処理が速やかに実施できるように努める。

（1）遺体収容場所の確保

市は次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数箇所を確保する。
- ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しない。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有する。
- ・照明設備、水道設備を有している。

（2）収容期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ期間を延長する。

（3）遺体の保存

市（環境防疫班）は、遺体が多数の場合は、県にドライアイス及びひつぎ等の確保・あっせんを要請する。

（4）広域火葬の実施

- ① 県は、県内他市町の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受け入れを要請する。
- ② 県は、受け入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市町に通知する。
- ③ 市（環境防疫班）は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

6 その他

市（環境防疫班）は被災者相談窓口等に、火葬相談室を設置し、遺族の問い合わせ、相談に対応する。

第3節 交通・輸送対策を行う

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第3節 交通・輸送対策を行う	第1 交通確保対策を行う	1 被災情報及び交通情報の収集	土木緊急輸送班
		2 陸上交通の確保	
		3 空路交通の確保	
	第2 緊急輸送対策を行う	1 緊急輸送にあたっての基本的事項等	総務班、土木緊急輸送班
		2 緊急輸送対策	

第1 交通確保対策を行う

[実施機関：道路管理者、市（土木緊急輸送班）、自衛隊]

災害時に迅速な救急救助活動や緊急物資の輸送等を行うためには、速やかに通行の安全と確保を図ることが求められる。

1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 警戒段階でパトロールを行い、道路管理者は警察署と緊密に連携し、所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
- (2) 道路管理者は警察署と緊密に連携するとともに、県、市の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努める。

2 陸上交通の確保

道路管理者は警察署と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置を講じる。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、若しくは危険になると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

風水害時の通行規制予定路線は、資料編に示す。

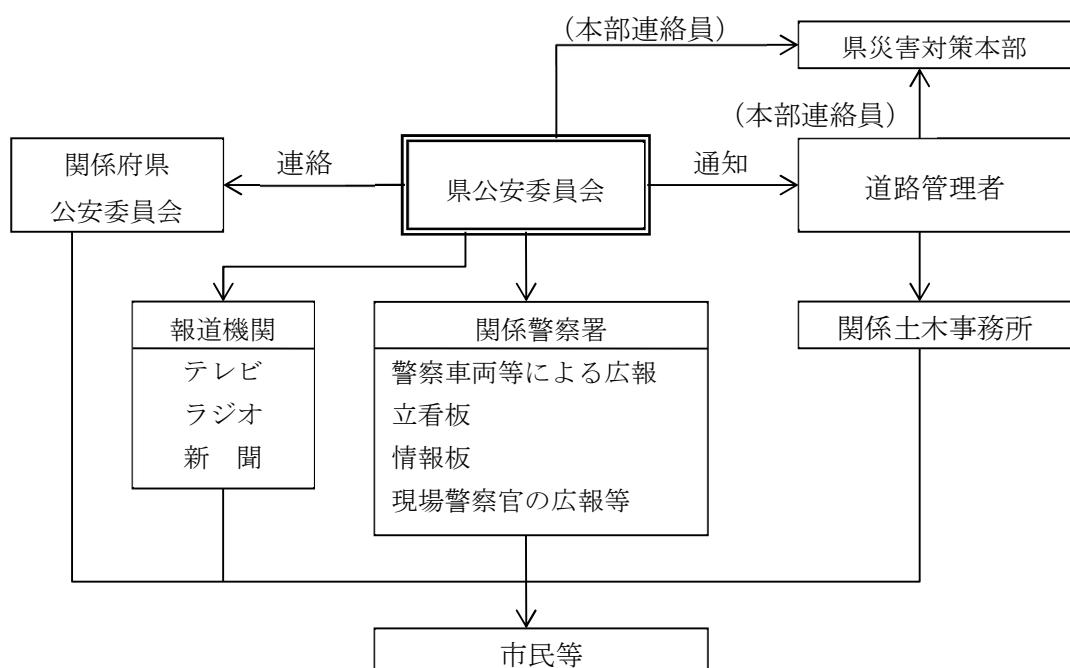
(2) 被災区域への流入抑制

市は警察署と連携し、災害が発生した直後、人命救助、被害の拡大防止、負傷者の搬送等に要する人員及び物資の輸送を行う車両等の通行の確保を図ることとする。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

この期間は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、交通管理者が、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することになっている。

道路管理者及び交通管理者は、災害対策本部、関係府県公安委員会、関係警察署等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）などあらゆる広報媒体を活用して市民等に周知する。



(4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等（「緊急通行車両等の事前届出、確認手続等要領」による。）

県公安委員会は、県との連携を図りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

市は、あらかじめ配車が定められた市保有車両のうち、緊急性の高い使途に供する車両について、総務班が事前に警察署へ届け出る。

① 事前届出の対象とする車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に事前届出を行う。

ア 災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

② 事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

ア)申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

イ)申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）

ウ)申請書類

緊急通行車両事前届出書2通、緊急通行車両一覧表、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

イ 届出済証の交付

県公安委員会が、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両事前届出済証を申請者に交付する。

③ 事前届出車両の確認

ア 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。

イ 県警察本部（交通規制課）、警察署（交番等を含む）又は検問所において、届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。

(5) 道路交通法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間目以降）

この時期は、医療活動、感染症対策、被災者への生活物資の補給、ガス・電気・水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、これらに併行して、道路の補修等も進み、物資等の輸送が活発化することから、道路管理者が、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替える。

(6) 道路の応急復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じる。

① 道路啓開の実施

ア 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

イ 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

② 応急復旧業務に係る建設業者等との協力

丹波市建設協議会と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

(7) 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。

〈1〉 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

〈2〉 県公安委員会との連携

① 指定の通知

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

② 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）

県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。

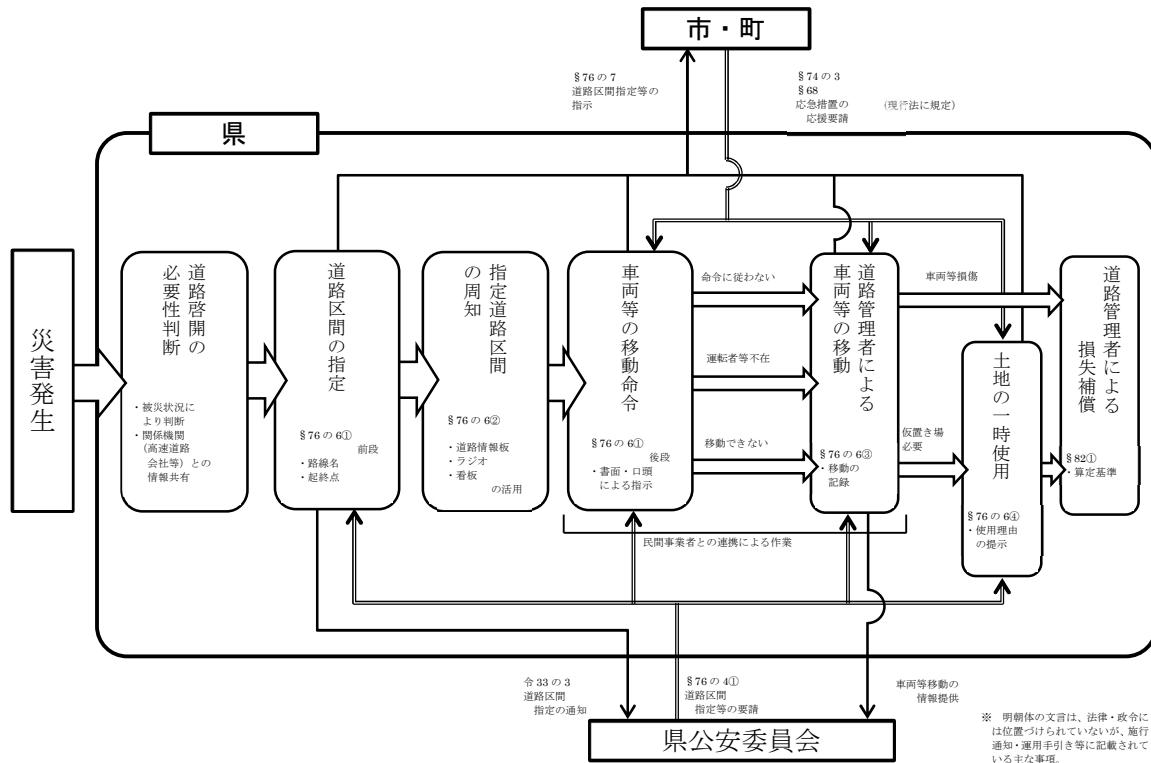
〈3〉 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。

〈4〉 国、県からの指示

国土交通大臣及び知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、大臣は県又は市町の、知事は市町の道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

■災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



3 空路交通の確保

(1) 市は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図る。

臨時ヘリポート候補地の一覧は、資料編に示す。

第2 緊急輸送対策を行う

[実施機関：県公安委員会、市（総務班、土木緊急輸送班）]

1 緊急輸送にあたっての基本的事項等

(1) 実施機関

防災関係機関は、それぞれ緊急輸送を実施する。

(2) 基本方針

① 輸送にあたっての配意事項

防災関係機関は、輸送活動を行うにあたって、次のような事項に配意して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

② 輸送対象の想定

ア 第1段階

- ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ) 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- ア) 上記①の続行
- イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- ア) 上記②の続行
- イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ) 生活必需品

(3) 輸送路等に関する状況の把握

市（総務班）は、広域応援を実施する場合に備え、警察署、各道路管理者、鉄道事業者に關係する機関等と連携し、緊急輸送路予定路線等の状況把握に努める。

市及び県の緊急輸送路予定路線は資料編に示す。

2 緊急輸送対策

(1) 陸上輸送の確保（緊急交通路の指定）

県公安委員会は、救助・消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害対策基

本法第76条に基づく交通規制を実施する場合は、県警察本部があらかじめ指定した緊急交通路予定路線の中から、被災状況、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急の的確かつ円滑な実施等を勘案の上、必要な区間及び地域について交通規制を実施する。

(2) 市の対応

① 空中輸送の支援

ア ヘリコプターの臨時離着陸場の確保

緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時離着陸場を確保する。

臨時ヘリポート候補地の一覧は、資料編に示す。

イ 支援要員等の確保

航空機に緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

② 陸上輸送

ア 市（車両班）は、公用車その他の車両を管理し、各部署からの要請に基づいて配車する。

イ 公用車が不足する場合等は、輸送業者等へのトラック、バス、運転士等の確保、若しくは県への緊急輸送手段（県トラック協会等）の応援を依頼する。

ウ 燃料等は市内の燃料販売業者から調達する。

エ 緊急輸送を依頼した場合は、案内用の職員又は地図等の情報を提供する。

オ 市域外へ緊急輸送する場合は、輸送先の市町等と、輸送経路、車両、運転士、連絡手段等の情報を交換する。

第4節 物資等の供給を行う

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第4節 物資等の供給を行う	第1 食料を供給する	1 供給対象者	調達班
		2 品目	
		3 食料の供給要請等	
		4 食料の輸送・配布等	
	第2 応急給水を行う	1 給水対象者	水道班
		2 水源及び給水量	
		3 給水方法及び広報	
		4 各団体等への協力及び出動要請	
	第3 物資を供給する	1 供給対象者	調達班、避難所対策班
		2 品目	
		3 供給	
		4 輸送・配分	調達班

第1 食料を供給する

〔実施機関：市（調達班）〕

大規模災害時には、それぞれの避難所等に大勢の被災者が避難すると予想されるため、必要な箇所に必要な食料を円滑に供給することが求められる。

なお、救助法が適用された場合は、同法に基づき実施する。

1 供給対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、旅館・ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 品目

品目としては一般に次のものが考えられる。

- (1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食
- (3) 高齢者や乳幼児のニーズに配慮した食品

3 食料の供給要請等

市（調達班）は、備蓄品では供給が不足する場合、市内の食料品業者などから調達する。さらに、食料の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に災害救助用米穀、弁当・おにぎり、パン、育児用調整粉乳、副食等の供給、あっせんを要請する。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- (4) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考となる事項

なお、災害救助法発動時の災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定書」に基づき、農政局に対して引渡しを要請する。

4 食料の輸送・配布等

食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、市（調達班）が供給先（避難所、炊出し施設等）まで輸送する。

供給食料品は避難所責任者（市職員、施設管理者等）が受領し、自治会等の代表者が被災者に配布する。

必要に応じて、学校給食センター、避難所の調理施設等で炊き出しを行う。その他避難所での炊き出しは、自主防災組織、自治会、ボランティア、自衛隊等に要請する。

第2 応急給水を行う

[実施機関：市（水道班）]

1 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者。

2 水源及び給水量

(1) 水源

市（水道班）は、浄水場、配水池及び耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(2) 給水量

市（水道班）は、災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水量にまで回復させる。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水量 (リットル/ 日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水 を得られなかった者に対する 応急給水拠点
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最低 限生活に必要な 水量	自主防災組織を中心とする給 水と応急給水拠点
	11日目から 20日まで		最低限の浴用、洗 濯に必要な水量	仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設 置する仮設給水栓からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ 同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

なお、具体的な給水施設等は、資料編に示す。

3 給水方法及び広報

(1) 市（水道班）は、水道緊急時対応に示す内容に基づき、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。

なお、水道緊急時対応の具体的な内容は、資料編に示す。

(2) 必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

① 給水を必要とする人員

- ② 給水を必要とする期間及び給水量
 - ③ 給水する場所
 - ④ 必要な給水器具、薬品及び水道用資材等の品目別数量
 - ⑤ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
 - ⑥ その他必要な事項
- (3) 病院及び救護所等へは、最優先で給水する。

4 各団体等への協力及び出動要請

市内で飲料水の確保・供給が困難な場合には、災害対策本部を通じて兵庫県、日本水道協会、他市町、他府県及び企業団体の協力を求めるほか、自衛隊の出動を県知事に要求する。

	所在地	電話番号	備 考
兵庫県企業庁 水道課	神戸市中央区下山手 通 5-10-1	078-341-7711 078-362-3684（直 通）	

5 重要給水拠点

災害時において、継続して給水確保を必要とする重要給水施設は次の施設とする。

【丹波市地域防災計画（資料編）】

- 6. 医療機関（1）災害拠点病院、（2）医療施設、（3）救護所
- 7. 避難場所関係 （1）避難所一覧表、（2）広域避難所一覧表
（3）福祉避難所等一覧表

第3 物資を供給する

〔実施機関：市（調達班、避難所対策班）〕

1 供給対象者

- (1) 災害により住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 品目

品目としては、主に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

(1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料
※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳びん、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。
※障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

(2) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋ほか

(3) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

3 供給

市（調達班）は、備蓄品では物資の供給が不足する場合、市内の流通業者などから調達する。また、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給、あっせんを要請する。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡担当者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

なお、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。

4 輸送・配分

（→第3編 第3章 第4節 第1「食料を供給する」の項を参照）

第5節 保健衛生活動を行う

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第5節 保健衛生活動を行う	第1 ガレキ・流木 (災害木)対策を行う	1 災害発生後の対応	廃棄物対策班
		2 処理作業	
		3 事前対策	
	第2 ごみ処理対策 を行う	1 応急対策	
		2 事前対策	
	第3 し尿汲み取り処理対策を行う	1 応急対策	
	第4 環境対策を行う	1 災害発生直後の対応	
		2 応急対策	
	第5 精神医療を行う	1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうご DPAT」の派遣	
		2 精神科夜間診療体制の確保	
		3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動	
		4 こころのケアチーム(DPAT)活動拠点本部の設置	
		5 児童、生徒のこころのケア	
	第6 健康対策を行う	1 巡回健康相談の実施	住民医療班
		2 巡回栄養相談の実施	
	第7 食品衛生対策 を行う	1 食中毒の防止	
		2 食中毒発生時の対応方法	
		3 食品衛生に関する広報	
	第8 感染症対策を行 う	1 事前対策	環境防疫班
		2 保健所の災害時感染症対策活動	
		3 市の災害時感染症対策活動	
		4 災害時感染症対策完了後の措置	
		5 感染症対策	
	第9 災害時要配慮者支援対策を行 う	1 情報提供	ボランティア・援 護班、調達班、住 民医療班
		2 避難対策	
		3 生活支援	
		4 住まい支援	
		5 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置	
		6 外国人への情報伝達等	
	第10 愛玩動物の 収容対策を行う	—	環境防疫班

第1 ガレキ・流木（災害木）対策を行う

〔実施機関：市（廃棄物対策班）〕

1 災害発生後の対応

市（廃棄物対策班）は次の措置を講じる。

(1) 情報の収集及び連絡

損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡する。

(2) 選別・保管・焼却等の可能な仮置場の確保

ガレキの処理に長時間をする場合があることから、十分な仮置場を確保する。

2 処理作業

市（廃棄物対策班）は次の措置を講じる。

(1) 全体処理量の把握

計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

(2) 撤去作業

撤去するガレキ・流木（災害木）は、危険なもの等を優先する。

撤去作業は、丹波市建設協議会や森林ボランティアグループと連携・協力し、必要な人員、機材等を確保する。

(3) 処理方法

家屋解体作業から推計したがれき量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資機材を確保する。

また、必要に応じ、被災地区に仮集積所を開設する。

アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。

(4) 県等への応援要請

最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、速やかに県等関係団体へ支援要請する。

3 事前対策

市（廃棄物対策班）は、旧厚生省の震災廃棄物対策指針を参考に、地震被害想定における被災家屋数等を勘案して、震災廃棄物の仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制等の震災廃棄物処理計画を検討しておく。

第2 ごみ処理対策を行う

〔実施機関：市（廃棄物対策班）〕

1 応急対策

市（廃棄物対策班）は、次のとおりごみ処理を実施する。

（1）災害発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

② ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、処理施設の応急復旧体制、仮置場を確保する。

（2）処理

① 生活ごみ、災害ごみの分別排出と粗大ごみの収集等処理期間

避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等における生活ごみを分別するとともに災害ごみ（びん、缶類、金属類、ペットボトル等）を適正に分別排出し、再利用、再資源化を進め、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了することを目標とする。

② ごみの仮置場の確保

ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの破碎・分別など、受け入れ先に応じた仮置場を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮する。また、破碎が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確保する。

③ 県等への応援要請

ア 生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

イ 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

2 事前対策

市（廃棄物対策班）は、環境省の水害廃棄物対策指針を参考に、浸水想定区域内の建物分布等を考慮し、水害時のごみ発生量等を推定し、水害廃棄物の仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制等の水害時ごみ処理計画を検討しておく。

また、地震被害想定における避難者数等を勘案して、ごみ処理対策をあらかじめ定めておく。

第3 し尿汲み取り処理対策を行う

〔実施機関：市（廃棄物対策班）〕

1 応急対策

市（廃棄物対策班）は、次のし尿処理を24時間以内に実施する。

（1）情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の汲み取り・処理見込みを把握する。

（2）し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、応急復旧体制を確保するとともに、仮設トイレを避難所等に設置する。

なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。

仮設トイレの調達先は、資料編の災害用トイレの供給者リストに示す。

（3）消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

（4）し尿収集・処理計画

仮設トイレ等のし尿の汲み取り・処理計画を作成し、許可業者等に汲み取りを要請する。
し尿汲み取り許可業者一覧は資料編に示す。

（5）県等への応援要請

- ① し尿の汲み取り・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保にあたり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。
- ② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

第4 環境対策を行う

〔実施期間：市（環境防疫班）、県〕

1 災害発生直後の対応

市（環境防疫班）は、県が実施する、関係機関及び工場・事業場と連絡を取って有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。

2 応急対策

市（環境防疫班）は次の措置を講じる。

(1) 環境モニタリングの実施

県が行う、災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導するものとされている。

(4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(5) 環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壤の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域間の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、他府県や環境省に対し、支援を要請するものとされている。

第5 精神医療を行う

〔実施機関：市（住民医療班）、県健康福祉事務所（保健所）〕

1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうご DPAT」の派遣

(1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、公的機関職員等で構成された「ひょうご DPAT」を派遣するとされている（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の要否を本庁が判断する）。

2 精神科夜間診療体制の確保

県は、夜間における避難所等での精神疾患の急発・急変に対応するため、精神科夜間診療対応窓口を設置し、県内の精神病院の協力の下、夜間の入院患者受け入れも含め、精神科夜間診療体制を確保するものとされている。

3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

市（住民医療班）は、県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）が実施する、こころのケアに関する相談訪問活動、情報提供、知識普及活動に協力する。

4 こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部の設置

(1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうご DPAT」活動拠点本部を設置し、被災精神障がい者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うとされている（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む）。

(2) 県（健康福祉事務所）は、「ひょうご DPAT」活動拠点本部の管理運営を行うとされている。

(3) 県（精神保健福祉センター）は、「ひょうご DPAT」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行うとされている。

(4) 県は、必要に応じて、厚生労働省及び他の都道府県に対して、災害時のこころのケアの専門職からなるこころのケアチーム（DPAT）の編成及び協力を求めるとされている。

5 児童、生徒のこころのケア

（→第3編 第3章 第7節 第1 「教育対策を行う」の項を参照）

第6 健康対策を行う

[実施機関：市（住民医療班）、県健康福祉事務所]

1 巡回健康相談の実施

市（住民医療班）は次の措置を講じる。

- (1) 県及び県看護協会と相互に連携して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師・看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 県と連携し巡回健康相談や家庭訪問の実施により高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- (3) 巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。
- (4) サービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う。
- (5) 仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。

2 巡回栄養相談の実施

市（住民医療班）は次の措置を講じる。

- (1) 県及び県栄養士会と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。また、県及び保健所設置市は、給食施設等の巡回栄養管理指導等を実施するとされている。
- (2) 県から避難所の食事及び食環境整備等について助言を受ける。
- (3) 避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- (4) 巡回栄養相談の実施にあたり、連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

第7 食品衛生対策を行う

[実施機関：市（環境防疫班）、県健康福祉事務所]

1 食中毒の防止

県健康福祉事務所は、次の措置を講じる。

- (1) 食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行う。
- (2) 食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を行う。
- (3) 食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

2 食中毒発生時の対応方法

県（保健所）は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

3 食品衛生に関する広報

市（環境防疫班）は県と協力して、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第8 感染症対策を行う

[実施機関：市（住民医療班）、県健康福祉事務所]

1 事前対策

市は、県の対策との連携を図るほか、市民の協力体制の確立、作業員の雇上げや組織化等について定める。

- (1) 予防教育と広報活動
- (2) 感染症対策に関する職員の訓練、動員の徹底
- (3) 器具機材の整備

2 保健所の災害時感染症対策活動

県健康福祉事務所は次の措置を講じる。

(1) 災害時感染症対策本部の設置

(2) 疫学調査及び健康診断

疫学調査班は、医師1名、保健師（又は看護師）1名、助手1名をもって編成し、被災地域においては、通常週1回以上、避難所においては、できる限り頻繁に行う。

疫学調査の結果、必要があるときは健康診断を実施する。

(3) 消毒薬剤等の供給

- ① 消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、消毒薬剤等を供給する。
- ② 消毒薬剤等の調達が困難なときは、他府県や厚生労働省に要請する。
- ③ 必要に応じ消毒薬剤等を自衛隊等の協力を得て被災地へ搬送する。

(4) 市に対する指導及び指示の要請等

- ① 被害が甚大な市に対し、職員を現地に派遣し、指導する。
- ② 次に掲げる事項の指示、命令を発するときは、範囲及び期間を定めて、速やかに行う。
 - ア 消毒等の実施に関する指示
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
 - ウ 生活用水の供給の指示

(5) 患者等に関する措置

被災地において、1類感染症及び2類感染症、又は1類感染症の無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとり、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとる。

(6) 報告

被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額について、管内の状況をとりまとめ、厚生労働省に報告する。

3 市の災害時感染症対策活動

市（住民医療班）は、次の措置を講じる。

(1) 感染症対策組織の設置

県に準じて感染症対策組織を設置するとともに、感染症対策を推進する。

(2) 予防教育及び広報活動の推進

(3) 清潔方法

塵芥、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

(4) 消毒方法

① 速やかに次の事項について消毒を実施し、そのために必要な薬剤を保管する。

- ア 飲料水の消毒
- イ 家屋の消毒
- ウ 便所の消毒
- エ 芥溜、溝渠の消毒
- オ 患者輸送用器などの消毒

■薬剤所要量の算出方法

区分	薬剤の種類(例示)	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール 普通石灰 次亜塩素酸ナトリウム 逆性石鹼	全半壊戸数 ×200g 全半壊戸数 ×6 kg 井戸の数（概数）×1340ml

- ② 消毒の実施にあたっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限のものとする。
- ③ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

- ① 県は、次の指定基準に基づき、災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除の対象地域を定める。なお、地域指定については、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、選択的、重点的に行い、できる限り市内の区画（字等）ごとに定め

る。

- ア 県下で被害戸数が 5,000 戸を超える場合
- イ 一浸水地域で被害戸数 1,000 戸を超える場合
- ウ 県下における市町又はその一部の地域の被害が、次のいずれかに該当する場合

被害率	市又はその一部の地域の数	※被害率
5%以上	10 箇所以上	水害：流失、全半壊並びに床上浸水の戸数の合計に 床下浸水の戸数の 5 分の 1 を加えた数を総戸 数で除した%
10%以上	7 箇所以上	
15%以上	5 箇所以上	
20%以上	3 箇所以上	震災、火災：全半壊、全半焼の総戸数に対する%
25%以上	1 箇所以上	

- エ 市又はその一部の地域の被害率が 10%を超える場合
 - オ 市又はその一部の地域の被害率が 5%以上であって、その被害が集中的かつ著しいものである場合
 - カ 市の庁舎などを含む中心地が甚大な被害を受け、市の機能が著しく阻害された場合
- ② 県（保健所）の指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
- ア り災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。
 - イ 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及び塵芥、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫、殺そ効果のある殺虫剤を使用する。
- ③ 薬剤、器具などは、次の算出方法により必要量を算出し、確保する。

■薬剤所要量の算出方法

撒布場所、種類例	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内のり災戸数 × *85.8 m ² × (1-0.5) × 0.05 ツル / m ² *家屋面積 39.6 m ² の場合で内部の壁面及びその他の面積
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内のり災戸数 × 1 m ² × 0.06 ツル / m ²
家屋外及び塵芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内のり災戸数 × 56.1 m ² × 15g / m ² (敷地 56.1 m ² の場合)

- ④ ねずみ族、昆虫等の駆除にあたっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。
- ⑤ ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(6) 生活用水の供給等

市（水道班）は、県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

(7) 避難所の感染症対策指導等

市（避難所対策班）は、県感染症対策担当職員と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(8) 報告

市（環境防疫班）は、県健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。

4 災害時感染症対策完了後の措置

- (1) 市（住民医療班）は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書を作成し、県健康福祉事務所を経由して県に提出する。
- (2) 県は、管内の報告書をとりまとめ、災害時感染症対策完了報告書を作成し、感染症対策活動を終了した日から起算して、概ね1箇月以内に厚生労働省健康局に報告する。

5 感染症対策

県は、必要により夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努める。

第9 要配慮者支援対策を行う

[実施機関：市（ボランティア・援護班、調達班）、県]

1 情報提供

市（ボランティア・援護班）は、県と協力し、高齢者・障がい者等要配慮者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(1) 情報伝達ルート…自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、福祉ボランティア等

(2) 伝達手段………広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ、インターネット、防災行政無線、広報車等

（→第3編 第2章 第2節 第4 「災害時の広報活動を行う」の項を参照）

2 避難対策

市（ボランティア・援護班）は次の措置を講じる。

(1) 災害時避難支援個別計画に沿って避難行動要支援者の避難誘導が的確に行われるよう努める。

(2) 消防本部班と協力して、避難行動要支援者名簿等の活用により居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。特に、地域での情報共有のための同意が得られない要配慮者で、自助・共助による対応が困難な者について重点的に確認を行う。

(3) 要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(4) 避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

(5) 県と協力して、避難行動要支援者名簿登載者について、福祉避難所若しくは設備の整った特別施設や社会福祉施設における受け入れを進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。受け入れ先への搬送にあたって、市有車両で不足する場合には県や福祉関係者及び運送協定締結者等に搬送を要請する。

（→第3編 第3章 第1節 「住民の避難を支援する」の項を参照）

3 生活支援

市（住民医療班、ボランティア・援護班）は次の措置を講じる。

(1) 被災者ローラー作戦の実施

負傷や慣れない避難生活等によって要配慮状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

(2) 要配慮者トリアージの実施

ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援

医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につながりでいく仕組みを構築する。

県は、市の要請があるとき、又は必要と認めるときは、保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム（ひょうご DPAT）の派遣等の応援を行うとされている。

(4) 避難場所の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(5) 避難所等における配慮

① 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等、要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③ 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障がい者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

4 住まい支援

市（ボランティア・援護班）は次の措置を講じる。

- (1) 住宅班に協力して、避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障がい者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。
- (2) 住宅班に協力して、仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障がい者等、日常生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

第3編 第4章 第1節 第1（→「住宅を確保する」の項を参照）

5 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市（ボランティア・援護班）は次の措置を講じる。

- (1) 県と協力して、社会福祉施設の被害状況を調査する。
- (2) 県と協力して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

6 外国人への情報伝達等

市（ボランティア・援護班）は、県と協力して外国人の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行う。

(1) 外国人の被災情報の把握

① 安否確認

県、警察、外国人団体等と相互に連絡して、安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。

② ニーズの把握

外国人団体等に照会してニーズを把握する。

(2) 外国人等への情報提供

インターネットなどによる多言語での情報提供メディアを外国人及び関係者に広報するとともに、必要に応じて、ボランティア、NGO団体の協力を確保して、相談窓口や多言語による情報提供を行う。

第10 愛玩動物の収容対策を行う

〔実施機関：地域獣医師会、市（環境防疫班）〕

- 1 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。
 - (1) 飼養されている動物に対する餌の配布
 - (2) 負傷した動物の一時保管・治療・保管
 - (3) 放浪動物の一時保管・保管
 - (4) 飼養困難な動物の一時保管
 - (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
 - (6) 動物に関する相談の実施等
- 2 市（環境防疫班）は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。
- 3 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

第6節 公共土木施設の応急対策、建築物等の二次災害防止を行う

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第6節 公共土木施設の応急対策、建築物等の二次災害防止を行う	第1 土砂災害	—	土木緊急輸送班
	第2 道路	—	
	第3 河川	—	
	第4 ダム	—	
	第5 ため池	—	
第6節 公共土木施設の応急対策、建築物等の二次災害防止を行う	第6 森林防災対策 (林道、治山施設、危険木を含む)	—	農林畜産班
	第7 農地・農業用施設	—	
	第8 建築物・宅地防災対策	—	
第6節 公共土木施設の応急対策、建築物等の二次災害防止を行う	第9 水道の確保	1 応急措置の対応 2 復旧過程	水道班
	第10 下水道の確保	1 災害発生直後の対応 2 復旧過程	

第1 土砂災害

〔実施機関：市（土木緊急輸送班）、県〕

- 1 市、県、関係機関は、総合土砂災害対策推進連絡会を活用して、総合的な土砂災害対策を推進する。
- 2 市（土木緊急輸送班）は県と協力して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- 3 市（土木緊急輸送班）は県と協力して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - (1) 緊急復旧資材の点検・補強
 - (2) 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - (3) クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- 4 市（土木緊急輸送班）は、危険箇所の市民に周知と、警戒避難体制の強化を図る。
- 5 県は、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、市等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。
- 6 市は、土砂災害警戒区域の指定箇所について、情報の収集・伝達、災害に関する予報・警報の発令と伝達（→第3編 第2章 第2節「情報を収集・伝達する」の項を参照）、避難対策（→第3編 第3章 第1節「住民の避難を支援する」の項を参照）、救助対策（→第3編 第3章 第2節「被災者の救助・救急活動を行う」の項を参照）等、被害の拡大防止措置を講じる。

第2 道路

[実施機関：市（土木緊急輸送班）、道路管理者]

道路管理者は次の措置を講じる。

- 1 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- 2 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
- 3 緊急輸送路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
- 4 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

第3 河川

[実施機関：市（土木緊急輸送班）、河川管理者]

河川管理者は次の措置を講じる。

- 1 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- 2 危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図る。
- 3 堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を実施する。

第4 ダム

[実施機関：三宝ダム管理者]

ダム管理者は次の措置を講じる。

- 1 ダム及び貯水池周辺の点検を実施し、被害及び危険箇所を把握する。
- 2 ダムの機能に支障がある場合は、応急対策を実施する。
- 3 堤体の安全性に支障がある場合は、緊急放流を行って速やかに貯水位を低下させる。
- 4 貯水位の低下には時間要するため、市民に通報して避難指示を行う。

第5 ため池

[実施機関：市（農林畜産班）、ため池管理者]

- 1 ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、市へ報告する。
- 2 ため池管理者は、市と連携し、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - (1) ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
 - (2) 緊急復旧資材の点検・補強
- 3 ため池管理者又は市は、堤高 10m 以上又は貯水量が 10 万 m³以上、若しくは決壊した場合、人的被害を及ぼす恐れがあるため池について、地震発生後速やかに緊急点検を行い、必要があると認められた場合は、応急措置を行い、その安全性を確保するものとする。
 - ア 堤高 15m 以上のため池

震度4以上の地震の際、巡回点検を行い、異常の有無に関わらず、点検結果を市に報告する。

イ 堤高15m未満のため池

震度5弱以上の地震の際、巡回点検を行い、異常があれば、点検結果を市に報告する。

- 4 市（農林畜産班）は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第6 森林防災対策（林道、治山施設、危険木を含む）

〔実施機関：市（農林畜産班）、県、森林組合等林業事業体〕

市（農林畜産班）は、森林組合等林業事業体と協力して次の措置を講じる。

- 1 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- 2 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - (1) 緊急復旧資材の点検・補強
 - (2) 警報機付伸縮計の設置
 - (3) 危険性の高い箇所の仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
- 3 危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第7 農地・農業用施設

〔実施機関：農地・農業用施設の発注者及び受注者、農地・農業用施設の管理者〕

- 1 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- 2 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

第8 建築物・宅地防災対策

〔実施機関：市（土木緊急輸送班、住宅班）〕

- 1 市（土木緊急輸送班・住宅班）は、県に被災建築物・宅地応急危険度判定士の派遣を要請し、調査体制、資機材を確保する。また、応急危険度判定実施本部を設置し、調査分担、日程、判定基準等を調整する。
- 2 応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用して判定し、判定ステッカーを調査建築物・宅地に貼付する。

第9 水道の確保

[実施機関：市（水道班）]

1 応急措置の対応

(1) 応急対策人員の動員

災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

(2) 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

(3) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧にあたる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。

(2) 施設毎の復旧方法

① 貯水、取水、導水及び浄水施設

応急復旧にあたり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械、電気及び計装設備などの大規模な被害については、状況に応じ設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

② 送・配水施設及び給水管

配水場・ポンプ場については、①と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。

ア 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、拠点給水、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

イ 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目指して復旧を実施する。

(3) 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

(4) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

第10 下水道の確保

[実施機関：市（下水道班）]

1 災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

- ① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。
- ② 調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。
- ③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧にあっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案のうえ、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

(2) 施設毎の応急措置・復旧方法

① 管路施設

ア 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

イ マンホール等からのいっ水

ア)排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等

を利用して緊急排水する。

イ)可搬式ポンプを利用して他の下水道管きょ・排水路等へ緊急排水する。

ウ)分流式下水道の污水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

ウ　吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

② ポンプ場及び処理場施設

ア　ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

イ　停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認のうえ、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

ウ　自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

エ　燃料タンク等からの危険物の漏えい

危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。

オ　汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい

災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じる。

ア)火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

イ)漏えい箇所の修復

ウ)漏えい箇所付近の弁等の閉鎖

カ　消毒施設からの塩素ガスの漏えい

消毒設備において、塩素ガスの漏えいが生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏えい箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の市民に連絡する。

キ　水質試験室における薬品類の飛散・漏えい

災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。

ク　池及びタンクからのいっ水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

(3) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

第7節 文教対策活動を行う

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第7節 文教対策活動を行う	第1 教育対策を行う	1 災害時に学校の果たすべき役割	学校教育施設班
		2 応急教育の実施のための措置	
		3 心の健康管理	住民医療班
		4 教育施設の応急復旧対策	学校教育施設班 文化財施設班 公共施設班

第1 教育対策を行う

[実施機関：市（学校教育施設班）、県（教育事務所、県立学校）]

1 災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力する。

（→第3編 第3章 第1節 「住民の避難を支援する」の項を参照）

2 応急教育の実施のための措置

(1) 市教育委員会並びに県立校長は、児童・生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

- ① 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
- ② 校区の通学路や交通手段等の確保
- ③ 児童・生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
- ④ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合は、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか、学校給食の実施が困難になった場合も報告する。

(2) 市教育委員会は、被災状況により次の措置を講じる。

- ① 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
- ② 授業料の免除や奨学金制度の活用
- ③ 災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用
- ④ 被災職員の代替等対策

ア 複式授業の実施

- イ 昼夜二部授業の実施
- ウ 近隣市町等からの人的支援の要請
- エ 非常勤講師又は臨時講師の発令
- オ 教育委員会事務局職員の応援

(3) 災害救助法に基づく措置

- ① 市（学校教育施設班）は、学校及び市教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。
 - ア 対象
住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒
 - イ 学用品の品目
教科書及び教材、文房具並びに通学用品
- ② 市教育委員会は災害により補給を要する教科書の状況について県教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

3 心の健康管理

市（住民医療班）は次の措置を講じる。

- (1) 被災児童生徒への心のケア
 - ① 教職員によるカウンセリング
 - ② 電話相談等の実施
 - ③ 教育相談センター、健康福祉事務所、こころのケアセンター、こども家庭センター等の専門機関との連携
- (2) 教職員の心の健康管理
 - ① 災害救急医療チーム派遣制度の確立
 - ② グループワーク活動の展開

4 教育施設の応急復旧対策

災害発生後、速やかに被災状況を確認し、避難所として機能するかどうかの報告を行うとともに、応急復旧等必要な措置を講じる。

(1) 県立諸学校

- ① 校長は、軽易な復旧を判断・実施し、県教育委員会に報告する。
- ② 業者を必要とする復旧は、県教育委員会の指示により行う。

(2) 市立諸学校

- ① 市（学校教育施設班）は、被害状況を県教育事務所を経由して県教育委員会に報告する。
- ② 市は状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。

(3) 社会教育施設

- ① 県の施設管理者は、被害状況を県教育委員会に報告する。
- ② 県の施設管理者は、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。
- ③ 市（公共施設班）は、市教育委員会が管理する施設について、被害状況を県教育事務所を経由して県教育委員会に報告する。

(4) 指定文化財等

国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を経由して、県教育委員会に報告する。

なお、指定文化財等の被災程度が大きい場合は、県教育委員会が、文化庁に支援を依頼し、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が、関係団体（美術館・博物館、県、市）の協力により、立ち上がり、応急復旧対策を行うことになる。

指定文化財の詳細は資料編に示す。

(5) 学校の防災機能の強化

市教育委員会は、学校が災害時にその機能を損なうことのないよう、防火性等の強化、設備、備品等の安全管理、ライフラインの整備、情報通信基盤の整備、学校給食施設の機能強化等を推進する。

第4章 生活再建、復旧・復興に向けて

第1節 住環境を再建する

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第1節 住環境を再建する	第1 住宅を確保する	1 住宅の被害認定・り災証明の発行	被害調査班
		2 応急仮設住宅の建設	住宅班
		3 空家住宅の確保	
		4 住宅の応急修理	
		5 住宅等に流入した土石等障害物の除去	土木緊急輸送班 廃棄物対策班
		6 住宅相談窓口の設置	住宅班
		7 住宅の復旧	
	第2 警備対策を行う	—	警察署

第1 住宅を確保する

[実施機関：市（被害調査班、住宅班、土木緊急輸送班）、丹波市建設産業関連団体協議会]

1 住宅の被害認定・り災証明の発行

市（被害調査班）は、住宅の被害認定の調査要員、調査方法並びに判定方針について定める。調査は必要に応じて二段階で行う。

(1) 第一次調査

被災地域を対象として、災害現場担当部と協力のうえ、外観目視によって調査・判定する。あらかじめ市民に調査を行うことを広報し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

(2) 第二次調査

第一次調査が物理的に不可能及び第一次調査の結果に不服のあった住家等について、再調査を実施する。必要に応じ居住者又は所有者等の立会いのうえで立入調査する。

被害の種類	災害の被害認定基準 (R3.6.24 内閣府政策統括官通知)
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

被害の種類	災害の被害認定基準 (R3.6.24 内閣府政策統括官通知)
住家の全壊 全焼 全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしく流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家の半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものをいう。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができない状態となったもの

※1：住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

※2：損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※3：主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

市（被害調査班）は、家屋の被害調査の結果から「り災台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、り災台帳で確認のうえ発行する。

また、県家屋被害認定士制度や GIS を活用するなど、早期に家屋被害調査体制を確立し、調査の迅速化を図る。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関

市（住宅班）は被災者等への応急仮設住宅の建設、管理を実施する。

なお、大規模災害等、市で対応が困難と考えられる場合には、県が建設を検討する。

(2) 供給対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- ② 住居する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

(3) 設置戸数

災害救助法による基準では、全壊、全焼、流失世帯の合計数の3割以内であるが、状況によっては、県が厚生労働省と協議して変更する。

(4) 供給方法

市（住宅班）は、平時から、業界の協力を得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておく。

建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮する。

また、被災状況や地域の実情等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。

市内での建設業者や資機材の確保が困難な場合、次の事項を可能な限り示して県に建設業者や資機材の供給あっせん等を要請する。

- ① 被害戸数
- ② 設置を必要とする型別戸数、建設場所
- ③ 調達を必要とする建設業者数
- ④ 連絡責任者
- ⑤ その他参考となる事項

応急仮設住宅の建設候補地、建設業者等の一覧は資料編に示す。

(5) 住宅の構造

- ① 住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
- ② 必要に応じ高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(6) 入居者の認定

- ① 自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。
- ② 高齢者、障がい者の優先入居等、要配慮者に十分配慮する。

(7) 管理主体

市（住宅班）が通常の管理を行う。

(8) 生活環境の整備

- ① 仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- ② 地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備する。
また、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応を、市（援護班）と協力して行う。

3 空家住宅の確保

(1) 対象

公営住宅、空家

(2) 募集

市（住宅班）及び提供する事業主体が募集する。
なお、国土交通省の支援により、県が被災者用公営住宅等あっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応する。

4 住宅の応急修理

市（住宅班）は次の措置を講じる。

- (1) 住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。
- (2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼する。
 - ① 被害戸数（大規模半壊、中規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
 - ② 修理を必要とする戸数
 - ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
 - ④ 派遣を必要とする建築業者数
 - ⑤ 連絡責任者
 - ⑥ その他参考となる事項

5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

市（土木緊急輸送班、廃棄物対策班）は次の措置を講じる。

- (1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。
- (2) 対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。
 - ① 除去を必要とする住家戸数

- ② 除去に必要な人員
- ③ 除去に必要な期間
- ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無
- ⑥ その他参考となる事項

6 住宅相談窓口の設置

市（住宅班）は県と協力して、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

7 住宅の復旧

災害復旧事業において災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。

(1) 建設地

公有地を基本として、生活、産業、都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

(2) 建設資材等、必要機械器具の保有調達

資材、機械器具等が不足する場合、県や建設業組合等に、調達のあっせん等を要請する。

(3) 入居基準

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該災害発生の日から3年の間に、当該災害により住宅を失った者。
- (2) 政令月収214千円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158千円以下）である者。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある者。（高齢者、障がい者等の丹波市市営住宅条例第6条第2項の規定で定める者は除く）

(4) 住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障がい者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通着者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

第2 警備対策を行う

[実施機関：警察署]

市は警察署と連携し、市内の災害警備のため次の措置を講じる。

- 1 被害実態の把握
- 2 被災者の救出救護
- 3 危険箇所の実態把握及び警戒
- 4 気象情報等の収集及び伝達
- 5 危険区域居住者に対する避難の指示、警告及び誘導
- 6 行方不明者の捜索及び死体の見分
- 7 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- 8 被災地等における犯罪の予防検挙
- 9 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
- 10 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

消防団は、警察署との連携のもとで被災地域の巡回パトロールを実施する。

第2節 生活再建の資金支援を行う

[実施機関：市（被害調査班、生活支援班、ボランティア・援護班）、市社会福祉協議会、
公共職業安定所]

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第2節 生活 再建の資金支 援を行う	第1 災害弔慰金等を支給 する	1 災害弔慰金の支給	被害調査班、 生活支援班、 ボランティア・援護班
		2 災害障害見舞金の支給	
		3 災害援護資金の貸付	
		4 市災害見舞金の支給	
		5 生活福祉資金の貸付	ボランティア・援護班
		6 要配慮者への援護	
		7 介護保険における措置	
		8 租税の減免等	被害調査班
		9 公共料金等の特例措置	各班
		10 兵庫県住宅再建共済制度	生活支援班
		11 職業のあっせん	
	第2 災害復旧資金の融資 を支援する	—	各班

第1 災害弔慰金等を支給する

市（被害調査班、生活支援班）は次の措置を講じる。

なお、支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。

1 災害弔慰金の支給

市（ボランティア・援護班）は、「丹波市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

市（ボランティア・援護班）は、「丹波市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障がいがある市民に対して災害障害見舞金を支給する。

3 災害援護資金の貸付

「市（ボランティア・援護班）は、丹波市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

4 市災害見舞金の支給

市（ボランティア・援護班）は、「丹波市災害見舞金支給規則」に基づき、自然災害により被災した市民に見舞金を支給する。

5 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

6 要配慮者への援護

市（ボランティア・援護班）は、高齢者・障がい者等のうち、緊急に社会福祉施設等で保護する必要がある者に対し、一時入所等の措置を講じる。

7 介護保険における措置

市（ボランティア・援護班）は、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険の特例措置を講じる。

- 1 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1ヶ月）の周知（介護保険法第28条）
- 2 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）給付差し止めに関する措置
- 3 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条、市介護保険条例第13条）

8 租税の減免等

市（被害調査班）は、市役所及び支所に各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、災害によって被害を受けた市民に対して市税等の減免、納税延期及び徴収猶予等の受付を行う。

（1） 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めると認めるときは、当該期限の延長を行う。

（2） 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。なお、県税、国税も同様な措置がとられる。

(1) 市民税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 固定資産税

災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。

(3) 軽自動車税・国民健康保険税

被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。

(4) 特別土地保有税

災害により著しく価値を減じた土地について行う。

9 公共料金等の特例措置

〔実施機関：市（水道班）〕

被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置を講じる。

(1) 上下水道料金の減免等

(2) し尿汲み取り手数料の免除等

10 兵庫県住宅再建共済制度

自然災害により半壊以上の被害を受けた加入者が、住宅を再建・購入や補修をした場合に制度で定める共済給付金を受け取ることができる制度。

兵庫県住宅再建共済制度の内容については、第2編 第2章 第20節 「制度の概要」に示す。

11 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

- 1 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 2 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- 3 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

第2 災害復旧資金の融資を支援する

[実施機関：市（各班）]

(1) 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林漁業者金融公庫法及び自作農維持資金融通法により融資する。

<1> 天災資金

関係機関は、災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

<2> (株)日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

(2) 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

(3) 災害復興住宅資金

住宅金融公庫は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

第3節 施設災害復旧事業を行う

〔実施機関：市（各班）〕

災害によって被災した施設は、早期に復旧し復興につなげていく必要があるため、速やかに必要な事業計画を策定し実施していくことが求められる。

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第3節 施設災害復旧事業を行う	第1 災害復旧事業の種類	—	各班
	第2 激甚災害の指定に関する事項	1 激甚災害に係る財政援助措置	
		2 局地激甚災害に係る財政援助措置	

第1 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
 - (8) 公園災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
 - (1) 農地農業用施設災害復旧事業
 - (2) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (3) 林道施設災害復旧事業
- 3 都市施設等災害復旧事業
 - (1) 街路災害復旧事業
 - (2) 都市排水施設等災害復旧事業
- 4 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 中小企業の振興に関する事業計画
- 11 その他の災害復旧事業

第2 激甚災害の指定に関する事項

〔実施機関：市（各班）〕

大規模な災害が発生した場合、市は県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

1 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑨ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ⑬ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）
（公共的施設区域外）
- ⑭ 淚水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う滌水排除事業に対する補助
- ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

(4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

- ③ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2 局地激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
 - ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ⑨ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - ⑫ 感染症予防事業
 - ⑬ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）
（公共的施設区域外）
 - ⑭ 滞水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ③ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- (4) その他の財政援助措置
 - ① 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第4節 災害復興を行う

大規模災害からの復興にあたっては、強靭な都市基盤のもとに、市民の暮らしと、産業の振興が調和する発展的な再建が求められるため、あらゆる英知を集め総合的な見地に基づき復興計画を策定し、着実に実施していくことが求められる。

本節の構成は、以下のとおりである。

■本節の構成

節	項	実施項目	主担当部署
第4節 災害復興を行う	第1 復興組織を設置する	1 市復興本部の設置	各班
		2 市復興本部の組織・運営	
	第2 復興計画を策定する	1 復興計画の策定手順	
		2 復興計画の内容	

第1 復興組織を設置する

〔実施機関：市（各班）〕

1 市復興本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

2 市復興本部の組織・運営

市復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。

また、復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

■本部員の任務

構 成 員	任 務	
本部長	市 長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副 市 長 教 育 長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	技 監 部 長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

■各部の分掌事務

部 名	分掌事務
ふるさと創造部 (総合政策課)	○復興に関する総合的企画及び調整に関すること ○復興本部会議の事務局
財務部、入札検査部、まちづくり部、生活環境部、健康部、福祉部、上下水道部、教育部	○市民の生活、文化の復興に関すること
産業経済部	○地域産業の復興に関すること
建設部	○都市・住宅の復興に関すること

■復興本部会議

構成員	事務
本部長、副本部長、本部員、事務局	○復興の基本方針、復興に係る重要施策の審議、調整 ○各部の重要事項の報告

第2 復興計画を策定する

[実施機関：市（各班）]

1 復興計画の策定手順

(1) 準備

復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。

- 〈1〉被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
- 〈2〉有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- 〈3〉様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

(2) 策定

計画策定においては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

〈1〉多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

〈2〉ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用に配慮する。

〈3〉既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

〈 計画構成例 〉

- ① 基本方針
- ② 基本理念
- ③ 基本目標
- ④ 施策体系
- ⑤ 復興事業計画等

想定される事業分野・生活

- ア 住宅
- イ 保健・医療
- ウ 福祉
- エ 教育・文化
- オ 産業・雇用
- カ 環境
- キ 都市及び都市基盤 等

2 復興計画の内容

(1) 基本的考え方

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

(2) 構成

復興計画の策定及び推進にあたっては、復興計画策定の基本方針としての「基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

(3) 分野別緊急復興計画

被災地域の本格復興を推進するうえで、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定する。

<1> 生活復興計画

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

① コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

② 保健・医療・福祉サービスの充実

障がい者、高齢者などへの家事援助や保健活動などの在宅サービスの充実や医療の確保、こころのケア対策等

③ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

④ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

⑤ 安全で快適な住まいの提供

仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

⑥ 相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等

〈2〉住宅復興計画

被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

① 早期の恒久住宅建設

県・公団・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等

② 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設

地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等

③ 民間住宅の再建支援

住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等

④ 面的整備に伴う住宅建設

面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

〈3〉都市復興計画

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤の復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

① 主要交通施設の整備

道路等の主要交通施設の早期復旧と耐災化・ネットワーク化による機能強化等

② 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等

③ ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐災性の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等

④ 防災基盤の整備

公共土木施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

〈4〉産業復興計画

著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築

相談指導・支援体制の確立、中小企業・商店街の早期再建支援等

② 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成

企業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等

③ 産業配置と広域的連携

新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等

- ④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成
地域産業を支える人材育成・確保、自立的就業支援等

<5> その他

上記の分野別緊急復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。

第5章 その他応急対策

第1節 水防計画

〔実施機関：市（土木緊急輸送班、消防署班）、量水標・堤防・水門・ため池・ダム・排水機場の管理者、工事施工者〕

第1 総則

1 目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、兵庫県知事から指定された指定水防管理団体たる丹波市が、同法第33条第1項の規定に基づき、丹波市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、丹波市の地域にかかる河川の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 水防の責任

市は、法第3条の定めるところに従い、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

第2 水防組織

水防に関する警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

第3 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

重要水防箇所については、資料編に示す。

第4 予報及び警報

水防上必要な通信、連絡について、その種類や発表基準、伝達経路、伝達手段等は、第3編第2章 第2節 第2 「気象警報等の情報を収集・伝達する」に示す。

第5 施設の監視等

(1) 量水標

施設管理者は、あらかじめ監視員及び連絡員を定めておく。

監視員は、降雨又は暴風雨のとき、常に量水標の監視にあたる。また、水位観測表を備えて、一時間ごとに観測した水位及び最高水位又は最高位を記録するとともに、連絡

員を通じて施設管理者へ報告させる。

連絡員は、通報水位に達したとき、直ちに施設管理者に急報する。

水防管理者又は量水標の管理者は、量水標の水位が通報水位又は警戒水位に達したとき、河川に関しては県土木事務所へ、ため池は県土地改良事務所へ報告する。

(2) 堤防等

通報水位に達したときは、監視員及び連絡員に巡視にあたらせる。

(3) 水門、ため池

施設管理者はあらかじめ、監視員及び連絡員を定めておく。

監視員は、平常時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障がないようにしておく。

監視員及び連絡員は、河川の量水標が通報水位に達したという通知によって出動し、水門若しくはため池の警戒操作にあたり、その状況を水門若しくはため池の管理者に報告する。

施設管理者は、市長と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を県土木事務所又は県土地改良事務所に通知する。

(4) ダム等

① 河川管理施設ダム

施設管理者は、操作規則に基づき関係機関に通知する。

② 河川区域内・利水ダム

施設管理者は、操作規定、管理規定等に基づき土木事務所等に通知する。

③ 河川区域外・ため池

施設管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

監視員は、平常時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障がないようにしておく。

監視員及び連絡員は、出水時にはため池の警戒操作にあたり、その状況を施設管理者に報告する。

施設管理者は、災害の発生が予想されるときは、市長と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土地改良事務所へ通知する。

(5) 排水機場

施設管理者は、操作規則に基づきその作業を行ったときは、水防管理者に連絡するとともに、関係機関に通知する。

(6) 水防上影響のある工事

工事施工者は、工事中の箇所及び工事施設について、平常時から水防管理者と連絡を密にし、出水時においては厳重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、又は危険な状況が予想されるときは、水防管理者に連絡し必要な措置をとる。

第6 水防活動

1 準備

水防管理者は、次の場合に消防団（水防団）又は消防本部に、出動準備を指示し、水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備にあたらせる。

- ① 河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要が予想されるとき。
- ② 気象状況等により水災による危険が予想されるとき。
- ③ ため池の危険が予想されるとき。

2 出動（水防法第17条）

水防管理者は、次の場合は直ちに消防団（水防団）又は消防本部を出動させ、警戒にあたらせる。

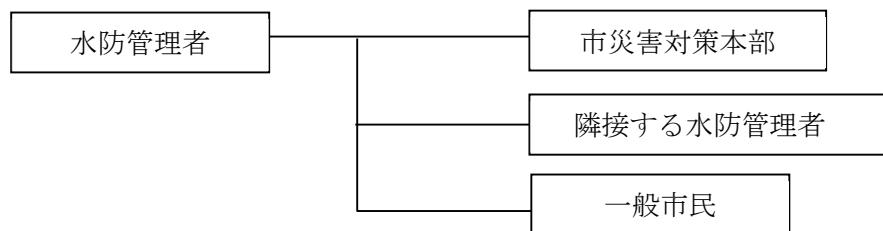
- ① 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- ② 気象状況等により水災による危険が切迫したとき。

3 緊急措置

- ① 各施設の監視、警戒、水門管理者への連絡、通報を行う。
- ② 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- ③ 水門等の遅滞のない操作及び管理者に対する閉鎖を応援する。
- ④ 他の水防管理者と相互に応援する。

4 決壊の通知及び決壊後の処置

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報する（水防法第25条）。また、決壊後といえどもできる限りはん濫による被害が拡大しないよう努める（水防法第26条）。



5 情報連絡等

(1) 情報連絡

県土木事務所、県土地改良事務所、水防管理者、ダム、水門、ため池、排水機場等の管理者は、情報伝達する箇所及び使用する通信施設をあらかじめ定め、情報を交換する。

(2) 水防報告

① 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川に関しては県土木事務所長等を経由し、ため池に関しては県土地改良事務所長を経由して、10日以内に知事に報告する。

- ア 水防実施状況報告書
- イ 水防法第25条の堤防その他の施設の決壊状況
- ウ 水防法第28条により収容又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- エ 水防法第29条による立ち退き指示の事由及びその状況
- オ 現地指導の公務員の職氏名
- カ 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
- キ 水防法第33条第1項の水防協議会の設置
- ク その他必要と認める事項

② 県土木事務所長等への報告

水防管理者は、次の事項についてその都度報告する。

- ア 通報水位、警戒水位、特別警戒水位又は最高水位に達したとき及び警戒水位から減水したとき
- イ 水防作業を開始したとき
- ウ 水防の警戒を解除したとき
- エ 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
- オ 水防法第23条第1項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
- カ 水防法第25条による堤防その他の施設の決壊状況
- キ 水防法第29条による立ち退き指示の事由及びその状況
- ク その他、緊急報告を必要と認める事項

なお上記アについては、直下流水防管理者並びにダム、水門及びため池等の管理者へ、イ、カ及びキについては、関係警察署長及び隣接水防管理者並びに関係福祉事務所長へも通報する。

③ 専用通信施設の使用

水防管理者は、あらかじめ次の通信施設所有者と協定し、水防上特に必要がある場合は、施設の使用について便宜を受ける。

- ア 警察通信施設
- イ JR西日本通信施設
- ウ 関西電力(株)通信施設

第7 その他

1 協力応援（水防法第23条）

水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市長、消防機関の長に対し応援を求める。このとき、応援派遣された水防管理団体は、所用の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所管の下に行動することになる。

なお、隣接する水防管理団体は、協力応援の水防事務に関して、相互協定しておく。

2 警察署との協議

水防管理者は、緊急時の警察電話の使用、警戒区域の設定（水防法第21条）、警察官の出動（水防法第22条）、避難立ち退き等（水防法第29条）について警察署長と協議しておく。

第2節 消火計画

〔実施機関：消防本部（消防団）〕

第1 地震火災の消火活動の実施

1 消火活動

消防団及び消防本部は、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。

■ 消火活動の留意事項

- (1) 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- (2) 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- (3) 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- (4) 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり安全な避難誘導に努める。
- (5) 病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- (6) 市民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

2 消防広域応援要請

本部長又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、消防相互応援協定及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。また、ヘリコプターが必要な場合は、県を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

消防指揮班は、消防広域応援要請をした場合には、応援隊の受け入れと現場への案内等の活動支援を行う。

3 市民・自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

4 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■ 事業所の消火活動等

- (1) 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- (2) 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- (3) 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- (4) 周辺地域の市民等に対する必要な情報の伝達
- (5) 立入り禁止措置等の実施

第2 消防の広域応援要請

1 消防相互応援

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、次の消防相互応援協定に基づき応援締結先の消防機関に応援を要請する。

また、災害の状況に応じて緊急消防援助隊の応援を知事に依頼する。

■消防相互応援協定

協定名	協定締結先
兵庫県広域消防相互応援協定	兵庫県内
消防相互応援協定	丹波篠山市、福知山市、北はりま消防組合、南但広域行政事務組合

2 緊急消防援助隊

県内の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事から消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう次の体制の確保を図る。

■受け入れ体制の準備

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 情報提供 | (2) 通信運用 |
| (3) 集結及びヘリコプター離着陸場予定場所 | (4) 補給体制 |

第3節 公共的施設災害応急対策

本節では、災害発生時に公共的施設の事業者が実施する災害応急対策計画について示す。

第1 鉄道施設における応急対策の実施

[実施機関：西日本旅客鉄道(株)]

1 対策本部の設置

災害が発生した場合には、現地に復旧本部を、また、必要に応じ本部内等に対策本部を設置する。

2 発災時の初動態勢

(1) 運行規制

① 警備の体制等

福知山支社長は、風雨雪などにより、線路等災害の発生が予想される場合及び被害が広範囲又は甚大によることが予想される場合は、線路災害等保安準則に基づき、状況に応じた警備体制をとり、運転規制を実施する。

② 警備の方法

ア 巡回警備

担当区域の全般又はその一部を見回り警備する。

イ 固定警備

局地的に著しい災害の発生が予想される箇所を重点警備する。

③ 乗務員等の対応

保守責任者等は、毎事業年度、警備計画を定め社員に周知徹底する。

(2) 乗客の避難・救護対策

① 駅構内

災害状況を的確に把握し、適切な案内放送と安全な避難場所への誘導を図る。

(各駅は、大規模事故又は災害に備えて、乗客の避難場所の指定を行う。)

② 列車内

二次災害を警戒し、輸送指令及び最寄りの駅長と協議のうえ、乗客を安全な場所へ誘導する。

(3) その他の措置

各駅の異常時マニュアルに基づき、負傷者救護及び消防本部・警察署・医療機関等への救護要請を行う。

第2 旅客、帰宅困難者対策

[実施機関：市（広報班、情報班、避難所対策班）、公共交通機関、観光協会、旅館組合、観光・宿泊施設の管理者]

1 旅客の安全確保

市（広報班、情報班、避難所対策班）は警察署と連携して、公共交通機関に警報や避難情報を伝達し、旅客の安全確保を求める。

鉄道・バスの運行者は、道路・鉄道施設の安全を確認し、車両、旅客の安全を確保する。
事業者が旅客の安全を確保できない場合は、市の避難場所へ旅客を誘導する。

2 観光・宿泊客の安全確保

市（広報班、情報班、避難所対策班）は、警察署、観光協会、旅館組合等と連携して、市内の観光・宿泊施設の管理者に警報や避難情報を伝達し、観光・宿泊客等の安全確保を求める。

観光・宿泊施設の管理者は、施設の安全を確認し、観光・宿泊客の安全を確保する。

宿泊施設の管理者は相互に協力して、危険が生じた宿泊施設の宿泊客を、安全な宿泊施設へ移送・受け入れする。

施設管理者が安全を確保できない場合は、市の避難場所へ観光・宿泊客を誘導する。

3 帰宅支援

道路・鉄道が寸断される等して、多数の旅客、観光・宿泊客等が、長時間市内に滞留せざるをえなくなった場合は、県にヘリコプター等による滞留者の移送を要請する。

第4節 ライフラインの災害応急対策

市は、ライフラインの早急な復旧に向けて各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有する。

第1 電力の確保

[実施機関：関西電力(株)]

1 災害応急対応に関する事項

(1) 対策要員の確保

- ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出勤する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなつた後に出社するものとする。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、電源開発株式会社及び電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

2 体制の確立

- (1) 各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における、当該地域の災害に係る予防または復旧対策活動を統括するための対策組織を、支社等の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。

3 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上位機関の対策組織に報告する。

- ア 気象、地象情報
- イ 一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報
- ウ 社外対応状況
- エ 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- オ 停電による主な影響状況
- カ 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項

- キ 従業員等の被災状況
- ク その他災害に関する情報

4 災害時における復旧資機材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

5 復旧作業過程

(1) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

(2) 災害時における広報

ア 広報活動

災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、「第2編 第4章 第7節・3-

(2)」に定める広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

7 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合、本店の対策組織は、隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

第2 ガスの確保

[実施機関：県 LP ガス協会]

1 (一社) 県 LP ガス協会

(1) 災害発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合には、直ちに(一社)県 LP ガス協会内に、県 LP ガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

② 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

③ 応急対策の実施

ア 緊急措置の周知

㈱ラジオ関西との「災害時における LP ガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、LP ガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、㈱ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。

また、災害地区の市町、自治会等に依頼し、広報車等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう市民に周知するとともに、LP ガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。

イ ローラー作戦の展開

LP ガス消費家庭等が災害のため広範囲にわたって被害を受け、LP ガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。

ウ 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収する。

エ 災害時要配慮者対策

LP ガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障がい者等の

家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

オ LPガスの供給

要請により病院、避難所等を優先に、LPガスの供給を行う。

カ 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにLPガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら市民の要望に対応する。

キ 不要容器の回収

不要となったLPガス容器については、市の廃棄物担当セクションと連携をとりながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

ク 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿LPガス連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。

第3 電気通信の確保

[実施機関：NTT西日本(株)兵庫支店、KDDI(株)神戸支店、(株)NTTドコモ関西支社、ソフトバンク(株)、NTTドコモビジネス(株)]

災害により、電気通信施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、関係機関が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

1 NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びNTTドコモビジネス(株)の応急対策

NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びNTTドコモビジネス(株)は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施する。

(1) 地震発生直後の対応

① 被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保

② 防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置の実施

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 通信の途絶の解消と通信の確保

地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保

イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成

ウ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切換措置等の実施

エ 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

オ 非常用移動電話装置の運用

カ 臨時・特設公衆電話の設置

キ 停電時における公衆電話の無料化

② 通信の混乱防止

地震の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問合せや見舞いの電話の殺到により交換機が異常ふくそうに陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を下記により規制し、110番、119番、災害救助活動に關係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先した取り扱いの実施

ウ 「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」を利用した安否確認の実施

2 KDDI(株)の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。

- ① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとる。

(3) 防災に関する組織

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

- ① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

3 ソフトバンク(株)の応急対策

ソフトバンク(株)は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

① 情報収集及び被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。

② 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

第5節 農林関係対策の実施

[実施機関：市（農林畜産班）、畜生産者団体、卸売市場、農業協同組合]

市（農林畜産班）は、県及び関係団体と協力して、次の対策を図る。

第1 農林水産業技術応急指導

農林水産業改良普及員は、被害農産物に対する緊急技術指導を行うとされている。

第2 家畜防疫対策

県は、市及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図るとされている。

- (1) 畜舎及び家畜の被害状況の把握
- (2) 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保
- (3) 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保
- (4) 家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導
- (5) 発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種
- (6) 他の都道府県への家畜防疫員の派遣要請

第3 飼料確保対策

県は、市及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図るとされている。

- (1) 飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況把握と生産者団体への情報提供
- (2) (1)の施設が被災していない場合における業界団体に対する輸送経路の確保と遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送の指導
- (3) (1)の施設が被災した場合における業界団体に対する当面の必要量の確保指導

第4 主要作物

県は、市及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図るとされている。

- (1) 水稻
 - ① 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
 - ② 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
 - ③ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮
- (2) 大豆
地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

第5 野菜

県は、市及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うとされている。

第6 果樹

県は、市及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図るとされている。

- (1) 露出した根部の覆土（地震により地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）
- (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

第7 花き

県は、市及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図るとされている。

第8 しいたけ

県は、市及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図るとされている。

第9 流通対策

県は、市及び関係団体等と協力して、情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めるとされている。

- (1) 畜産
 - ① 食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等における被災状況の把握と生産者団体への情報提供
 - ② 被災家畜の予後判定と緊急出荷の指導
 - ③ 出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等の指導
- (2) 卸売市場
卸売市場の開設者は、施設の破損箇所等を把握し、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通確保のため、早急に修復する。

第6章 その他の災害の応急対策計画

第1節 雪害等の応急対策の実施

〔実施機関：市（土木総務課）、丹波土木事務所〕

第1 道路除雪対策

1 国・県道の除雪計画

国道及び県道の除雪計画は兵庫県が定める。

2 市道の除雪計画

市道の除雪は、「丹波市道路除雪計画」に基づき行うものとする。

主なものは次のとおりである。

(1) 除雪期間

12月1日～翌年3月31日までとする。

(2) 除雪路線

地域	路線数	路線延長(m)	付記
柏原	10	5,380	1業者（除雪・凍結防止剤散布）
氷上	36	43,000	2業者（除雪・凍結防止剤散布）
青垣	283	117,625	1業者（除雪・凍結防止剤散布） 5業者（除雪）
（歩道）	11	10,950	1業者（除雪）
春日	25	41,717	1業者（除雪・凍結防止剤散布）
山南	19	22,031	1業者（除雪・凍結防止剤散布）
市島	22	30,970	1業者（除雪・凍結防止剤散布）
計	393	261,156	
（歩道）	11	10,950	

(3) 出動基準

除雪は、積雪深が車道部で10cm以上、歩道部で15cm以上において出動することとする。

凍結防止剤の散布は、前日の兵庫県気象情報により、丹波市の翌朝の最低気温が-3℃を下回り路面が湿潤な状態である場合、パトロールを実施し必要に応じて出動することとする。

第2 雪崩対策

市は、気象台の発する予警報及び情報並びに積雪観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、警戒体制をとるとともに、県及び関係機関に通報することとする。

市は、雪崩対策を積極的に推進するため、次の項目について雪崩発生時の応急対策を行う。

- 1 雪崩対策の体制及び窓口の明確化
- 2 雪崩情報の連絡体制の確立
- 3 雪崩警戒体制の確立
- 4 雪崩発生時における避難、救出、給水、食料供給及び感染症対策等の応急措置の体制の整備
- 5 除雪機械、通信施設の整備点検
- 6 雪捨場の設定

第3 渴水対策

〔実施機関：市（水道班）〕

市（水道班）は、大規模な漏水、渴水事故等による給水の停止及び水質事故等、大規模な断水が発生した場合には災害時と同等の対応を講じ、市民生活に与える影響を最小限に止めることとする。なお、水道緊急時対応の具体は、資料編に示す。

第2節 大規模火災の応急対策の実施

〔実施機関：市（総務班、消防本部）、消防団、防火管理者、自主防災組織〕

第1 消火活動の実施

消防本部は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握とともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

第2 相互応援協定の運用

市（消防指揮班）は、隣接市間消防防災応援協定及び県下広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、県知事に緊急消防援助隊の出動を要請する。

第3 他機関との連携

- (1) 消防本部は、警察署と相互に協力する。
- (2) 市長は、必要に応じ自衛隊の出動を要請する。

第4 救急搬送業務

大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等にあたるほか、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求める。次に隣接市等よりの応援を求める。

第5 警防計画

大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- ① 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- ② 危険物施設に対する防御
- ③ 広域避難地に通じる避難路の火災に対する防御
- ④ 救助・救急
- ⑤ 情報活動
- ⑥ 広報

(2) 消防計画に定める基本的事項

大規模火災に対処するため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- ① 市災害対策本部との業務分担に関する事項
- ② 消防本部・消防署・消防団の業務分担に関する事項
- ③ 職員の動員と編成・配置

- ④ 通信網の確保に関する措置
- ⑤ 情報収集等に関する体制
- ⑥ 市災害対策本部との連絡等に関する事項
- ⑦ 警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- ⑧ 重点防御に関する方針
 - ア 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
 - イ 避難路の防御に対する措置
 - ウ 救助・救急に関する措置
- ⑨ 広報に関する措置

第6 自主防災組織との連携

(1) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたる。

(2) 市民及び自主防災組織

市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防本部に協力するよう努める。

第3節 危険物施設等の応急対策の実施

第1 危険物事故の応急対策の実施

[実施機関：危険物取扱事業所、市（総務班、水道班、消防本部）、報道機関、警察署、県、医療機関、河川管理者、道路管理者、関西電力㈱、NTT 西日本㈱]

当該事業所等が、消防本部に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

1 事業所等

危険物施設の設置者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、火災等の災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

(1) 連絡通報

- ① 責任者は、発災時に直ちに 119 番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて付近住民及び近隣企業に通報する。
- ② 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。なかでも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講じる。

(3) 医療救護

企業内救護班は、応急救護を実施する。

(4) 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(5) 住民救済対策

企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の補償で救済する。

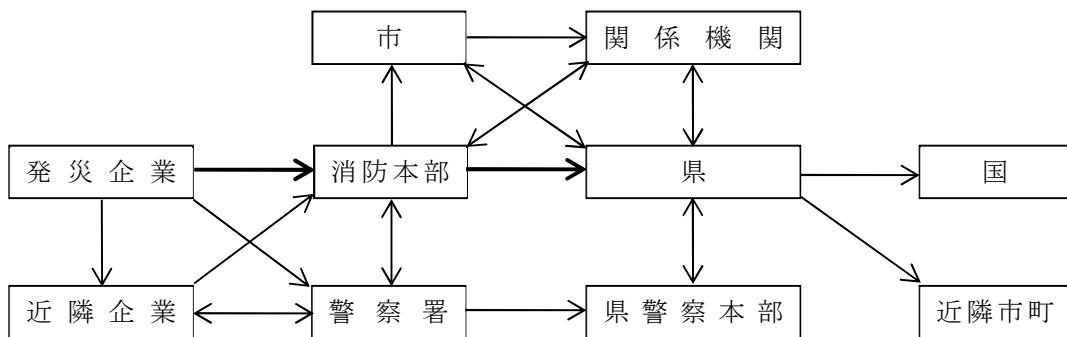
2 県、市その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、地域防災計画及び関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

■情報系統図



(2) 災害広報

市（広報班）、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

(3) 救急医療

当該事業所、消防本部、県、医療機関、その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

(4) 消防応急対策

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。必要に応じて、隣接市間消防相互応援協定及び県下広域消防応援協定又は知事に他府県へ緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。

(5) 避難

市長は、管轄の警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

(6) 災害警備

警察署は市と連携し、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

(7) 交通応急対策

道路管理者、警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域に及ぶ場合はその周辺の交通対策に万全を期する。

(8) 自衛隊、日赤等の出動

市（総務班）は必要に応じて、県に自衛隊及び日赤等の出動要請を依頼する。

(9) 公共機関応急対策

関西電力㈱、NTT 西日本㈱、その他の公共機関は、県地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要に応じ応急対策を実施する。

(10) 給水

市（水道班）は、必要に応じ飲料水を供給する。

(11) 住民救済対策

企業、市、その他関係機関は、合同して市民の救済対策を講じる。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによる。

(12) 災害原因の究明

警察署、消防本部は災害の発生原因の究明にあたることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行う。

第2 高圧ガス事故の応急対策の実施

〔実施機関：高圧ガス事業所、市（総務班、消防本部班）、県、警察署〕

当該事業所等が、消防本部に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により初動の応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市等が総合的な対策を実施する。

1 緊急通報

- (1) 事業者は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、消防本部、警察署）に通報する。
- (2) 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

2 災害対策本部等の設置

事業者は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

3 応急措置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

- (1) 状況により、設備を緊急運転停止
- (2) 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
- (3) ガスが漏えいした場合、緊急遮断等の漏えい防止措置
- (4) 状況により立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
- (5) 状況により防災要員以外の従業員の退避
- (6) 発災設備以外の設備の緊急総点検
- (7) 交通規制、船舶航行禁止措置

4 防災資機材の調達

- (1) 事業所は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所等から調達する。
- (2) 県、消防本部は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。
- (3) 警察署、消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

5 被害の拡大防止措置及び避難

- (1) 事業所は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合は、ガス検知器等で漏えいしたガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。
- (2) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
- (3) 市（総務班）は、必要に応じ避難の指示を行う。

第3 火薬類事故の応急対策の実施

〔実施機関：火薬類取扱事業所、市（総務班、消防本部班）、県、警察署〕

当該事業者等が消防本部に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市等関係機関が総合的な対策を実施する。

1 緊急通報

- (1) 事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、消防本部、警察署）等に通報する。
- (2) 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

2 災害対策本部等の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

3 応急措置の実施

事業者は、防災関係機関との連携を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講じる。

(1) 火薬類製造所における応急措置

- ① 作業者は原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努める。
- ② 火災・爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、消防本部（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供する。各監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させる。

(2) 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

- ① 事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼が及び貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出する。搬出にあたっては、警察署、消防本部及び県等の関係機関に対して、連絡を密にして対処する。
- ② 事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防本部（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行う。

(3) 消費場所における応急措置

- ① 火薬類の使用者は、土砂崩れ、鉄砲水等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。
- ② 火薬類の使用者は、雷が消費場所周辺に発生すれば、発破作業を中止することとし、雷雲の発生、接近を察知するため、作業前に気象情報を把握するとともに、発破場所に雷検知器又はラジオを持ち込む。

(4) 運搬中における応急措置

- ① 運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盜難防止のため、警戒監視する。
- ② 運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受ける。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託等を行う。
- ③ 市は警察署と連携し、必要があれば支援措置を行うこととし、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力する。

4 避難

市（総務班）は、必要により避難指示を行う。避難場所は、資料編に示す。

第4 毒物・劇物事故の応急対策の実施

[実施機関：毒別・劇物取扱事業所、市（総務班、消防本部班）、県健康福祉事務所]

事業者が県健康福祉事務所等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、関係機関等が総合的な対策を実施する。

1 事業所等の通報

事業者は、毒物・劇物が流失し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場に、県健康福祉事務所、消防本部、警察署等へ緊急通報を行う。

2 応急措置

- (1) 県健康福祉事務所は、事業者から緊急通報があった場合、事業者にマニュアルによる対応を徹底する。
- (2) 消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。
- (3) 県健康福祉事務所は、大量放出に際しては、医療機関へ連絡するとともに、消防本部、警察署等と連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

3 避難

市長（総務班）は、必要に応じて避難指示を行う。避難場所は、資料編に示す。

第4節 突発重大事案の応急対策の実施

〔実施機関：市（総務班、水道班、消防本部班）〕

市長は、事故現場に出動した警察署、消防本部等の機関から突発重大事案発生の連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報する。

第1 現地災害対策本部の設置

- (1) 市長は、突発重大事案が発生した場合、原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部の構成は、市、防災機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求める。

第2 現地災害対策本部の機能

現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事案の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたる。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 広報
- (3) 防災関係機関の情報交換
- (4) 防災関係機関相互間における応急対策の調整
- (5) 防災関係機関に対する応援要請
- (6) その他必要な事項

第3 現地災害対策本部の設置場所

- (1) 市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示する。
- (2) 各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整にあたる。

第4 現地災害対策本部の廃止

市長は、事案に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聞いて、現地対策本部を廃止する。

第5 サリン等の発散による被害発生時の措置

- (1) 警察官又は消防吏員は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとる。
- (2) 市民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。

- (3) 市は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失すことなく自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。

第6 突発重大事案における警察活動

突発重大事案（事故等）が発生した場合は、警察署は次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
- (2) 雜踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
- (3) 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
- (4) 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
- (5) 遺体の収容及び検視
- (6) 被災（害）状況の調査
- (7) 広報活動
- (8) その他必要な措置

第5節 交通災害応急対策の実施

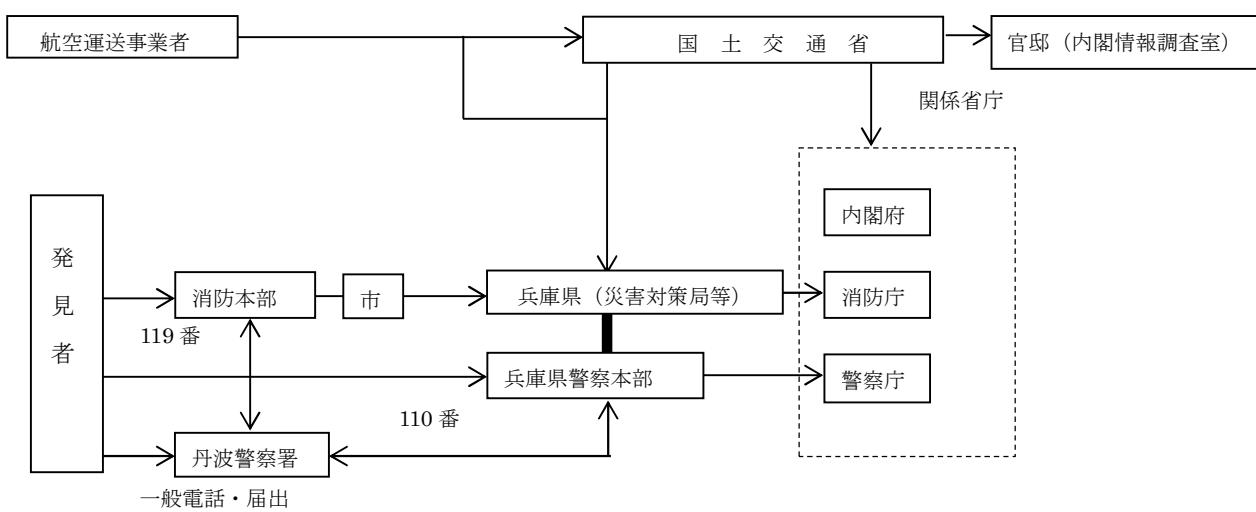
第1 情報の収集・伝達

[実施機関：県警察本部、市（総務班）、消防本部、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者等]

1 航空災害の第一報の情報伝達

(1) 市域内における航空機の墜落等

市域内において、航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



※1 県内における関係機関（警察、県、市町、消防本部）は相互に情報を交換する。

※2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

官邸（内閣情報調査官）：内閣衛星情報センター

国土交通省：総合政策局技術政策課、航空局総務課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

防衛省：防衛政策局運用政策課

消防庁：応急対策室

兵庫県：危機管理部防災支援課（勤務時間内の場合）

危機管理部災害対策課、同消防保安課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県警察本部：警備部災害対策課

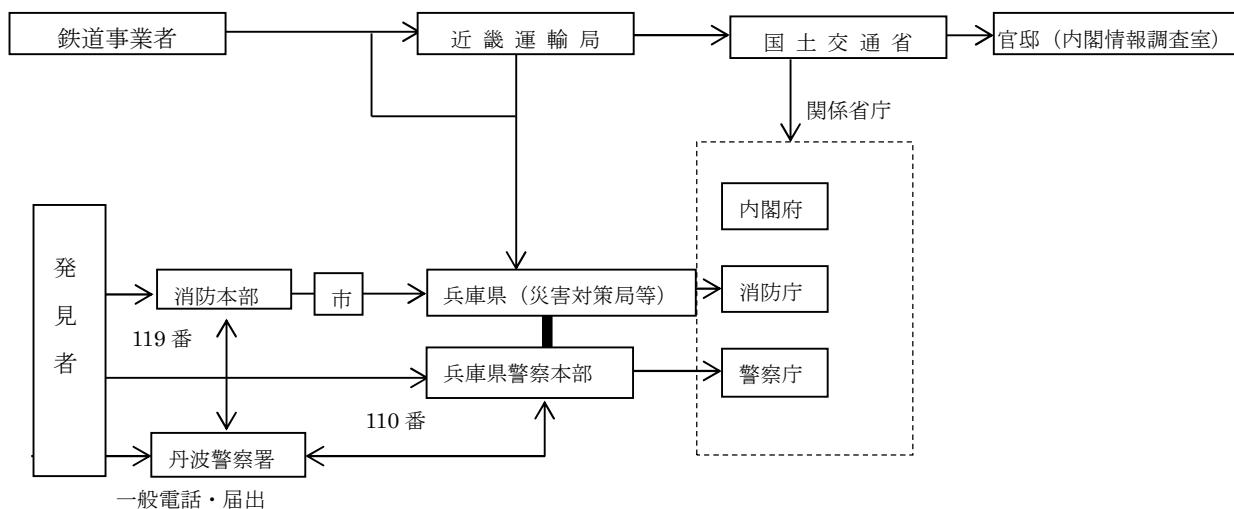
市：生活環境部、消防本部

2 鉄道灾害の第一報の情報伝達

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

なお、危険物等の漏えい等の場合は、応急対策計画編「危険物施設等の応急対策の実施」による。



※1 県内における関係機関（警察、県、市、消防本部）は相互に情報を交換する。

※2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

官邸（内閣情報調査官）：内閣衛星情報センター

国土交通省：総合政策局技術安全課、鉄道局技術企画課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

防衛省：防衛政策局運用政策課

消防庁：応急対策室

近畿運輸局：総務部安全防災・危機管理課

鉄道部技術・防災課

兵庫県：各県民局県民運動室総務防災課（勤務時間内の場合）

危機管理部災害対策課、同消防保安課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県警察本部：警備部災害対策課

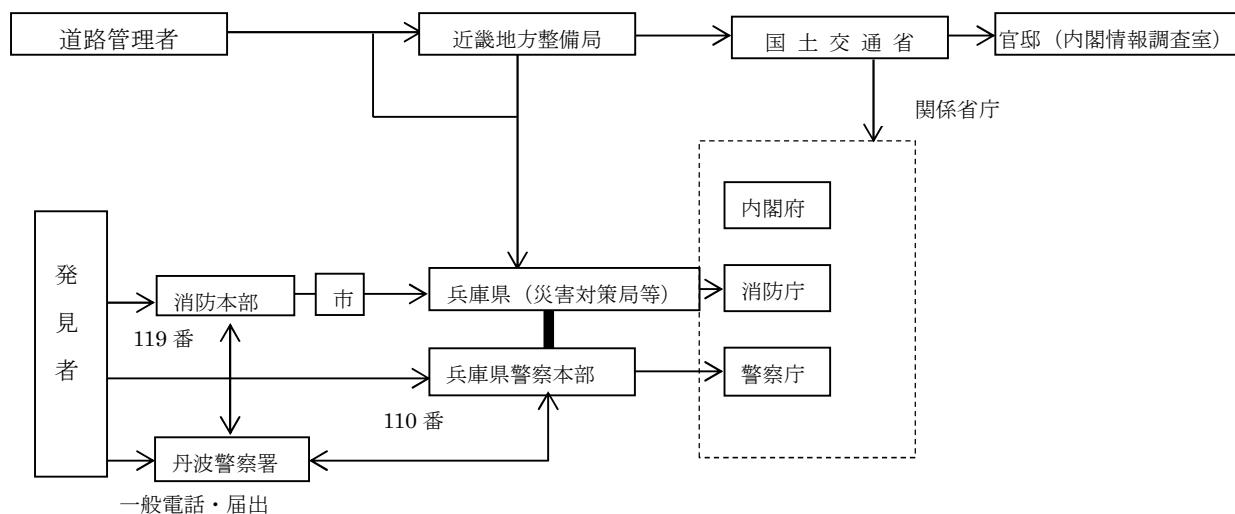
市：生活環境部、消防本部

3 道路災害等の第一報の情報伝達

(1) 道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

なお、危険物等の流出等の場合は、応急対策計画編「危険物施設等の応急対策の実施」に掲載の系統図による。



※1 県内における関係機関（警察、県、市、消防本部）は相互に情報を交換する

※2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：道路局国道・技術課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

防衛省：防衛政策局運用政策課

消防庁：応急対策室

近畿地方整備局：道路部

兵庫県：各県民局県民運動室総務防災課（勤務時間内の場合）

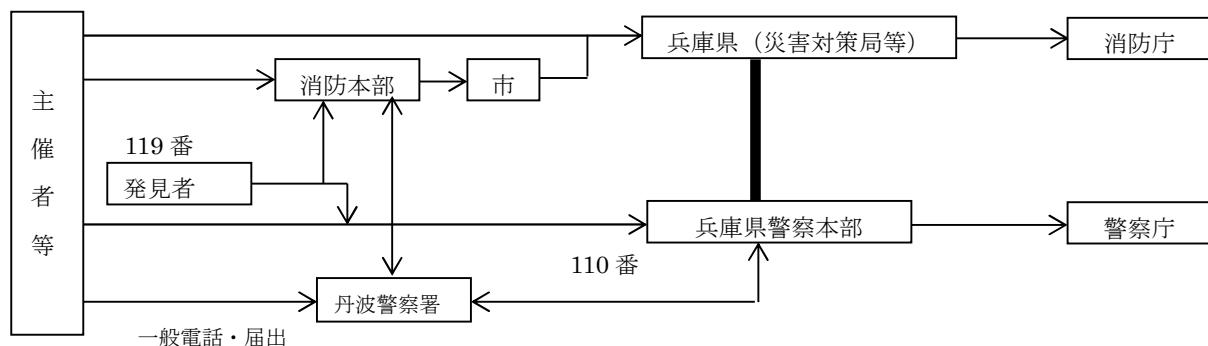
危機管理部灾害対策課、同消防保安課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県警察本部：警備部灾害対策課

市：生活環境部、消防本部

(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関（消防本部、警察署、県等）への通報等、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



※1 県内における関係機関（警察、県、市、消防本部）は相互に情報を交換する。

※2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

警察庁：生活安全局地域課

消防庁：応急対策室

兵庫県：各県民局県民躍動室総務防災課（勤務時間内の場合）

危機管理部災害対策課、同消防保安課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県警察本部：地域部地域指導課雑踏警備対策室

市：生活環境部、消防本部

4 災害情報等の収集、報告等

(1) 収集の方法

市は、火災、事故又は災害（以下この節において「災害等」という。）の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下この節においては「災害情報等」という。）を収集する。

その際、当該災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害等である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

なお、関係機関は、被害規模が確認できない場合でも、大規模な被害発生のおそれがあると判断したときは、関係市町へ第1報を伝達することとする。

(2) 報告基準

市は、以下の種類の災害等が発生したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県又は国（消防庁）に災害情報等を報告する。

[火災]

① 交通機関の火災

航空機、自動車、列車の火災で次に掲げるもの。（直接即報基準）

ア 航空機火災

イ トンネル内車両火災

ウ 列車火災

② その他

特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの。

（例）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

[危険物等に係る事故]

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの

（例）

ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（直接即報基準）

イ 負傷者が5名以上発生したもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500m²程度以上の区域に影響を与えたもの

エ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

ア)河川等へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

- イ)500キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等
オ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発等により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
カ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
キ 河川への危険物等の流出事故
ク 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
ケ その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

[救助・事故]

- ア 死者5人以上の救急事故
イ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故で以下のもの（直接即報基準）
ア)列車、航空機等の衝突、転覆等による救急・救助事故
イ)バスの転落等による救急・救助事故
ウ)ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
エ)映画館、百貨店、駅構内等の不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
オ)報道機関に取り上げられるなど、社会的影響度が高いもの
ウ 要救助者が5人以上の救助事故
エ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
オ その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高い救急・救助事故

[災害]

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
イ 災害対策本部を設置したもの
ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一の災害で大きな被害を生じているもの
エ 災害の状況が、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの

(3) 報告系統

- ① 市は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告する。
- ② 通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報等を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県（災害対策本部）に対して報告する。
- ③ 直接即報基準に該当する場合は、県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
- ④ 消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

(4) 報告手段

- ① 災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力する。
- ② 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報等をとりまとめ、防災端末に入力する。
- ③ 災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- ④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、警察無線等の無線通信施設等を利用する。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- ⑤ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

(5) 報告内容

① 緊急報告

第一報は、次の内容を報告する。

ア 市

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

イ 交通機関

運行状況及び施設の被災状況（高速道路、鉄道、航空機）について速やかに県にその状況を報告する。

② 災害概況即報

市は、報告すべき災害等を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡する。

特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害等の規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、フェニックス防災システム、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

③ 被害状況即報

ア 市は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

イ 市は、内容が重要と判断される情報を入手したときは、隨時報告する。

④ 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

⑤ その他

本計画に定めるほか、災害等に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防災第267号）により行う。

⑥ 被害調査報告

市における被害状況及び応急対策実施状況の収集並びに応急対策の指示伝達は、以下のとおりである。

■調査事項・担当・報告先一覧

調査事項	調査担当	報告先
災害即報	市（各班）	市（本部事務局）→県地方本部事務局ただし、緊急を要する即報は、市（本部事務局）→県事務局
道路の不通状況	市道	県丹波土木事務所
	その他	県まちづくり部道路保全課、市（土木緊急輸送班）
鉄道の不通状況	JR西日本	県まちづくり部交通政策課、市（土木緊急輸送班）
災害全般	警察署	県災害対策課、市（総務班）

注記： 県事務局＝兵庫県危機管理部災害対策課、

県地方本部事務局＝兵庫県丹波県民局県民躍動室（総務防災課）

⑦ 支援要請

市における支援要請は、以下に示すとおりである。

■県への要請事項・担当・要請先一覧

要請事項	要請元	要請先
自衛隊派遣・各種支援要請	市（総務班）	県地方本部（県民局長）
陸上鉄道輸送の要請	市（総務班）	県地方本部事務局
航空輸送の要請	市（総務班）	県地方本部事務局
陸上自動車輸送のあっせん	市（総務班）	県地方本部事務局
放送要請	市（広報班）	県地方本部事務局
緊急警報放送要請	市（広報班）	県地方本部事務局
報道要請	市（広報班）	県地方本部事務局
ヘリの出動	市（総務班）・消防本部	市(本部事務局)→県地方本部事務局
災害救援専門ボランティアの派遣	市（各班）	市(本部事務局)→県地方本部事務局
医療関係者の派遣	市（住民医療班）	県地域医療情報センター
患者受入医療機関のあっせん	各医療機関 市（住民医療班）	県地域医療情報センター
ヘリによる患者搬送	各医療機関	消防本部→県事務局
建設資機材等のあっせん	市（土木緊急輸送班）	市(土木緊急輸送班)→県事務局
警察官の協力要請	市（各班）	市（総務班）→警察署
救助用建設資機材	市（土木緊急輸送班）	県事務局

第2 動員の実施

〔実施機関：市（各班）〕

動員の方法、災害警戒本部の設置、災害対策本部・支部の設置等について、第3編 第1章 第2節 第2 「職員の動員」に示す。

第3 自衛隊への派遣要請

〔実施機関：市（総務班）〕

災害派遣要請の方法、要請先等、受け入れ準備、撤収要請、活動内容、経費の負担区分について、第3編 第2章 第3節 第3 「自衛隊へ派遣要請を行う」に示す。

第4 防災関連機関等との連携促進

[実施機関：警察署、消防本部、市（総務班）、地域医師会、医療機関等]

1 関係機関との連携

(1) 消防本部の対応

大規模事故発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

① 重点目標

- 消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。
- ア 大規模事故の発生を未然に防止するため、火災等の初期鎮圧と延焼防止
 - イ 危険物施設に対する防御
 - ウ 救助・救急
 - エ 情報活動
 - オ 広報

② 消防計画に定める基本的事項

大規模事故に対処するため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- ア 市大規模事故災害対策本部との業務分担に関する事項
- イ 消防本部・消防署・消防団の業務分担に関する事項
- ウ 職員の動員と編成・配置
- エ 通信網の確保に関する措置
- オ 情報収集等に関する体制
- カ 市大規模事故災害対策本部との連絡等に関する事項
- キ 警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- ク 重点防御に関する方針
 - ア)密集地の危険物施設の事故等に対する措置
 - イ)避難路の防御に対する措置
 - ウ)救助・救急に関する措置
- ケ 広報に関する措置

(2) 市の対応

県への応援要請、指定地方行政機関への応援要請、他市町への応援要請、応援の受け入れについて、第3編 第2章 第3節 「外部に支援を要請する」に示す。

なお、市は、周辺市町で大規模事故が発生した場合、現場の市町に職員を派遣するなど、連携強化に努める。また、必要に応じて負傷者・遺族支援策として、問い合わせ窓口の設置、支援情報の提供、こころのケアの実施等に努める。

(3) 関係機関の連携強化

大規模事故発生時に、関係市町、消防機関、県、警察署、自衛隊等は、必要に応じて現地指揮所等を設けるとともに、事故と関係する施設管理者や交通関係機関等と災害現場における協議調整の場を設け、相互の役割分担を明確にし、関係機関の救助、消火、避難誘導、医療活動等の連携体制の確保を図る。

第5 専門家・専門機関等への協力要請

〔実施機関：市（総務班）〕

1 県への要請

市は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

（要請事項の例）

- (1) 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
- (2) 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毐等の治療）
- (3) 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
- (4) 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- (5) 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- (6) 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- (7) 鉄道又は道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- (8) 代替交通対策
- (9) 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

2 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と協議のうえ、負担する。

第6 救援・救護活動等の実施

1 捜索、救助、消火及び避難誘導活動

〔実施機関：警察署、市（総務班ほか）、自衛隊、関連事業者〕

（1） 捜索活動

航空災害などにおいて事故現場が不明な場合など、必要に応じて警察署、市及び関係機関は相互に連携して捜索を実施する。

① 市

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

ア 行方不明者情報の収集

市（総務班ほか）は、被災者相談窓口等で受け付けた捜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し連携する。

イ 捜索活動

市（総務班ほか）は救出チームを編成し、行方不明者リストに基づき、警察署、自衛隊等と協力して行方不明者の捜索及び遺体の収容活動にあたる。行方不明者を発見し、警察署に連絡する。

② 自衛隊

必要に応じて捜索活動を行う。

(2) 救助活動

① 事業者等

ア 航空灾害

航空運送事業者は、市域内における発災に関し、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助活動を行う。

イ 鉄道灾害

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救出活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

ウ 道路灾害

道路管理者は、関係機関と連携して必要な道路啓開を行うとともに、市の要請を受け、迅速かつ的確な救助の初期活動に資するよう協力する。

② 市

ア 市（消防署班）は、救出チームを編成するとともに、保有資機材及び調達資機材を確保し、負傷者等の救出を実施する。

イ 救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。

ア) 応援を必要とする理由

イ) 応援を必要とする人員、資機材等

ウ) 応援を必要とする場所

エ) 応援を必要とする期間

オ) その他必要な事項

③ 消防本部

ア 負傷者等の救助活動を実施する。

イ 市（本部事務局）は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

④ 自衛隊

知事の要請等により救出活動を実施する。（→第3編 第2章 第3節 第3 「自衛隊へ派遣要請を行う」の項を参照）

⑤ その他

救助活動を実施する機関は、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努める。

市は、丹波市建設協議会等との「災害時の応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により救助活動に必要な人員、機材等の支援要請を行う。

(3) 消火活動

① 事業者等

ア 航空灾害

ア)航空運送事業者は、市域内における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、消防機関と連携・協力して迅速に消火活動を行う。航空機の消火にあたっては、積載された緊急用酸素の爆発等の可能性に十分留意するとともに、航空燃料の燃焼（油火災）に対し、的確な消火活動を行う。

イ)航空運送事業者は、必要に応じ、県、市に対して応援を要請する。

イ 鉄道灾害

鉄道事業者は、事故発生直後消防機関に通報するとともに初期消火活動を行う。また、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

ウ 道路災害

道路管理者は、市の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

② 消防本部

ア)速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施する。

イ)化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施することとする。特に航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。

ウ)警察署は市と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

エ)消防本部は、発災の規模に応じて隣接消防機関等に相互応援協定に基づき応援を要請する。

(4) 避難誘導活動

航空機、列車又は自動車が火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに機長、鉄道の運転に従事する者等は、乗客、乗員等を避難させる。

市は、列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、警察署の協力を得て付近の市民に対して、避難のための立退きの指示等を行う。

2 医療活動の実施

〔実施機関：市（住民医療班）、消防本部、県立丹波医療センター、地域医師会、鉄道事業者、道路管理者、その他関係機関〕

市は、必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施する。

(1) 現地救護所の設置

市は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合などには現地救護所を設置する。

(2) 判別の実施と現場での医療活動

市は、必要に応じ、地域医師会等に判別や現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請する。

医師等は、救護班や救急隊員等が傷病者の重傷度や緊急度を理解したうえで、治療や搬送を行えるよう、判別を実施する。

災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行う。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行う。

(3) 特殊な治療活動の実施

- ① 市、消防本部、その他関係機関は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとる。(本節「特殊な治療活動等への対応」参照)
- ② 鉄道事業者、道路管理者、市、消防本部、その他関係機関は、鉄道災害、道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとる。

(4) 負傷者等の搬送先の確保

- ① 負傷者等の搬送については、原則として消防本部が搬送先医療機関を確保し、下記施設の活用を図る。その際、必要に応じて災害拠点病院(災害医療コーディネーター)から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定に配慮する。
 - ア 救急指定病院・診療所
 - イ 2次救急医療機関
 - ウ 災害拠点病院
 - エ その他の医療施設
 - オ 現地救護所
 - カ 寺院(死者の場合)
- ② 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察署に連絡し、死体検分その他所要の処理を行わなければならない。

(5) 現場から医療施設への負傷者の搬送等

- ① 搬送担当機関は、判別結果に従って、搬送を実施する。
- ② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ア 救急指定病院の患者搬送車の活用
 - イ その他の応急的に調達した車両の活用
 - ウ 隣接市町への応援要請
- ③ 市又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。
(ヘリコプターを有する他機関)

- ア 神戸市消防局（「兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱」による）
- イ 他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）
- ウ 自衛隊等

(6) 医薬品等の供給

- ① 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品に不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。
- ② 販売業者は、市の指定する搬送先医療機関への供給を行う。

(7) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とする。

(8) 災害拠点病院（県立柏原病院）の活動

- ① 災害が他の二次医療圏域で発生した場合
 - ア 被災圏域で対処できない負傷者を受け入れ、治療を行う。
 - イ 被災圏域へ救護班を派遣する。
 - ウ 広域災害・救急医療情報システム端末機を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、必要に応じた支援策を講じる。
- ② 災害が自らの二次医療圏域で発生した場合
 - ア 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療にあたる。
 - イ 必要に応じて、災害現場へ救護班を派遣する。
 - ウ 災害拠点病院の医師等の確保の状況等を考慮して、他の医療機関への転送が適当と判断された負傷者の搬送について消防本部へ要請する。
 - エ 広域災害・救急医療情報システム端末機を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

3 特殊な治療活動等への対応

〔実施機関：市（住民医療班）、消防本部、健康福祉事務所、医療機関〕

(1) 多発外傷への対応

- ① 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応
 - ア 消防本部等の搬送担当機関は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、地域医師会に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急指定の医療機関、災害対応病院、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送する。
 - イ 搬送担当機関、災害拠点病院、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、県医師

- 会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県災害医療システム室）に連絡する。
- ウ 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があると判断した場合、県へヘリコプターの出動待機を求める。
- ② 二次搬送等
- 医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部に対し、二次搬送の要請をする。
- 医療機関、消防本部は、必要に応じて地域医療情報センター、災害拠点病院と連携をとり、二次搬送先を決定する。

(2) 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

- ① 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応
- ア 搬送担当機関は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。
- イ 搬送担当機関、災害拠点病院その他の医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県災害医療システム室）に連絡する。
- ウ 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があると判断した場合、県へヘリコプターの出動待機を求める。
- ② 二次搬送等
- ア 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等へ二次搬送の要請をする。
- イ 消防本部及び県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

(3) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

- ① 原因物質の特定
- ア 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した消防本部等は、原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センター（06-6878-1232：24時間対応）に連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。
- イ 消防本部、医療機関、健康福祉事務所・市保健センター等の関係機関は、警察署経由で検査分析を依頼する。
- また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努める。
- ② 二次搬送等
- ア 消防本部、医療機関等は、必要に応じて搬送、受入れにあたって除染を行い、二次災害防止等に努める。

イ 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市に解毒剤の確保を依頼する。

ウ 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

第7 緊急輸送活動及び代替輸送

[実施機関：市（土木緊急輸送班）、鉄道事業者、道路管理者]

1 緊急輸送にあたっての基本的事項等

(1) 被災情報及び交通情報の収集

道路管理者及び警察署は、緊密に連携し、道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

(2) 陸上交通路の確保

道路管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

① 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

② 被災区域への流入抑制

ア 警察は、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する。

イ 警察は、高速自動車国道及び自動車専用道路について、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

ウ 警察署長等は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施する。

③ 災害対策基本法に基づく交通規制

負傷者の救助、消防等の災害応急対策が円滑に行われるため、県公安委員会は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

④ 道路の応急復旧作業

ア 道路啓開の実施

道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

イ 応急復旧業務の実施

道路管理者は、丹波市建設業協議会と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

(3) 航空交通の確保等

- ① 市は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設することとする。また、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するため必要な人員を確保する。

(4) 代替輸送の実施

- ① 鉄道災害発生時において、当該鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努めることとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について努める。

なお、当該鉄道事業者は、バス代行輸送の場合においては、バス運転要員や駐車スペースの確保を図るほか、停留所の位置、バスルートの設定、専用レーンの設定などについて関係機関(近畿運輸局、警察署、道路管理者等)と速やかに協議する。

また、鉄道事業者、バス事業者、その他代替輸送の関係機関は、可能な限り、低床バスの使用などバリアフリーの観点を踏まえた代替輸送に留意する。

- ② 道路災害発生時において、道路管理者、近畿運輸局、近畿地方整備局、警察署、市、その他関係機関は、幹線道路の長時間にわたって使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施する。
既存バス路線の変更等にあたっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、交通時要援護者対策に留意する。

第8 こころのケア対策の実施

〔実施機関：市（住民医療班）、県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）、教育委員会、鉄道事業者、道路管理者、道路運送事業者等〕

1 被災者等のこころのケア対策

- (1) 県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行う。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による相談窓口の設置、精神科医師又は保健師による訪問やカウンセリングを行い、さらに必要に応じて臨床心理士などのこころのケアの専門家の診察等の精神科的関与を行う。

また、必要に応じ、災害後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行う。

- (2) 市（住民医療班）は、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施する。

- ① 教職員によるカウンセリング
 - ② 電話相談等の実施
 - ③ カウンセラーの派遣
 - ④ 教育相談センター、健康福祉事務所・保健所、こころのケアセンター、こどもセンター等の専門機関との連携
- (3) 医療機関においてもこころのケアの視点を取り入れた治療に努める。

2 事業者によるこころのケア対策

鉄道事業者、道路管理者、道路運送事業者等は、必要に応じ、次のとおり被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を実施するよう努める。

- (1) 被災者及びその関係者のためのホットラインの設置
- (2) 被災者及びその関係者への巡回訪問
- (3) 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策の実施

3 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者には PTSD の症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努める。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりする等の配慮に努める。

第9 遺体の保存、身元確認等の実施

〔実施機関：市(環境防疫班)、地域医師会〕

1 遺体の処置

(1) 遺体の検視、身元確認

市（環境防疫班）は、遺体を発見した場合、死体取扱規則の規定により、警察官の検視の後に遺体を遺族に引き渡す。

市（住民医療班）は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

市（環境防疫班）は警察署と連携し、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう努める。

(2) 遺体の処置

市（環境防疫班）は、地域医師会等に遺体の検案を要請する。また、葬儀業者等から、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。

遺体処置資機材等の調達は、遺体安置所の設置場所を勘案しながら、必要量に応じた手配を行う。

(3) 遺体安置所の設置等

市（環境防疫班）は、遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、遺族への引き渡し用の遺体安置所を開設するとともに、遺体処置班を編成、派遣する。

遺体安置所の開設予定施設は、被災現場付近の公共施設等とし、避難所としての開設状況を勘案しながら、確定する。

2 遺体の埋火葬

市（環境防疫班）は、次の措置を講じる。

(1) 埋火葬の受付

災害相談窓口等で埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

遺体は次の斎場にて火葬する。

施設名	所在地
丹波市氷上斎場	丹波市氷上町絹山 25 番地 1
丹波市柏原斎場つつじ苑	丹波市柏原町下小倉 2088 番地 20

遺体が多数の場合は、県に市外の施設への受け入れを要請し、受け入れ施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

(3) 遺骨の保管

引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引取り手がないときは、市指定の墓地に埋葬する。

3 その他

市（環境防疫班）は被災者相談窓口等に、火葬相談室を設置し、遺族の問い合わせ、相談に対応する。

第10 雑踏事故の応急対応

[実施機関：行事等の主催者等、市（総務班、情報班）、消防本部、地域医師会、医療機関]

1 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、消防本部、市（情報班）、地域医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行う。
- (2) 消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

3 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施する。

(1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防本部、警察署、県（防災局）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

(2) 消防機関

- ① 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施するうえで必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。
- ② 必要に応じて広域応援を他の消防本部又は県に要請する。
- ③ 多数の負傷者が発生した場合、医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

(3) 医療機関等

- ① 行事等の主催者等及び消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受け入れ体制を整えるよう努める。
- ② 地域医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地への判別医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努める。

(4) 市

市は、雑踏事故発生の第一報を受けた場合、隣接・近接の消防本部等に広域応援の準備を求めるなど、消防本部、災害拠点病院、地域医師会等と連携して、負傷者の搬送手段及び搬送先医療機関の確保にあたるとともに、医療関係者の現地派遣の調整に努める。

第11 危険物等への対策の実施

〔実施機関：市（総務班）、警察署、消防本部、道路管理者〕

1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施にあたって特別の配慮をする。

2 責任者等

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有する者（以下「責任者」という。）又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

(1) 連絡通報

- ① 責任者又は発見者は、発災時に直ちに 119 番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。
- ② 責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行う。

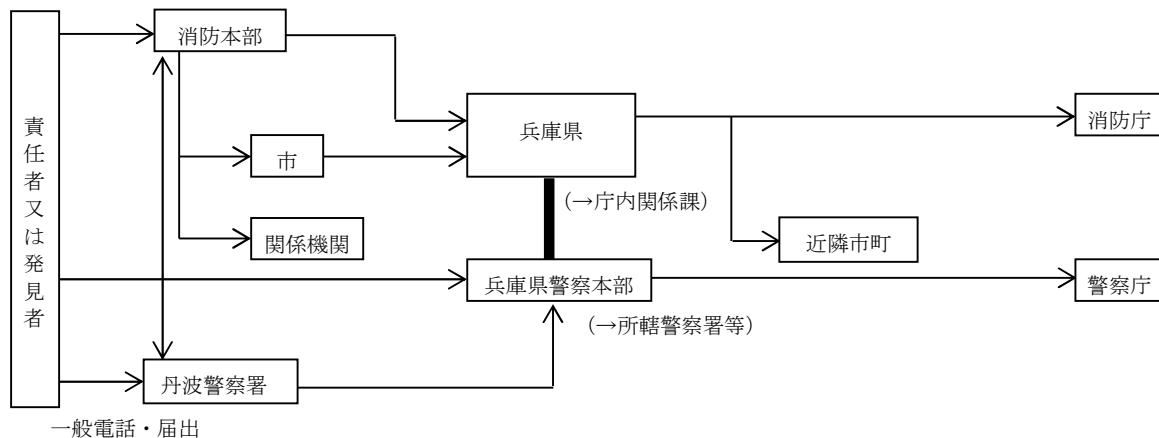
ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。

3 市その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。



(2) 災害広報

- ① 市、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。
- ② 市は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壤の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行い、一般への周知を図る。

(3) 危険物等の特定

- ① 消防本部、市その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集する。また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、警察署等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努める。
- ② 市その他関係機関は、警察署等と連携し危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行う。

(4) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、消防本部、市、その他関係機関は警察署等と連携して次の活動を行う。

- ① 区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること
- ② 負傷者等を汚染された環境から搬出すること
- ③ 負傷者等の除染を行うこと

消防本部及び警察署は、関係機関との連携のもとに、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を実施する。

(5) 救急搬送等

消防本部は、医療機関、(財)日本中毒情報センター、市、関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

(6) 消防応急対策

消防本部は、危険物等の火災の特性(爆発を伴う大規模火災の危険性等)に応じた消防活動を迅速に実施する。

(7) 避難

市長は、警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。

(8) 災害警備

警察署は市と連携し、関係機関の協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

(9) 交通応急対策

道路管理者、警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、周辺道路及び周辺海域の交通対策に万全を期する。

(10) 自衛隊、日赤等の出動

市は、自衛隊及び日赤等の出動が必要な場合は、県に要請する。

(11) 専門家・専門機関等による助言

市は、危険物等取扱に関する専門家・専門機関等の助言が必要な場合は、県に要請する。

(12) 環境モニタリング

市は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(13) 住民救済対策

企業、市、その他関係機関は、合同して市民の救済対策を講じる。

(14) 風評被害の影響の軽減

① 市、その他関係機関は、各報道機関の協力を得ながら、次の事項について的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。

- ア 鉄道、道路等の使用又は供用の状況
 - イ 被災した構造物等の復旧状況
 - ウ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
 - エ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報
- ② 風評被害等が発生したと認められる場合は、農林畜産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林畜産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

第12 災害情報の提供と相談活動の実施

[実施機関：航空運送事業者、鉄道事業者、市（広報班）、関係機関]

1 災害広報の実施

(1) 留意事項

- ① 航空運送事業者又は鉄道事業者、市等は、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。
- ② 航空運送事業者又は鉄道事業者、市等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合う。また、情報の発信元を明確にするとともに、できる限り専門的な用語の使用を避け、市民等が理解しやすい広報に配慮する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- ③ 情報伝達にあたっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努める。
- ④ 航空運送事業者又は鉄道事業者、市等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努める。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

(2) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、市民のとるべき措置等について積極的に広報する。また、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

- ① 被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）
- ② 避難の必要性の有無
- ③ 危険物等に対する対応
- ④ 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況

⑤ 相談窓口の設置状況

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

- ① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用
- ② 市防災行政無線の活用
- ③ インターネット、ファクシミリ等による広報

2 各種相談の実施

(1) 市の相談活動

市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

(2) 安否確認等の窓口の設置

航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者並びに消防機関、警察署、市は、相互に安否確認等に関する情報を共有するとともに、被災者の家族等の詰所を設けて、必要に応じ、安否確認等の情報を提供する。